

名古屋 市政資料

NO. 181
2013年11月定例会

発行

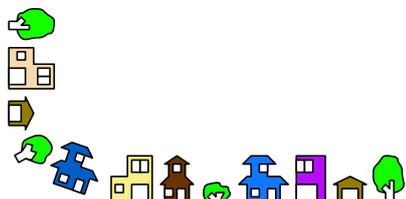
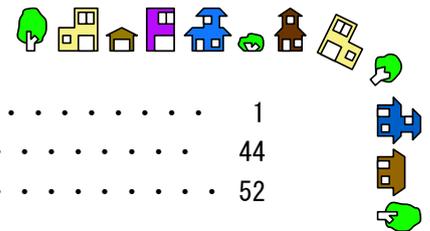
2013年12月20日

日本共産党

名古屋市会議員団

主な内容

1	名古屋市11定例会（2013年11月20日～12月6日）	1
2	名古屋港管理組合議会11月定例会（11月5日～11日）	44
3	資料・その他	52



12月9日に健康福祉局長に年末年始の援護対策を申し入れ



目次

1	名古屋市11月定例会（2013年11月20日～12月6日）	
(1)	11月定例会について	1
(2)	議案外質問	
	◇田口一登議員 買い物弱者への支援／弥富相生山線	2
	◇岡田ゆき子議員 要支援はずし／市営住宅駐車場の値上げ／旧城北病院跡地利用	9
(3)	【補正予算等】	
	◇山口清明議員 市バス・地下鉄・水道料金などに消費税増税まると転嫁をやめよ	10
	【補正予算等の議案の概要】	12
	◇わしの恵子議員の反対討論 市民に11億円の消費税増税、わずかな修正よりすえ置きを	19
	【補正予算に対する各会派の態度】	20
(4)	請願・陳情について	
	【請願・陳情に対する各会派の態度】	24
	【受付された新規請願・陳情】	28
(5)	意見書・決議	
	◇田口一登議員 受任者名簿不使用決議の趣旨説明	37
	【意見書・決議に対する各会派の態度と内容】	39
(6)	閉会中の委員会の概要	43
2	名古屋港管理組合議会（11月5日～11日）	
(1)	一般質問	
	◇山口清明議員 米軍艦の入港／コンテナ破裂事故／港湾運営会社／ガーデン埠頭開発	44
	◇議案の概要と結果	51
3	その他	
(1)	声明・申し入れ	52
(2)	資料	57

11月定例会について

- 一、減税日本ナゴヤの黒川慶一市議（千種区）の離党は受理されず、減税自らの調査も宙ぶらりんのまま。この政調費不正に対し千種区の市民が詐欺罪で告発しました。
- 一、口利き疑惑の自民党の渡辺義郎市議が弁護士の手による弁解書を作成。その後、名古屋市も、関与は明らかとする見解書を発表しました。
- 一、11月市会定例会は、11月20日に開会。消費税増税分を市民に転嫁する条例や待機児対策としてグループ型家庭保育室を増設する補正予算案、市施設の指定管理者の指定までについて審議されました。
- 一、日本共産党市議団は、消費税増税分を転嫁する関係案件10件とゴミ収集の民間委託を約束する補正予算に反対、指定管理37議案では、利益を不当に得ている池下駐車場、営利企業に新たに指定する古沢駐車場の指定に反対。その他、志段味の塩漬け土地を取得価格の半額で住宅メーカーに売却する議案と副市長の同意案に反対しました。その他48議案件には賛成しました。なお、市バス・地下鉄の消費税増税値上げに対し、自公民新からこども料金を据え置く修正案が提案され、日本共産党以外のすべての会派が賛成し、修正可決しました。減税も修正に同意しました。
- 一、消費税転嫁条例に対し、山口議員が議案質疑を行い、消費税に対する日本共産党の基本姿勢を示し、弱者への配慮もないことを厳しく批判しました。
- 一、議案外質問では、田口議員が、弥富相生山線問題、買い物弱者への支援について、岡田議員が、介護保険の要支援はずし、市営住宅駐車場の値上げ、旧城北病院跡地の活用について質問しました。
- 一、意見書は、日本共産党をはじめ各会派から提案された8件の意見書案の協議が各会派政審委員長会でおこなわれ、議会運営委員会をへて、3件が成立。日本共産党議員団が提案した3本の意見書案のうち「過労死防止」の意見書は一部修正で可決。
- 一、請願は12件、陳情は11件が受理されました。日本共産党は請願10件を紹介しました。
- 一、28日の本会議で山田まな議員が演壇で質問中、鈴木幹事長が勝手に登壇し、山田議員にメモ（回答者名の言い間違いを指摘）を手渡すという行動をとり、この間の減税議員の常識はずれな行動もあわせて厳しく批判されました。
- 一、26日本会議での浅井議員の敬老パスの質問に対する市長の答弁で、「2倍の案を見たことがない」といったことに対し、財政福祉委員会で副市長にも確認し、市長が同席した場でも案が説明されていることが確認され、市長に厳重注意がされました。
- 一、河合優議員が、本会議質問の発言内容に関連し、議事進行で「当て逃げした事実はない」と議事録削除を求めましたが、その後、撤回しました。
- 一、「受任者名簿」を目的外に使用しない決議（案）について、昨年から継続して審議されてきたが、政調費の不正問題から名簿が議員の手元にあった事実が発覚するなどの事態を踏まえ、議会運営委員会として改めて決議を行うよう減税に強く申し入れました。決議案の提案には議会運営委員会全員と請願を審議した総務委員長の署名が原則なので、減税に対し、決議には反対してもいいから署名だけせよと譲歩も行いました。通常は全会一致が原則ですが、今回を前例としないために、湯川委員長（当時）に対する問責決議も同時に行いました。
- 一、受任者名簿不使用決議の提案を田口議員が行いました。このとき市長がずーと立ちっぱなしでヤジ攻勢。議長席に詰め寄って机を叩くなどやり放題。同調した山田まな議員や富口議員、余語さやか議員が大声で罵声を浴びせるなどの異常な態度を行い、後日、理事会で謝罪を要求しましたが当該議員は拒否。減税の理事が責任を取って幹事長（＝理事）を辞任しました。

11月定例会日程表

月日	曜	時間	会議	備考
11月20日	火	11時	本会議	補正予算等提案説明
11月26日	火	10時	本会議	議案質疑 議案外質問
11月27日	水			
11月28日	木			
11月29日	金	10時 30分 など	委員会	補正予算や条例改正案などを審議
12月2日	月			
12月3日	火			
12月4日	水			
12月5日	木			
12月6日	金	1時	本会議	補正予算などの採決
12月9日	月			予備日

議案外質問(11月26日)

買い物弱者への支援を／弥富相生山線は住民に判断材料しめしてアンケートを

田口一登 議員



買い物弱者への支援について

買い物弱者支援のため、まず高齢者の買い物環境の調査実施を

【田口議員】近隣の商店やスーパーが撤退し、高齢のため車が運転できないなどの理由から、日常の買い物に困難を感じている買い物弱者が、とくに郊外の大規模な団地などで増えています。私が住んでいるURの相生山団地もその一つです。数年前に団地の隣にあった生協の店が閉店し、今年7月には地下鉄相生山駅前のスーパーも撤退し、学区内には生鮮食料品を扱う店が1軒もない地域になりました。その一方で、学区全体の高齢化率が32%と、高齢化が進んでいます。

団地の高齢者から「買い物に困る」という声が続出したことを受けて、団地自治会——私が会長を務めています——では、生協が始めた移動販売を誘致しました。先月から週1回、団地内2か所と離接する生協のステーションで始まった移動販売は、毎回100人ほどが利用されており、買い物にお困りの方の一助となっています。

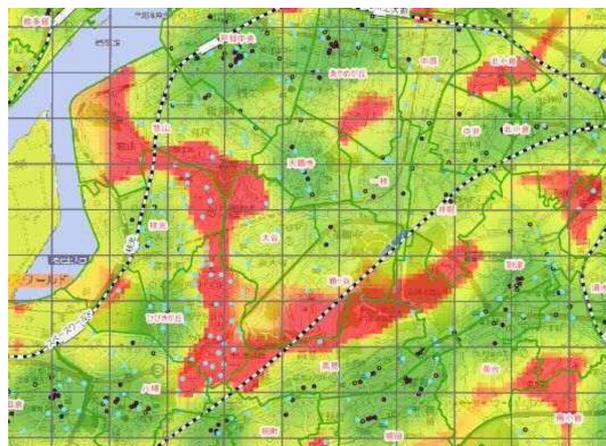
太白区内では他にも、魚や野菜などの産直市を毎週実施している県営住宅の自治会や、民間の移動販売を誘致した市営住宅の自治会など、買い物困難を解決するための自主的な取り組みが増えてきています。こうした地域の協働による買い物支援の取り組みをさらに進めるために、行政も支援していく必要があるのではないのでしょうか。

日本共産党市議団は先日、北九州市の買い物弱者支援の取り組みを調査してきました。北九州市は、市内の高齢者の人口分布や徒歩での行動範囲、生鮮食料品を扱う商店・スーパーなどの分布状況など、買い物支援を考えるために必要な情報を集約し、分析した「高齢者の買い物環境に係る基礎

調査」を実施しています。調査した結果は、小学校区ごとの買い物環境地域カルテ、市内を27エリアに分けた買い物環境マップ、買い物支援の取り組みに関するヒヤリング調査として公表されています。

これは、八幡東区の一部の買い物環境マップです。マップには、個人商店、スーパー、コンビニ、バス停の位置が印してあります。高齢者の人口分布に生鮮品取扱店舗の分布を重ね合わせて、赤色は高齢者の買い物困難度が高いところ、緑色が低いところですが、どこが買い物困難地域かイメージできるマップになっています。

買い物弱者への支援を進めるためには、まずはこうした高齢者の買い物環境に関する調査を行う必要があると思います。本市でも、実施すべきではありませんか。健康福祉局長の答弁を求めます。



高齢者等のご意見等をお聞きする等、実態の把握に努めたい

【健康福祉局長】国の資料によると、高齢者が生活の中で困っていることとして、「買い物」を挙げられる方が比較的高い比率になり、買物を含めた高齢者の生活全体を支えるために、さらにもっと必要なのかなについては、検討すべき課題であると認識しています。

昨年3月に、民生委員児童委員連盟の守山区支部

と守山区役所、守山区社会福祉協議会の連名で、「高齢者の外出に関する調査結果」がまとめられ、守山区社会福祉協議会において、平成24年度から瀬古学区をモデルに「おでかけ安心バス」事業が行われており、一定の成果があがっていると聞いている。この取り組みの実施状況について、十分検証するとともに、今後、買い物に不安を感じている高齢者の方々の支援のために、必要に応じ、高齢者や関係者の意見を聞く等、実態の把握に努めてたいと考えている。

市バス路線の見直しは、買い物困難地域とスーパーを結ぶ観点を

【田口議員】私は先日、守山区社会福祉協議会が実施している外出支援の「おでかけ安心バス」に乗車させていただきました。

この事業は、瀬古学区などにお住いの一人での買い物が困難になった65歳以上の方を、社協のデイサービス車両で最寄りの大型店まで送迎するサービスです。高齢者の方が、介助ボランティアさんとおしゃべりしながら、1時間程度の買い物を楽しんでおられました。

バスの中では、「宅配を頼んだけれど、商品がよくなかった。やっぱり目で見て買うのがいいね」という声が上がっていました。私の団地でも、「買い物送迎バスを走らせてほしい」という声も出ましたが、とても自治会でできることではありません。スーパーなどへの移動手段の確保は、第一義的には交通局にあると思います。

交通局長、高齢化が急速に進む中で、市バスには、買い物などの「おでかけ交通」としての役割がますます求められているのではないのでしょうか。市バス路線の見直しにあたっては、買い物困難地域とスーパーなどを結ぶという観点を重視する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

市バスサービスの維持、充実に努めていきたい

【交通局長】移動手段の確保は、市バスの大きな役割の一つで、市バス路線は、そうした観点も踏まえて、これまで整備を進めてきた。具体的には、バス路線の間隔を1km程度とすることや、概ね500mでバス停に到達できること、利用が少ない場合でも毎時1回の運行に努めることなどを基本的な考え方として、バス路線の整備を進めてきました。

現在、市域のほぼ全域をカバーしております市バス路線網と地下鉄によるネットワークにより、スーパーなどへの移動も



含め、市民の日常生活に必要な移動手段は、基本的には確保されていると考えていますが、今後とも、市民の日常生活を支える身近な移動手段を確保するため、市バスサービスの維持、充実に努めていきたい。

中小小売業者やNPO法人などの買い物支援事業に補助拡大を

【田口議員】京都市では、今年度から「買い物環境支援事業」と銘打って、買い物弱者の生活利便性を向上させるための移動販売や新規開店など、いわゆるソーシャルビジネスへの補助を始めています。

本市では、買い物支援も兼ねて朝市などを行っている商店街振興組合にたいする補助はありますが、商店街振興組合に限らないで、中小小売業者やNPO法人などが行う買い物支援事業にも、補助を拡大してはどうでしょうか。お答えください。

商店街が福祉団体やNPO法人等と連携する事業に対して支援したい

【市民経済局長】買い物弱者に対する支援は社会的な問題であり、地域毎の状況にあわせて、福祉団体やNPO法人、民間事業者など様々な主体が取り組んでいるほか、商店街においても、買い物支援を兼ねた朝市などを行っている。

買い物弱者をなくしていくという、地域の課題の解決につなげるために、商店街が福祉団体やNPO法人等との関係を深めるのは有益なものと考えており、市としてはその仲立ちに努めるとともに、両者が連携して行う事業に対し、補助制度を活用するなどの支援をしたいと考えております。

関係局が連携しながら取り組みを（意見）

【田口議員】買い物弱者支援については、健康福祉局、市民経済局、交通局など関係局が、連携しながら取り組んでいただくことを要望させていただきます。

弥富相生山線の工事再開・中止の判断について

住民意向調査はいつどのようなやり方でやるのか。工事再開と中止それぞれのマイナス面を示せ

【田口議員】2010年1月から建設工事が中断している弥富相生山線の工事再開、あるいは中止の判断について質問します。

先の土木交通委員会の決算審査において、入倉副市長は「来年度予算編成の時期に入るので、地元の方の意見をもって、速やかに判断する」と答弁されました。さらに、河村市長がマニフェストで掲げた住民投票については、「住民投票は一つの例。地元の意見をどのように聞くか、そのやり方やスケジュールは考えさせてほしい」とも答弁されました。

これを受けて河村市長は、その後の記者会見で、住民の意向調査に関して「指示してあります。名前は住民投票か、市民投票か、全住民アンケートか。地元の4学区で説明会を開いてやりたい」と明言されました。

そこで、入倉副市長にお尋ねします。弥富相生山線の建設の是非を判断するための住民の意向調査は、いつ実施されるのか。また、どのようなやり方を考えておられるのか、お答えください。

私は、住民の意向調査を実施する場合には、市の責任で行うとともに、建設再開に賛成か、反対かという単純な二者択一ではだめだと考えています。それは、地元の住民の中にさまざまな考えがあるからです。「相生山緑地の自然は守りたいが、周辺地区への車の入り込みは規制してほしい」「中止する方がいいが、つくってしまったシェルターなどはどうするのか」「道路ができると便利にはなるが、交通量が増えて、学童の交通安全が心配だ」などなどです。

ですから私は、工事を再開する場合、中止する場合のそれぞれのマイナス面をクリアする方策も示して、住民の意向を調査する必要があると思っています。

工事を再開する場合には、開通後のヒメボタルへの影響を低減するために、有識者による「学術検証委員会」の報告書で示されている「夜間の通

行止め」などの踏み込んだ対策を講じられないのか。開通後に交通量の増加が予想される相生学区などでは、学童の交通安全対策が不可欠です。

中止する場合には、周辺地区への車の入り込みを抑制するために、私が建設着工前に本会議でも何度も提案していた「コミュニティ・ゾーン形成事業」など、面的な交通規制が条件になるでしょう。つくってしまった構造物をどうするのかという点では、「学術検証委員会」の報告書で示されている「シェルターは野外教育施設に転用する」という対策が可能なのかも明らかにする必要があると思います。

このように、再開するにしても、中止するにしても条件付きなのです。それが、地元の多くの住民の思いだと、私は受け止めています。

入倉副市長、工事を再開する場合、中止する場合のそれぞれのマイナス面を解決する方策も示して、住民の意向を調査するお考えはありませんか。

市長とよく相談し、考えてまいりたい（副市長）

【入倉副市長】（経過を説明し）住民の意向確認の時期、やり方等については、現在のところ、市長とよく相談し、考えてまいりたい。

判断材料を示して住民の意見アンケート実施を（再質問）

【田口議員】入倉副市長の答弁は住民の意向調査の時期や方法はおろか、そもそも、住民投票かアンケートか名前は別にして、意向調査をやるのかどうかもはっきりしない答弁でした。

一体、いつまで市長と相談をされるおつもりなのでしょうか。決算からすれば、もう一月たったのですよ。来年度の予算編成ということなら、1月にもう迫っています。

そこで、市長に再質問をいたします。まず、住民投票ですが、地元の区政協力委員長さんたちが、住民投票に異を唱えておられるのは、市長が工事を中断させておきながら、再開・中止は住民の責任で判断をと、住民に「責任」を転嫁しようとしているからです。（「その通り」「そうだ」の声）



ただ、市長が判断をするうえで、止めてから4年近くになります。今、ここで判断をするうえで、住民の意向を踏まえて判断をしたいとお考えになるのは、わたくしも理解できます。

そこで、河村市長に提案したい。賛否を問うことで、住民の対立を引き起こしかねない住民投票ではなくて、アンケートという方法をとられたらどうでしょうか。私が提案したような、「再開」「中止」それぞれ、マイナス面、課題があるので。こういう課題を、どう解決するのかという方策も示して、つまり、判断材料を示して、住民の意見を集約するアンケートです。その結果にもとづいて、総合的に判断をする。どうですか、市長、お答えください。

住民の意向を確認することは絶対に必要なこと(市長)

【河村市長】やるかやらないかは、住民の意向確認のやり方について相談すると言っていて、やるということは確定しております。そこは、確認をしておいてください。

3月31日に4学区の人から住民投票やろうという合意しましたので、それにもとづいて公約もしました。その意向には、変わりはない。

もう一つ重要なポイントは、学術検証委員会の報告書の中に、結論は政治、行政、住民と書いてあります。「住民のより高度な判断による」というふうに書いてあり、この場合、「住民のより高度な」ということですから、住民の皆さんが、どういうふうに考えておられるかということは、その意向を確認するということは、これは絶対に必要なこと、と思っており、その方法については、いろいろ考えていかないかん。

交通規制の問題もありますし、交通規制に関しては、警察のほうから事前には、なかなか出しにくいので、いずれにしても決まった場合においては、住民の総意において、適切な方法をとりますということは、言ってくれてもいいよということになっております。

住民に判断材料を示して、最後は市長の責任で決めよ(意見)

【田口議員】学術検証委員会がひらかれました。そこで、いろんな課題が、「再開」「中止」の場合の、それぞれ、解決の方向性も示されているわ

けです。それがいったい、どうなってしまったのか。

やっぱり、住民に高度な判断を求めるといふなら、そういう、判断材料を示すことが必要だと思うのです。でなければ、4年間止めておいて、いったい、何やっていたのか名古屋市はと、言われてしまいますよ。

学術検証委員会の委員の方から、私のツイッターに返信を送っていただきました。

こういう内容です。「学術検証委員会として、かなり悩んだ立場としては、ずっとこけますね。判断材料なく投票って」と、こういうコメントでした。

ですから、確かに、時期は切迫しています。すぐ判断はしなければいけないとは思いますが。しかし、やっぱり、ここは、住民に判断材料を提供して、そして、住民の意見を聞いて、最後は市長の責任で判断されるということをお求めておきたいと思えます。

議案外質問(11月27日)

介護保険からの要支援はずしをやめさせよ／市営住宅駐車場の値上げはダメ／旧城北病院跡地利用は地元の声の聞け
岡田ゆき子 議員



介護保険制度の改正について

要支援の訪問介護、通所介護あわせた金額と割合は

【岡田議員】安倍政権が、臨時国会に提出している「プログラム法案」は、医療、介護、保育、年金など、社会保障全てに関して、国民に負担増と給付削減を進めるものであって、各界から怒りの声があがっています。名古屋市が保険者として、責任ある立場にある介護保険について質問します。

介護保険制度の見直しは、11月14日の社会保障制度審議会介護保険部会でその具体的な内容が示されました。中でも重大な問題は、介護保険制度の根幹を揺るがす「要支援者」の保険給付からの締め出しです。

当初は、「要支援者」のサービス全て保険給付から外し、市町村事業に丸投げするとしていましたが、サービスの切り捨てに反対する世論と運動を前に従来の方針を見直し、訪問看護などは保険から外さず、引き続き専門職が担うとしました。しかし、訪問介護・通所介護については保険給付から切り捨てる方針を変えていません。

ケアマネージャーに聞くと、要支援の場合、状態を悪化させないために、独居であれば通所介護を積極的に利用し、訪問介護のヘルパーの利用で、一緒に献立を考え一緒に調理するなどの関わりで、認知症の進行を遅らせる努力がなされていると言われました。

また、「要支援1、2であっても、短期記憶に問題あり、一人暮らしには注意や確認が頻繁に必要」という状態の高齢者がおられます。このかたたちは「すでに要介護状態に進行する恐れが十分にある」というのが、ケアマネージャーの認識です。「要支援者」が保険給付から外され、専門的な観点で関わる福祉の目が離れることになれば、

結局、重度化していくことになるのではないかと大変危惧されていました。

要支援と認定されている方は2013年3月末で27,375人です。そのうち訪問介護の利用が一番高く35.7%、次いで通所介護では24.6%と主要なサービスとなっています。この2つのサービスの給付額は2012年度決算でいくらになりますか。また、要支援者の給付費全体に占める割合はどれくらいだったか、健康福祉局長にお聞きします。

名古屋市の2012年～2014年の第5次介護保険事業計画「はつらつ長寿プラン2012」では、要支援者・要介護者を「自立して生活するには不安がある高齢者」と捉えて、「良質なサービスが提供されるようサービスの質の確保・向上に努める」としています。国の動きにかかわらず、要支援者に対して予防を重視した取り組みは今後も名古屋市の重要な施策だと考えますが、健康福祉局長の見解をお聞きします。

	要支援者	要介護者	合計	軽度割合%
訪問介護	9,713	15,881	25,594	38.0
通所介護	6,637	16,366	22,999	28.9
福祉用具貸与	5,782	20,947	26,724	21.6
福祉用具購入費	254	521	775	32.8
住宅改修費	270	371	641	42.1
認知症対応型共同生活介護	10	2,657	2,667	0.4

※人数は実人数。名寄せのため、合計は一致しない場合がある。

「要支援」は49億6千万円、予防給付の57%

【健康福祉局長】要支援の予防給付のうち、訪問介護と通所介護をあわせた金額は、平成24年度の決算で49億6千8百万円余となっており、これは予防給付全体の57%を占めている。

これまで、いきいき支援センターなどにおける適切な予防支援の実施や、保健所などにおける介護予防事業の実施に努めてきました。

要支援者はもとより、比較のお元気な段階から、

運動や機能訓練などを行ういわゆる介護予防は、要介護になることの防止や重度化を防ぐうえで大変重要であると認識しており、今後とも適切に介護予防の推進をはかりたい。

要支援の保険外しやめさせよ (再質問)

【岡田議員】要支援者の訪問介護、通所介護の給付額は約50億円にもなり、要支援の給付費全体に占める割合の6割ということです。これだけの量をごっそり保険給付から外すというのが今度の改悪の中身だということを、指摘したいと思います。

国の議論では、給付費を抑えるために、「多様な主体、多様なサービス」といって人員基準や運営基準を引き下げ、報酬単価も自治体裁量で引き下げもOKにする。そうなれば、事業所は、専門職など置けません。だからと言って、NPO法人や、ボランティアなどで賄えるものではないということ、名古屋市が一番わかっているのではないかと思います。サービスを専門職でない分野に置き換えるのは、国の進める給付削減の手段であって絶対やってはいけないことです。

今日、介護保険部会が最終まとめをする予定です。さまざまな団体から「保険から外すな」との声が上がっています。まだまだ中身も揺れる可能性は大です。だからこそ、名古屋市が政府に「要支援者の保険外し」はやめよと、国に強く求めるべきではないですか。局長お答え下さい。

国の動向を注視し、必要なら要望する

【健康福祉局長】現在、国は、政府の社会保障制度改革国民会議が提出した報告書を受け、介護保険法の改正に向けた様々な議論が行なわれているが、予防給付のうち訪問介護や通所介護は、市町村の「新しい総合事業」に移行させることなどが検討されている。しかし、社会保障審議会の介護保険部会の資料を見ますと、改正の方向性が揺れ動いており、いまだ、曖昧な部分も多く、現段階では本市として評価できる段階にはいたっていない。

これまで、大都市介護保険課長会議などの場を通じ、制度改正にあたっての財政措置や具体的な事務処理などについて、国へ要望してきた。改正案が成案となるまでは、今しばらく時間がかかるのではないかと考えておりますが、今後の国の動

向を注視し、必要があればさらなる要望の検討も含め的確に対応したい。

いずれにしても、制度改正にあたり市民のみならずさまに混乱が生じることがないようにします。

要支援の保険給付継続を求めよ (意見)

【岡田議員】これまで介護保険制度は改訂のたびに給付費が抑制をされて、国民に混乱を持ち込んでいます。今回の改定はそれ以上に、公的保険としての役目を投げ捨てる内容です。

地方議会でも「要支援者の保険給付を継続せよ」という意見書が出されています。保険者の名古屋市が先頭に立ち、要支援者の立場に立って国にものを言う、これぜひお願いしたいと思います。



市営住宅駐車場使用料の値上げについて

市営住宅駐車場値上げとなる割合と金額は

【岡田議員】名古屋市は、市営住宅の駐車場使用料の実質値上げを決め、11月に入り使用者に対し個別通知を始めました。意見や疑問を出す機会もなく、一方的な通知だけが送られて、値上げされる事に強い怒りの声が上がっています。

入居住民で構成する「名古屋市公営住宅協議会」は、「値上げ撤回を求める」署名約8700筆を市長に提出しました。11月15日の市との懇談でも「値

市営住宅の駐車場使用料の見直し案 (月額)

区分	市営住宅	定住促進住宅
駐車場台数(2013.3.31)	34,597台	1,813台
契約台数 (")	29,954台	1,491台
現行の使用料(平均)	4,900円	7,200円
民間駐車場料金(平均)	7,200円	8,200円
見直し使用料(平均)	5,900円	7,500円
最大値上げ額	3,500円	2,500円
最大値下げ額	1,300円	1,300円
現行の最高額	15,000円	25,000円
" 最低額	3,500円	4,000円
見直し最高額	15,600円	25,000円
" 最低額	3,900円	3,900円

上げに納得できない」「説明が不十分だ」「せめて説明会を開いて」と声が出されていたと聞いています。

見直し後の中身についてお尋ねします。対象となる駐車場の数、そのうち値上げとなる駐車場の割合、総額いくらの負担となるのか、最高の値上げ額はいくらかをお答えください。

87%が値上げ、総額3億円の増収

【住宅都市局長】民間駐車場料金との格差を是正するため見直しを行った結果、全体の管理台数34,597台のうち概ね3%が「値下げ」、10%が「据え置き」、87%が「値上げ」となります。全体の月額平均では、従来の4,900円から5,900円と1,000円の値上げとなり、値上げの最高額は3,500円です。3年間で段階的に値上げをする経過措置が終了した場合には、年間で約3億円の増収を見込んでいます。

なぜ今値上げなのか

【岡田議員】市営住宅は、憲法25条に基づく公営住宅法による低額所得者に対する住宅政策です。

駐車場使用料も入居者の実態を踏まえて検討されるべきです。いま、高齢者のみの世帯の入居率は40%を超えています。高齢であり、障害があるからこそ、受診や買い物にも車が必要という方も少なくありません。こうした方々の生活に車は必要不可欠です。

高齢者は、昨年的大幅な介護保険料の引上げに続き、年金は10月から3年連続引き下げ、可処分所得は減少しています。勤労世帯も給与は16カ月連続で前年同月比を下回るなど同様です。市営住宅の入居者も低所得化が進み、世帯収入が月10万4千円以下の世帯が75%を占めているのです。更に来年4月から消費税増税されれば、大変な負担増を強いられることとなります。

名古屋市が独自で決めることができる駐車場使用料を、なぜ今値上げするのか。現時点の入居者

値上げになる駐車場の平均値上げは1200円/月

	台数	割合 (%)
値上げ	30,143台	87.1%
据え置き	3,365台	9.7%
値下げ	1,069台	3.2%
合計	34,597台	100%

をとりまく状況をよく勘案した上で答えて下さい

行政評価の判定、検討委員会の提言により見直す

【住宅都市局長】平成23年度の行政評価で「見直し」という判定結果が出され、これを受け、平成24年度に外部の有識者等で構成されます「市営住宅駐車場使用料検討委員会」を設置し、「民間駐車場料金との格差を是正するため、使用料の決定方法を見直す必要がある」との提言をいただいた。提言の趣旨を踏まえ早期に格差を是正する必要があると判断して、来年度から見直しを実施したい。

一方、今回の見直しに伴い一定の配慮をしており、現行使用料の1.5倍を上限とする、3年間で段階的に値上げを行うなどの負担調整措置や、障害の程度の重い特別障害者世帯に対する減額率の拡充を実施します。増収分の使途は市営住宅の駐車場の計画的な再整備に充てていく。

値上げの撤回を（意見）

【岡田議員】値下げ、据え置きもありますけども、87パーセントほとんどが値上げです。高齢者や障害者、一人親家庭が多い市営住宅の住民に、総額3億円という負担です。この方々は、市長の市民税減税の恩恵はない方々です。一方的に値上げされたという思いです。

なぜ、今、値上げしないかんのかということについては、答えられませんでしたが、2月議会で、もう一回、予算審議のなかで議論することになりますが、市全体から見渡せば、まだまだ値上げしなくてもいい状況だと思います。あらためて、値上げの撤回を求めます。

旧城北病院跡地の活用について

住民の意見を聞く仕組みが必要

【岡田議員】北区の城北病院は、2011年から西部医療センターとなって移転リニューアルしました。約8,500㎡の跡地は、ほぼ取り壊しが終わり、更地に近い状態です。

病院局は、跡地を公有財産運用協議会に諮り、緑政土木局からの申し出で1/8の1000㎡を公園用地

として病院局が市に売却し、残り7/8は民間に売却するとしています。

城北病院は地域住民の協力で土地を取得した歴史を持っており、住民に支えられた病院として存続してきました。私は当然、売却にあたって、病院局が住民の意見を聞くという仕組みがあつてしるべきだと思います。住民の要望をどのように把握に努めてきたのでしょうか。病院局長お答え下さい。

8分の1が公園用地となったのは地域要望の成果

【病院局長】取りこわし工事説明会等、要望があれば懇談の場を設け、意見を伺ってきた。また、書面、電話等、様々な機会を通じて、地域の要望を伺ってきた。

これまでいただいた要望も、その都度、所管局に対し情報提供し、検討を依頼するなど、真摯な対応に努めました。その結果、公有財産運用協議会において、跡地の一部約1/8が公園用地として活用されることとなったことも、地域からの要望の成果ではないかと考える。

売却に際して、地域の声を反映するように

【岡田議員】緑被率30%の目標にするために公園は、当然のこととして進める必要があるんです。区政協力委員会からは、要望として「高齢者を中心に地域住民が健康で楽しく過ごせる場」など要望が出されています。住民有志でつくる「城北病院跡地を市民のために活用する会」が取り組んだ「子育て支援や高齢者施設、地域の防災拠点など市民の福祉や安全のために活用を」求める署名も、3600筆を超え、先日市長に届けられています。

これだけ地域住民の強い要望が出されていて、その声にこたえられないのは問題だと思います。地域の住民の願いは、売却するにしても子育て支援や高齢者など住民が利用できるよう配慮してほしいということです。

跡地は、公営企業である病院局長が、最終的に売却を判断するわけですが、地方公営企業法の第十六条、ここには、「地方公共団体の長は、(市長は)当該住民の福祉に重大な影響がある公営企業の業務の執行に、その福祉を確保するため必要があるとき、…必要な指示をすることができる」と書かれています。

市長さん、城北病院が、学区住民の1/3の署名が集まっていることは「住民の福祉に重大な影響がある」ことを示しているのではありませんか。病院局に対し「できる限り売却の際に住民の声を反映する」ように指示していただけますか。

売却したお金を医療に使っていただく(市長)

【河村市長】地域の皆さんに配慮されたと伺っておりますし、ちょこっとでもそのお金を医療に使っていただく、広く市民のために使っていただくということで頼むぜ、と申し上げておきました。まあ、そのへんで理解してもらえんかな、と思います。

地域に入って住民の声を聞いてください

【岡田議員】ぜひ、住民からの要望があれば受けますよと受け身ではなくって、やはり共存していて、病院があつた時には騒音とか駐車場とか、いろんな迷惑もあつても、地域は共存してきたんです。ですから売却する時には勝手に売りますではなく、病院局から直接住民に出向いて要望を聞くとやっていただきたいのですが、ぜひ地域に入って話を聞くっていうの、やっていただきたいと思うのですが、市長からお願いしていただけますか。

さっき言ったことをご理解を(市長)

【河村市長】まあ、さっき言ったことをご理解をいただきたい。

住民が主人公の市政をどの場面でも貫いて

【岡田議員】ぜひ、本当は、話をきちんと聞いていただかなければいけないと思う。住民が主人公の市政を、どの場面でも貫いていただきますよう要望して質問を終わります。

議案外質問(11月26日)

市バス・地下鉄・水道料金などに消費税増税をまるごと転嫁・・・市民負担は約30億円の増に
山口清明 議員



消費税転嫁9条例について

消費税増税分の転嫁で、市民の負担増はいくらか

【山口議員】消費税の5%から8%への引き上げで国民には約8兆円もの大增税です。景気や暮らしへの影響を考えれば、少なくとも来年4月からの増税は行うべきではありません。消費税は低所得者ほど負担が重い最悪の不公平税制と私は考えますが、消費税への評価の違いは脇に置いて、4月からの増税は中止せよ、この一点で力を合わせようではありませんか。

さて、市長は提案理由説明で「(消費税増税について) 私個人には複雑な思いがありつつも・・・いたしかたない・・・市民の皆様にご負担がかかる・・・このことをよく肝に銘じ、料金等の改正についてご理解をいただけるよう、丁寧にかつしっかりとご説明させていただく」と言われた。

そこで河村市長にうかがいます。消費税増税分3%を料金等に転嫁することで、どれだけ市民の負担を増やすことになるのですか、総額を明らかにしてください。

26年度は全体で30億円 (市長)

【河村市長】26年度は全体で30億円になる。

市バス、地下鉄の詳細な料金改定率は

【山口議員】ICカード化も進みつつありますが、今回は内税かつ10円刻みでの改定です。3%増で料金設定するのは至難の業だったと推測します。さて、その結果、提案された料金表を見ると、子どもの市バス料金は3%どころか10%もアップです。子ども料金へのしわ寄せが目立ちます。一方で、通勤・通学の定期券については全て3%以内に抑えられています。どれだけ意識されたか

消費税引き上げの影響 (使用料等)

事項 (対象)	改定見込額	実施時期
市大病院 診療料 (初診料加算額、文書料等)	2084万円	26年4月
中央卸売市場 使用料 (卸売場、冷蔵庫)	7756万円	26年4月
と畜場使用料 (牛、豚等)	556万円	26年4月
市立病院 使用料 (初診料加算額、文書料等)	1995万円	26年4月
水道料金等 (水道料金、基本工事費)	10億3885万円	26年6月など
工業用 水道料金	2175万円	26年5月
下水道使用料	7億3782万円	26年6月
市バス (普通券等)	1億7672万円	26年9月。 貸切は26年4月
地下鉄 (普通券、定期券等)	9億5058万円	26年9月
計	30億4966万円	

わかりませんが、値上げされても乗らざるを得ない市民・利用者への配慮があるのかな、と勝手に良い方に受け取っておきます。

そこで質問です。今回の料金改定率はぴったり3%増になるのでしょうか。市バス、地下鉄の料金改定率を正確にお答えください。

また3%ジャストでないとすれば、増税分の転嫁にあたっては、増税分を超えて、又は少なく、転嫁してはならない、といった基準があるのかどうか、あわせてうかがいます。

全体を105分の108以内にするため、市バス2.79%、地下鉄2.81%となる

【交通局長】消費税引き上げにともない、料金改定の上限は現行料金に105分の108を乗じた額、具体的な改定率は2.86%ということになる。市バス・地下鉄料金案は、計算を一律に行い10円単位の四捨五入を基本に、全体の増収が105分の108以内となるよう調整をした。この結果、改定率は市バス2.79%、地下鉄2.81%となり、いずれも上限の範囲内になっている。国土交通省から、料金改定案は事業全体として105分の108以内の増収となる

ように調整することとなっており、この条件を満たさない場合には大臣認可が得られない。

増税分をほぼそのまま市民に押し付けることに市長は痛みを感じないか (再質問)

【山口議員】増税分を超えて転嫁することはできないが、その範囲内におさまる料金改定なら何の問題もないとの答弁でした。パーセンテージを金額になおすと転嫁しきれない、転嫁しない額は市バス・地下鉄の合計で、これ私の試算ですが年間で約4千万円になります。かなりの額ですが市長もそれだけ転嫁しない額が出てよしとしたわけですね。つまり増税分をいくら転嫁するかどうかは自治体で考慮の余地があるのです。ところが今回の改定には負担増を抑えようと努力した形跡がほとんど見られません。

30億円もの新たな負担、増税3%分をほぼそのまま市民に押し付けることに市長は痛みを感じませんか？あなたは増税容認に変わったのですか。

消費税の増税、いまはやっちゃいかんと、市長、総理になったつもりではっきり国に言ったらどうですか。

そのうえで提案です。この際、マイナス3%の料金改定を行って、増税による転嫁分を加えても現行料金を維持するようにすべきです。せめて通勤や通学の定期だけでも検討していただきたい。サービス向上と言うんだったら、終電の延長よりも、市民負担を抑える方策こそ、まず考えていただきたい。

財源はどうするのか。あなたの「減税」を見直します。市民に転嫁される30億円は、法人市民税の5%減税の一年分、約34億円とほぼ同規模です。消費税増税とあわせて国が新たに法人税の減税を行うのですから、大企業などの減税は国にまかせて、法人市民税の減税を見直して、市民へのサービス向上、負担抑制に努めるべきです。ざくっと対案しましたが国の悪政から市民を守るために、もっと市長さん知恵絞りましょうよ。答弁してください。

民間からお金を借りる政策に集中すべきであって増税は大反対 (市長)

【河村市長】とにかく民間からお金を借りる政策に集中すべきであって増税は大反対であります。

市バス・地下鉄の消費税転嫁

		大人		小児	
【市バス】		200円→210円	5.0%	100円→110円	10%
【深夜バス】		400円→420円	5.0%	200円→210円	5.0%
【地下鉄】	1区	200円→200円	0.0%	100円→100円	0.0%
	2区	230円→240円	4.3%	120円→120円	0.0%
	3区	260円→270円	3.8%	130円→140円	7.7%
	4区	290円→300円	3.4%	150円→150円	0.0%
	5区	320円→330円	3.1%	160円→170円	6.3%

そして減税は減税で立派な名古屋の宝でございます。

負担増を抑える工夫もなしでは「増税容認の市長」だ (再再質問)

【山口議員】増税反対だったら消費税増税をストレートに転嫁するのではなくて、もっと名古屋市だって負担増抑えるために工夫できるでしょと、それしなかったら国が言ってることそのままやるだけじゃないですか。そういうのを「増税容認の市長」というんだと思うんですが、どうですか。

国の姿勢が原因なのでサービスで出来んかと (市長)

【河村市長】電気代だとか全部上がるわけで、その中で経営努力はせないかんのは当然ですが、それをここがかぶると言っちゃおかしい。国の姿勢が原因なんであって、その分をなんとかサービスで出来んかとちょっとでもと、こういう施策をとっとる。

(質疑回数制限があるため、さらなる意見は言えません)



各常任委員会の概要(補正予算案等の質疑)

2013年11月議会 補正予算等の委員会日程の予定

月日	曜	開会時間	総務環境	財政福祉	教育子ども	土木交通	経済水道	都市消防
11月29日	金	10時(3分演説)	1人		2人		1人	2人
		10時5分~30分	10時05分 質疑(総務)	10時30分 質疑(財政)	10時10分 質疑(子ども)	10時30分 質疑(土木)	10時05分 質疑(経済)	10時10分 質疑(住都)
12月2日	月	10時30分	総括質疑(総務)	質疑(病院福祉)	質疑(教育)	質疑(交通)	総括質疑(経済)	総括質疑(住都)
12月3日	火	10時30分	質疑(環境)	総括質疑(財政)	総括質疑(子ども)	総括質疑(土木)	質疑(水道)	調査(特別査察)
12月4日	水	10時30分	総括質疑(環境)	総括質疑(病院福祉)	総括質疑(教育)	総括質疑(交通)	総括質疑(水道)	
12月5日	木	10時30分 11時(財福)	意思決定	意思決定	意思決定	意思決定	意思決定	意思決定

一般会計補正予算の概要 (単位: 千円)

事項	金額	財源	説明	
グループ実施型家庭保育室の設置	69,275	県費 一般財源	17,866 51,409	2014年4月の「待機児童ゼロ」に向けた取組み 10カ所 定員150人(全て3歳未満児)。公募により事業者を選定
中志段味地区事業用地の取得	3,756,759	国庫	3,756,759	名古屋市土地開発公社が先行取得していた用地を取得
歴史の里整備事業用地の取得	1,796,942	国庫 一般財源	1,796,616 326	名古屋市土地開発公社が先行取得していた用地を取得
一般会計 計	5,622,976	特定財源 一般財源	5,571,241 51,735	

予算編成過程の公開を見ると、議会議務局が予算要求した議会報告会の開催(300万円)市会だよりの例月化(1500万円)区役所等での議会広報番組の放送(100万円)議会図書室でのネット中継の閲覧とDVD貸出(300万円)はすべて、却下され、予算計上されませんでした。

債務負担行為

事項	期間(年度)	限度額(千円)	説明
一般(可燃・不燃・粗大ごみの収集委託)	26~30	1,444,000	委託が5カ年にわたるため
高速度鉄道事業(駅務機器の改修)	26	86,000	改修が2カ年にわたるため

志段味の土地の推移について

志段味西小学校の移転のために19億円で取得した土地を8億円でセキスイハウスに売却する議案が出されました。道路公害から逃れるために計画されましたが、高速道路が騒音対策を行って、10年前には移転不要と判断された土地です。わしの議員は、公有地としての活用を求めました。



志段味西小学校旧移転用地の売却		
土地開発公社による取得		
区分	面積(m ²)	金額
1996年度	4,700	5億7340万円
1997年度	4,700	5億7340万円
1998年度	4,800	5億7600万円
計	14,200	17億2280万円
吉根特定土地区画整理組合から購入		
市による買戻し		
区分	面積(m ²)	金額
1997年度	4,600	5億9005万円
2003年度	9,600	13億2184万円
計	14,200	19億1189万円
事務費及び利子1億8909万円を含む		
市による売却		
区分	面積(m ²)	金額
2013年度	14,200	8億1768万円
売却先は「セキスイハウス東海㈱」		

吉根地区の区画整理で用意された小中学校用地と志段味西小学校(2004年2月議会資料より)



志段味西小学校移転予定地の取得状況

項目	開発公社の取得	市が公社から購入
吉根保留地A	4,700m ² (97年3月)	4,600m ² (98年3月)
		100m ²
吉根保留地B	4,700m ² (98年3月)	4,700m ²
吉根保留地C	4,800m ² (99年3月)	4,800m ²
計	14,200m ²	14,200m ²

9,600m²(補正予算)

グループ型保育所の整備状況

平成26年4月における3歳未満児の保育所入所申込者数等の推計 (単位:人)

区分	平成25年4月1日現在の入所 申込み状況からの推計	平成25年8月1日現在の入所 申込み状況からの推計
保育所入所申込者数	15,898人	16,101人
保育所等入所児童数	14,805人	15,111人
除外児童数	808人	818人
待機児童数	285人	172人
補正予算等における確 保対策数	306人 (6月補正予算)	180人 (11月補正予算で150人、 法人の自主整備で30人)

グループ実施型家庭保育室の運営法人の内訳
(2013年12月1日現在)

区分	件数
株式会社	24
株式会社サクセスアカデミー	8
オフィス・パレット株式会社	4
株式会社ニチイ学館	4
株式会社ポピンズ	4
株式会社ケアメイトサービス	2
中央出版株式会社	2
社会福祉法人	5
特定非営利活動法人	2
一般財団法人	1
合同会社	1
計	33

指定管理者の指定状況

平成25年度指定管理者公募施設一覧表 2013年11月議会提出議案

施設名	平成25年度の公募結果 候補者と期間(特記以外は26年度～29年度末)	前回の指定状況(2009.9～11、2010.2)	
		現指定管理者名	備考
名古屋国際センター	名古屋国際センター	名古屋国際センター	
名古屋市男女平等参画推進センター (女性会館と一括公募)	アイ・コニックグループ	(特)参画プラネット	
南陽交流プラザ	アクティオ株式会社	—	
名古屋市青少年交流プラザ(分館を除く)	名古屋ユースクエア共同事業体:名古屋市 教育スポーツ協会、(特)ICDSキャリア・デ ザイン・サポーターズ、(特)子ども&まちネッ ト	26年度～ 28年度末	—
名古屋市五条荘	名古屋厚生会	名古屋厚生会	
名古屋市にじが丘荘	名古屋市千種母子福祉協会	名古屋市千種母子福祉協会	
名古屋市とだがわこどもランド	名古屋市社会福祉協議会	名古屋市社会福祉協議会	
中村生涯学習センター	名古屋市教育スポーツ協会	—	
熱田生涯学習センター	名古屋市教育スポーツ協会	—	
名東生涯学習センター	名古屋市教育スポーツ協会	—	
名古屋市枇杷島スポーツセンター	名古屋市教育スポーツ協会	名古屋市教育スポーツ協会	
名古屋市緑スポーツセンター	(株)JPN	(株)JPN	
名古屋市中村スポーツセンター	名古屋市教育スポーツ協会	名古屋市教育スポーツ協会	
名古屋市名東スポーツセンター	名古屋市教育スポーツ協会	名古屋市教育スポーツ協会	
名古屋市中スポーツセンター	名古屋市教育スポーツ協会	名古屋市教育スポーツ協会	
名古屋市昭和スポーツセンター	愛知スイミング・大成共同事業体	(株)愛知スイミング	
名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター	名古屋市教育スポーツ協会	名古屋市教育スポーツ協会	非公募
名古屋市瑞穂運動場	名古屋市教育スポーツ協会	名古屋市教育スポーツ協会	
名古屋市志段味スポーツランド	(株)JPN	(株)JPN	
名古屋市鳴海プール	シンコースポーツ(株)	シンコースポーツ(株)	
名古屋市南陽プール	名古屋市教育スポーツ協会	名古屋市教育スポーツ協会	
名古屋市富田北プール	名古屋市教育スポーツ協会	名古屋市教育スポーツ協会	
名古屋市山田西プール	名古屋市教育スポーツ協会	名古屋市教育スポーツ協会	
名古屋市香流橋プール	名古屋市教育スポーツ協会	(株)JPN	
名古屋市女性会館 (男女平等参画推進センターと一括公募)	アイ・コニックグループ	—	
名古屋市東谷山フルーツパーク	名古屋市みどりの協会	名古屋市みどりの協会	
名古屋市農業文化園	名古屋市みどりの協会・山田組グループ	名古屋市みどりの協会	
名古屋市瑞穂公園	名古屋市教育スポーツ協会	名古屋市教育スポーツ協会	
名古屋市鶴舞公園	名古屋市みどりの協会	名古屋市みどりの協会	
東山公園展望塔	サンエイ(株)	サンエイ(株)	

平成25年度指定管理者公募施設一覧表 (つづき)

施設名	平成25年度の公募結果		前回の指定状況 (2009.9~11、2010.2)	
	候補者と期間 (特記以外は26年度~29年度末)		現指定管理者名	備考
名城公園フラワープラザ	岩間・中日本エンジ名古屋グループ		名古屋市みどりの協会	
久屋大通公園久屋大通庭園(ランの館)	名古屋市みどりの協会	26年度~ 35年度末	名古屋市みどりの協会	
久屋大通公園の公園施設(オアシス21)	栄公園振興(株)		栄公園振興(株)	非公募
荒子川公園ガーデンプラザ・荒子川公園	名古屋市みどりの協会・大島造園土木グループ		名古屋市みどりの協会	
庄内緑地グリーンプラザ・庄内緑地	名古屋市みどりの協会・ミズノグループ		名古屋市みどりの協会	
白鳥庭園	岩間・トーエネック・みどりの協会グループ		岩間造園・トーエネックグループ	
稲永公園野鳥観察館	東海・稲永ネットワーク		東海・稲永ネットワーク	
日光川公園プール	PMIサンビーチ日光川		PMIサンビーチ日光川	
名古屋市戸田川緑地	名古屋市みどりの協会・山田組グループ		名古屋市みどりの協会	
徳川園	名古屋市みどりの協会・岩間造園グループ		名古屋市みどりの協会	
名古屋市緑化センター	名古屋市みどりの協会		名古屋市みどりの協会	
みどりが丘公園	名古屋市みどりの協会		—	
名古屋市池下駐車場	オークワ・RBSグループ	26年度~ 30年度末	オークワ・RBSグループ (4年前はパレ)	非公募
名古屋市吹上中央帯駐車場	吹上駐車場管理運営共同体	26年度~ 30年度末	なごや建設事業サービス財団	
名古屋市大曽根駐車場	(株)日本メカトロニクス	26年度~ 30年度末	(株)日本メカトロニクス	
名古屋市吹上駐車場	吹上駐車場管理運営共同体	26年度~ 30年度末	なごや建設事業サービス財団	
名古屋市公会堂	KNS共同事業体	26年度~ 27年度末	愛知県舞台運営事業協同組合	
名古屋市青少年文化センター	名古屋市文化振興事業団・日本管財グループ		名古屋市文化振興事業団	
名古屋市千種文化小劇場	名古屋市文化振興事業団		名古屋市文化振興事業団	
名古屋市中村文化小劇場	名古屋市文化振興事業団		名古屋市文化振興事業団	
名古屋市中川文化小劇場	名古屋市文化振興事業団		名古屋市文化振興事業団	
名古屋市南文化小劇場	名古屋市文化振興事業団		名古屋市文化振興事業団	
名古屋市守山文化小劇場	名古屋市文化振興事業団		名古屋市文化振興事業団	
名古屋市天白文化小劇場	名古屋市文化振興事業団		名古屋市文化振興事業団	
名古屋市演劇練習館	名古屋市文化振興事業団		名古屋市文化振興事業団	
名古屋市民ギャラリー栄	名古屋市文化振興事業団		名古屋市文化振興事業団	
名古屋市短歌会館	ホームメックス(株)		ホームメックス(株) (4年前は事業団)	
名古屋市東山荘	名古屋市文化振興事業団		名古屋市文化振興事業団	
名古屋市楠地区会館	味鋤学区福祉推進協議会		味鋤学区福祉推進協議会	
名古屋市山田地区会館	中部互光・コスモコンサルタント運営共同体		中部互光・コスモコンサルタント運営共同体	
名古屋市富田地区会館	中部互光・コスモコンサルタント運営共同体		中部互光・コスモコンサルタント運営共同体	
名古屋市南陽地区会館	中部互光・コスモコンサルタント運営共同体		中部互光・コスモコンサルタント運営共同体	
名古屋市志段味地区会館	ホームメックス株式会社		中部互光・コスモコンサルタント運営共同体	
名古屋市徳重地区会館	サンエイ(株)		サンエイ(株)(2010年4月~)	
名古屋市コミュニティセンター	各学区連絡協議会等		各学区連絡協議会等	非公募
名古屋市国際展示場	名古屋産業振興公社		名古屋産業振興公社	
名古屋市中小企業振興会館	名古屋産業振興公社		名古屋産業振興公社	

平成25年度指定管理者公募施設一覧表 (つづき)

施設名	平成25年度の公募結果		前回の指定状況 (2009.9~11、2010.2)	
	候補者と期間 (特記以外は26年度~29年度末)		現指定管理者名	備考
名古屋国際会議場	コングレ・名古屋観光コンベンションビューローコンソーシアム		(株)コングレ中部支社	
名古屋能楽堂	名古屋市文化振興事業団		名古屋市文化振興事業団	
名古屋市堂久屋駐車場	名古屋まちづくり公社		名古屋まちづくり公社	
名古屋市堂大須駐車場	名鉄協商(株)	26年度~26年度末	名鉄協商(株)	
名古屋市堂古沢公園駐車場	タイムズ24株式会社		名古屋まちづくり公社	
名古屋市栄バスターミナル	栄公園振興(株)		栄公園振興(株)	非公募
市営住宅(改良住宅、コミュニティ住宅、更新住宅)	名古屋市住宅供給公社		名古屋市住宅供給公社	非公募
定住促進住宅	名古屋市住宅供給公社		名古屋市住宅供給公社	非公募

市バス・地下鉄運賃について

消費税増税分の市バスの増収額は約3億円、地下鉄で18億円(平年ベース)の計21億円。26年度は機器改修が間に合わないため11億円です。

自公民新は子供料金の改訂率のばらつきに難癖を

付け、減税日本も巻き込んで小児運賃据え置き(平年1400万円、26年度800万円)の修正を行いました。

消費税増税反対の原則を貫いたのは日本共産党だけでした。

券種別利用状況

バス			1日当たり乗車人員		
			(人)	(%)	
定期外	普通券	大人	84,357	39.8	
		小児	2,015	0.9	
		小計	86,372	40.7	
	一日乗車券		21,750	10.3	
	その他		1,075	0.5	
計			109,197	51.5	
定期	通勤		53,966	25.5	
	学生		29,425	13.9	
	その他		19,306	9.1	
	計		102,697	48.5	
合計			211,894	100.0	
地下鉄			1日当たり乗車人員		
			(人)	(%)	
定期外	普通券	大人	1区	148,749	13.8
			2区	155,933	14.5
			3区	99,437	9.2
			4区	47,020	4.4
			5区	5,244	0.5
			小計	456,383	42.4
		小児	1区	3,129	0.3
	2区		2,800	0.3	
	3区		2,296	0.2	
	4区		1,050	0.1	
	5区		198	0.0	
	小計		9,473	0.9	
	計			465,856	43.3
	一日乗車券		24,774	2.3	
	その他		1,716	0.2	
	合計			492,346	45.8
	定期	通勤		367,106	34.1
学生		202,718	18.8		
その他		13,731	1.3		
合計		583,555	54.2		
総合計			1,075,901	100.0	

バス料金の改訂

区分	料金(円)				1日当たり乗車人員(人)	年間増収額(千円)	
	現行	改定案	差額	改定率			
普通券	大人	200	210	10	5%	84,277	288,163
	小児	100	110	10	10%	2,015	6,958
一日乗車券	大人	600	600	0	0	479	0
	小児	300	300	0	0	17	0
通勤定期券	1か月	9,000	9,000	0	0	4,245	0
	3か月	25,650	25,650	0	0	2,640	0
	6か月	48,600	48,600	0	0	8,502	0
学生定期券甲(中学生以上)	1か月	5,400	5,400	0	0	3,265	0
	3か月	15,390	15,390	0	0	4,159	0
	6か月	29,160	29,160	0	0	2,332	0
学生定期券乙(小学生以下)	1か月	3,600	3,600	0	0	64	0
	3か月	10,260	10,260	0	0	118	0
	6か月	19,440	19,440	0	0	41	0
高齢者割引全線定期券	3か月	10,000	10,000	0	0	8,460	0
深夜バス	大人	400	420	20	5%	80	558
	小児	200	210	10	5%	0	1
都市高速道路利用料金		10	10	0	0		0
その他		-	-	-	-	1,384	0
市バス計		-	-	-	-	122,078	295,680

地下鉄									
区分		料金 (円)				1日当り乗車人員 (人)	年間増収額 (千円)		
		現行	改定案	差額	%				
普通券	大人	1区	200	200	0	0.0	148,749	0	
		2区	230	240	10	4.3	155,933	536,530	
		3区	260	270	10	3.8	99,437	342,333	
		4区	290	300	10	3.4	47,020	162,338	
		5区	320	330	10	3.1	5,244	18,160	
	小児	1区	100	100	0	0.0	3,129	0	
		2区	120	120	0	0.0	2,800	0	
		3区	130	140	10	7.7	2,296	8,081	
		4区	150	150	0	0.0	1,050	0	
		5区	160	170	10	6.3	198	703	
一日乗車券	大人	740	740	0	0.0	3,463	0		
	小児	370	370	0	0.0	57	0		
通勤定期券	1区	1か月	8,160	8,390	230	2.8	18,031	25,188	
		3か月	23,260	23,920	660	2.8	9,464	12,339	
		6か月	44,070	45,310	1,240	2.8	37,608	47,225	
		2区	1か月	9,110	9,370	260	2.9	28,298	44,404
			3か月	25,970	26,710	740	2.8	16,045	24,044
			6か月	49,200	50,600	1,400	2.8	61,136	86,466
	3区	1か月	9,990	10,280	290	2.9	27,115	47,823	
		3か月	28,480	29,300	820	2.9	12,227	20,531	
		6か月	53,950	55,520	1,570	2.9	44,264	70,435	
	4区	1か月	10,790	11,100	310	2.9	17,005	32,546	
		3か月	30,760	31,640	880	2.9	8,306	14,413	
		6か月	58,270	59,940	1,670	2.9	28,767	48,402	
	5区	1か月	11,520	11,850	330	2.9	7,121	14,305	
		3か月	32,840	33,780	940	2.9	3,359	6,407	
		6か月	62,210	63,990	1,780	2.9	9,781	17,662	
	学生定期券 甲(大学生)	1区	1か月	4,800	4,940	140	2.9	4,222	3,596
			3か月	13,680	14,080	400	2.9	4,870	3,950
			6か月	25,920	26,680	760	2.9	2,051	1,579
		2区	1か月	5,250	5,400	150	2.9	5,277	4,816
			3か月	14,970	15,390	420	2.8	6,254	5,527
			6か月	28,350	29,160	810	2.9	2,544	2,091
		3区	1か月	5,620	5,780	160	2.8	10,717	10,531
			3か月	16,020	16,480	460	2.9	15,931	14,458
			6か月	30,350	31,220	870	2.9	6,580	5,807
4区		1か月	5,920	6,090	170	2.9	10,222	10,577	
		3か月	16,880	17,360	480	2.8	13,761	13,598	
		6か月	31,970	32,890	920	2.9	4,908	4,580	
5区		1か月	6,150	6,330	180	2.9	12,693	13,907	
		3か月	17,530	18,050	520	3.0	15,793	16,661	
		6か月	33,210	34,190	980	3.0	7,331	7,590	
地下鉄計									
学生定期券 乙(小学生以下)									
1区		1か月	2,400	2,470	70	2.9	59	25	
		3か月	6,840	7,040	200	2.9	106	43	
2区		1か月	2,630	2,700	70	2.7	178	76	
		3か月	7,490	7,700	210	2.8	318	137	
3区		1か月	2,810	2,890	80	2.8	137	67	
		3か月	8,010	8,240	230	2.9	206	97	
4区		1か月	2,960	3,050	90	3.0	62	34	
		3か月	8,440	8,680	240	2.8	83	41	
5区		1か月	3,080	3,170	90	2.9	51	28	
		3か月	8,770	9,030	260	3.0	77	41	
全線定期券		1か月	14,580	15,000	420	2.9	925	2,312	
		3か月	41,560	42,750	1,190	2.9	194	519	
その他		6か月	78,740	81,000	2,260	2.9	566	1,297	
		その他	—	—	—	—	3,225	4,709	
地下鉄計									

割引連絡 (バス・地下鉄)								
区分	料金 (円)				1日当り乗車 (人)	年間増収額 (千円)		
	現行	改定案	差額	%				
通勤定期券	1区	1か月	13,730	13,920	190	1.4	1,006	1,162
		3か月	39,130	39,660	530	1.4	514	853
		6か月	74,140	75,130	990	1.3	1,838	1846
	2区	1か月	14,490	14,700	210	1.4	2,922	4033
		3か月	41,300	41,890	590	1.4	1,433	1,715
		6か月	78,240	79,360	1,120	1.4	5,956	6,963
	3区	1か月	15,200	15,430	230	1.5	3,205	4,484
		3か月	43,310	43,960	650	1.5	1,649	1,973
		6か月	82,040	83,300	1,260	1.5	6,737	8,608
	4区	1か月	15,840	16,080	240	1.5	2,396	2,997
		3か月	45,130	45,840	710	1.6	1,105	1,990
		6か月	85,500	86,840	1,340	1.6	4,849	6,887
	5区	1か月	16,420	16,680	260	1.6	1,334	2,110
		3か月	46,800	47,550	750	1.6	714	1,086
		6か月	88,650	90,080	1,430	1.6	2,921	4,236
学生定期券甲 (大学生)	1区	1か月	8,160	8,280	120	1.5	148	108
		3か月	23,260	23,580	320	1.4	152	98
		6か月	44,070	44,680	610	1.4	48	30
	2区	1か月	8,520	8,640	120	1.4	423	308
		3か月	24,290	24,630	340	1.4	457	116
		6か月	46,010	46,660	650	1.4	169	111
	3区	1か月	8,820	8,950	130	1.5	566	348
		3か月	25,130	25,500	370	1.5	696	923
		6か月	47,610	48,310	700	1.5	236	167
	4区	1か月	9,060	9,200	140	1.5	1,116	950
		3か月	25,820	26,200	380	1.5	1,826	1,207
		6か月	48,910	49,650	740	1.5	607	455
	5区	1か月	9,240	9,390	150	1.6	849	774
		3か月	26,340	26,750	410	1.6	1,105	919
		6か月	49,900	50,690	790	1.6	554	144

区分	料金 (円)				1日当り乗車 (人)	年間増収額 (千円)		
	現行	改定案	差額	%				
学生定期券甲2 (高校・中学生)	1区	1か月	7,780	7,880	100	1.3	269	164
		3か月	22,170	22,440	270	1.2	334	183
		6か月	42,000	42,520	520	1.2	148	78
	2区	1か月	8,080	8,190	110	1.4	766	513
		3か月	23,030	23,330	300	1.3	1,085	660
		6か月	43,640	44,210	570	1.3	640	270
	3区	1か月	8,320	8,440	120	1.4	720	526
		3か月	23,710	24,030	320	1.3	1,107	918
		6か月	44,930	45,540	610	1.4	712	241
	4区	1か月	8,500	8,620	120	1.4	568	414
		3か月	24,220	24,560	340	1.4	766	828
		6か月	45,890	46,530	640	1.4	519	236
	5区	1か月	8,630	8,750	120	1.4	760	555
		3か月	24,590	24,930	340	1.4	1,113	967
		6か月	46,580	47,230	650	1.4	842	555
学生定期券乙 (小学生以下)	1区	1か月	4,800	4,860	60	1.3	7	2
		3か月	13,690	13,850	160	1.2	12	4
		6か月	25,920	26,230	310	1.2	1	1
	2区	1か月	4,990	5,040	50	1.0	13	4
		3か月	14,210	14,370	160	1.1	26	8
		6か月	26,900	27,220	320	1.2	8	2
	3区	1か月	5,130	5,200	70	1.4	16	6
		3か月	14,620	14,810	190	1.3	11	4
		6か月	27,700	28,040	340	1.2	8	2
	4区	1か月	5,250	5,320	70	1.3	5	2
		3か月	14,970	15,160	190	1.3	9	4
		6か月	28,350	28,710	360	1.3	5	2
	5区	1か月	5,350	5,420	70	1.3	16	7
		3か月	15,230	15,440	210	1.4	2	1
		6か月	28,840	29,230	390	1.4	6	3
共通定期券 (通勤)	1か月	18,200	18,510	310	1.7	744	1,502	
	3か月	51,870	52,760	890	1.7	133	256	
	6か月	98,280	99,960	1,680	1.7	451	821	
共通定期券 (学生)	1か月	9,950	10,110	160	1.6	4,532	4,721	
	3か月	28,360	28,820	460	1.6	2,849	2,845	
	6か月	53,730	54,600	870	1.6	1,828	1,726	
総計						89,816	76,632	

小児料金据置きによる影響額

区分		料金 (円)			影響額 (千円)			
		現行	改定案	差額	平年度	26年度		
バス	普通券	小児	100	110	10	5,678	3,297	
	深夜バス	小児	200	210	10	1	1	
	計		—	—	—	5,679	3,298	
地下鉄	普通券	小児	1区	100	100	0	0	0
			2区	120	120	0	0	0
			3区	130	140	10	6,248	3,629
			4区	150	150	0	0	0
			5区	160	170	10	553	321
		小計	—	—	—	6,801	3,950	
	その他 (団体券)	小学校 幼稚園	1区	80	80	0	0	0
			2区	96	96	0	0	0
			3区	104	112	8	795	462
			4区	120	120	0	0	0
			5区	128	136	8	140	81
		小計	—	—	—	935	543	
		小児	1区	90	90	0	0	0
			2区	108	108	0	0	0
			3区	117	126	9	39	23
			4区	135	135	0	0	0
	5区		144	153	9	6	3	
	小計	—	—	—	45	26		
	学生定期券 乙 (小学生以下)	1区	1か月	2,400	2,470	70	27	12
			3か月	6,840	7,040	200	47	21
			6か月	12,960	13,340	380	22	10
		2区	1か月	2,630	2,700	70	80	31
			3か月	7,490	7,700	210	145	61
			6か月	14,180	14,580	400	64	27
		3区	1か月	2,810	2,890	80	73	31
			3か月	8,010	8,240	230	101	44
			6か月	15,180	15,610	430	54	23
4区		1か月	2,960	3,050	90	36	17	
		3か月	8,440	8,680	240	45	20	
		6か月	15,990	16,450	460	27	11	
5区		1か月	3,080	3,170	90	35	16	
		3か月	8,770	9,030	260	42	19	
		6か月	16,610	17,100	490	24	10	
小計		—	—	—	822	353		
計		—	—	—	8,603	4,872		
合計		—	—	—	14,282	8,170		

消費税転嫁条例案に対する反対討論(12月6日)

市バス・地下鉄料金で、市民に11億円の負担増を強いる消費税増税、わずか1800万円の修正ではなく、料金据え置きをわしの恵子 議員



市バス、地下鉄料金へ消費税増税分を転嫁する条例案、及び修正案について

【わしの議員】日本共産党市議団を代表して、市バス、地下鉄料金へ消費税増税分を転嫁する条例案、及び修正案に対し、反対の立場から討論します。

消費税増税分の転嫁で市民負担増

反対の理由は、原案はもちろん、修正してもなお、住民の暮らし・福祉を守るべき名古屋市が、市バス・地下鉄料金への消費税増税分の転嫁を市民に押し付ける、市民負担を増やす条例には変わりがないからです。

これが増税反対をいう市長の姿勢か

今、市民の暮らしは本当に厳しくなっています。年金の引き下げや生活保護費の削減、介護保険料や国保料の相次ぐ値上げ、その上の消費税増税です。だからこそ、消費税増税をストレートに転嫁するのではなく、負担増を抑えるべきです。日頃は増税反対と言っている市長は「国の姿勢が原因なのであって仕方がない・・・」と責任を国に転嫁していますが、わが党の本会議の議案質疑に対する交通局長の答弁では、消費税増税分の3%については、市民に転嫁しなくても自治体の責任でやれることが明らかになりました。

交通局がマイナス3%の料金改定を行い、消費税増税分の3%を転嫁しても現行料金を維持すべきと考えます。

子どもの一部に配慮しただけの修正案

さて、市バス料金も地下鉄料金も子どもへの負担が大きいということに対し、修正案が出されましたが、この点については、わが党も本会議質疑で、子どもの市バス料金が10%もアップすることは問題だと指摘したところです。子どもに配慮す

るといならば、中学生・高校生の通学定期券の負担にこそ配慮が必要です。

修正案の、市民負担を減らすという点では評価するものです。しかし原案では、11億2730万円もの消費税増税分を市民に転嫁させるものですが、修正案では負担が軽減されるのは、わずか1800万円と、1.5%分の改善に過ぎません。これでは、本質的には変わらないと言わざるを得ません。

消費税増税値上げをやめよ

名古屋市の交通局が、消費税増税分を市民に転嫁せず、これまで通りの料金で運行するならば、市民は大いに歓迎し、いっそう安心して市バス・地下鉄に乗っていただけると考えます。また、他都市からも名古屋市の交通局は頑張っていると、観光客も増えるのではないかと思います。そのことが、交通局の経営にとっても大きなプラスになると考えます。

12月7日 新聞朝日

地下鉄・バス 値上げ案可決

名古屋市営、大人料金 来春の消費税増税に伴い、名古屋市営地下鉄と市バスの大人料金を来年9月から値上げする条例案が6日、市議会本会議で可決、成立した。共産は市民の負担が増すと反対した。

現行運賃に10円上乗せする。利用者の負担増を和らげるためとして、市は来夏をめぐり、地下鉄東山線で金曜と祝日前日の終電を40分ほど遅らせる方針だ。

■来年9月からの名古屋市営地下鉄・バスの大人料金

	値上げ後	値上げ幅
市バス	均一210円	10円
地下鉄・初乗り(3キロまで)	200円	なし
地下鉄・初乗りを超える区間	現行料金+10円	10円

(子どもと障害者の料金は据え置き)

主な議案に対する会派別態度(補正予算案等)

1、当局提案 59件 (補正予算案：2件、条例案：12件、一般案件：45件)

議案名	各会派の態度										結果	備考	
	共	自	減	公	民	新	維	名	市	改			ク
2013年度名古屋市一般会計補正予算(第3号)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	補正額 56億2,297万6千円。グループ型家庭保育室10ヶ所(150人)に6900万円。地元気交付金を使っの志段味の歴史の里用地等の取得、ゴミ収集の民間委託
2013年度名古屋市高速度鉄道事業会計補正予算(第2号)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	補正額ゼロ。債務負担行為の追加。駅務機器の改修を2014年度に限度額8,600万円
税外収入の延滞金の徴収に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	地方税法の一部改正で、税外収入の延滞金の割合を、14.6%→7.3%。2014年1月1日
名古屋市立病院条例の一部改正	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	消費税の転嫁。特別室加算料、初診料加算料、駐車場、文書料が対象。5%→8%に。平成26年4月1日から
名古屋市生涯学習センター条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	南生涯学習センターの料理室を廃止し、フレンドリーナウのサテライトスクールに利用。2014年4月1日より
名古屋市野外スポーツ・レクリエーションセンター条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	武豊野外活動センターを廃止。条例名を「名古屋市志段味スポーツランド条例」とする。2014年4月1日より
乗合自動車乗車料条例の一部改正(修正除く原案部分)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	修正可	市バスへの消費税の転嫁。 ・大人200円→210円、小児100円→110円など。2014年9月1日から(貸切は4月1日から)
高速電車乗車料条例の一部改正(修正除く原案部分)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	修正可決	地下鉄への消費税の転嫁。 ・大人1区 200円→200円 2区 230円→240円 3区 260円→270円 4区 290円→300円 5区 320円→330円 ・小児1区2区4区は据え置き。3区 130円→140円 5区 160円→170円。2014年9月1日より。
名古屋市中央卸売市場業務条例の一部改正	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	消費税の転嫁等。5%→8%に。2014年4月1日から
名古屋市南部と畜場条例の一部改正	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	消費税の転嫁等。5%→8%に。2014年4月1日から
名古屋市水道給水条例の一部改正	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	消費税の転嫁等。5%→8%に。2014年4月1日から
名古屋市工業用水道給水条例の一部改正	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	消費税の転嫁等。5%→8%に。2014年4月1日から
名古屋市下水道条例の一部改正	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	消費税の転嫁等。5%→8%に。2014年4月1日から
名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	下志段味南荒田地区計画の都市計画決定区域に宇生下り及び宇長廻間の各一部を追加し、地区整備計画区域内における建築物の制限を改定(用途の制限、建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、緑化率の最低限度)。第1種住居地域を第2種にし大型店進出を可能にしつつ高さ制限などを行う。
公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限の変更	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	市大病院の初診料加算額の上限を値上げ。1回 1,000円→1回4,000円。消費税の転嫁。5%→8%に。2014年4月1日から
契約の締結(南稲永公営住宅新築工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	7億7175万円で株式会社銭高組名古屋支店に。完成予定は2015年9月30日

○=賛成 ●=反対 / 共：日本共産党 自：自民党 減：減税日本ナゴヤ 公：公明党 民：民主党 新：新公会
 維：名古屋維新の会 名：名古屋市民クラブ 市：市民クラブ 改：地方分権改革の会 ク：無所属クラブ

続き

議案名	各会派の態度										結果	備考	
	共	自	減	公	民	新	維	名	市	改			ク
契約の締結(第一香流荘3号棟耐震改修工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	13億620万円で名工・伊藤工特別JVに。完成予定2017年10月31日
契約の締結(重症心身障害児者施設新築工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	12億7879万5千0円で戸田・名工特別JVに。完成予定2015年2月27日
契約の締結(吉根中学校新築工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	16億6950万円で日本国土・鈴中特別JVに。完成予定2015年3月13日
財産の処分	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	利用の見込みのない未利用土地を処分。守山区花咲台一丁目401番始め3筆の宅地14,204.42㎡を8億1768万円でミサワホーム東海株式会社に売却。30年前に学校移転用地として取得。10年前に移転断念し塩漬けになった土地。取得価格は利子込みで19億円
損害賠償	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	1993年9月に守山市民病院で発生した医療事故に関し、損害賠償額を192万円とする。事故当時乳児だったため影響が出るかどうかを見極めるため今回になった。
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	名古屋国際センターの指定管理者を名古屋国際センターに指定。2014年4月1日から4年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	男女平等参画推進センターの指定管理者をアイ・ユニックスグループに指定。2014年1月から4年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	南陽交流プラザの指定管理者をアクティオ株式会社に指定。2014年4月1日から4年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	青少年交流プラザ(分館を除く)の指定管理者を名古屋ユースクエア共同事業体に指定。2014年4月1日から3年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	五条荘の指定管理者を名古屋厚生会に指定。2014年4月1日から4年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	にじが丘荘の指定管理者を千種母子福祉協会に指定。2014年4月1日から4年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	とだがわこどもランドの指定管理者を名古屋市社会福祉協議会に指定。2014年4月1日から4年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	中村生涯学習センター始め3館の指定管理者を(中村、熱田、名東)教育スポーツ協会に指定。2014年4月1日から4年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	枇杷島スポーツセンターなど体育館6館の指定管理者を枇杷島、中村、名東、中は教育スポーツ協会に、緑は株式会社JPNに、昭和は愛知スイミング・大成共同事業体に指定。2014年4月1日から4年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	黒川スポーツトレーニングセンターを教育スポーツ協会に。2014年4月1日から4年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	瑞穂運動場を教育スポーツ協会に。2014年4月1日から4年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	名古屋市志段味スポーツランドを株式会社JPNに。2014年4月1日から4年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	名古屋市鳴海プール始め5プールを鳴海はシンコースポーツ株式会社、香流橋は株式会社JPNに、南陽、山田西、富田北は名古屋市教育スポーツ協会に。2014年4月1日から4年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	名古屋市女性会館をアイ・ユニックスグループに。2014年4月1日から4年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	名古屋市東谷山フルーツパークを名古屋市みどりの協会に。2014年4月1日から4年間

○=賛成 ●=反対 / 共:日本共産党 自:自民党 減:減税日本ナゴヤ 公:公明党 民:民主党 新:新国会
 維:名古屋維新の会 名:名古屋市民クラブ 市:市民クラブ 改:地方分権改革の会 ク:無所属クラブ

続き

議案名	各会派の態度											結果	備考	
	共	自	減	公	民	新	維	名	市	改	ク			
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	農業文化園の指定管理者を協会・山田組グループに。2014年4月1月から4年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	瑞穂公園の公園施設は教育スポーツ協会に、鶴舞公園の公園施設はみどりの協会、東山公園展望塔はサンエイ株式会社、名城公園フラワープラザは岩間・中日本エンジ名古屋グループ、久屋大通庭園はみどりの協会、久屋大通公園の公園施設は栄公園振興株式会社、荒子川公園の公園施設はみどりの協会・大島造園土木グループ、庄内緑地の公園施設はみどりの協会・ミズノグループ、白鳥公園の公園施設は岩間・トーエネック・みどりの協会グループ、稲永公園野鳥観察館は東海・稲永ネットワーク、日光川公園の公園施設はPMIサンビーチ日光川、戸田川緑地の公園施設はみどりの協会・山田組グループ、徳川園の公園施設はみどりの協会・岩間造園グループに。2014年4月1日から4年間(久屋大通庭園は10年間)
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	緑化センターをみどりの協会に。2014年4月1日から12年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	みどりが丘公園をみどりの協会に。2014年4月1日から4年間
指定管理者の指定	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	道路附属物自動車駐車場を、地下駐車場はオークワ・RBSグループ、吹上中央帯駐車場は吹上駐車場管理運営共同体、大曽根駐車場は株式会社日本メカトロニクス、吹上駐車場は吹上駐車場管理運営共同体に。2014年4月1日から5年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	公会堂をKNS共同事業体に。2014年4月1日から2年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	青少年文化センターを文化振興事業団・日本管財グループに。2014年4月1日から4年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	中村文化小劇場始め6館、中村、南、天白、守山、千種、中川は文化振興事業団に。2014年4月1日から4年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	演劇練習館を文化振興事業団に。2014年4月1日から4年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	市民ギャラリー栄を文化振興事業団に。2014年4月1日から4年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	単価開館をホームックス(株)に。2014年4月1日から4年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	東山荘を文化振興事業団に。2014年4月1日から4年間
指定管理者の指定	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	地区会館6館、山田・富田・南陽は中部互光・コスモコンサルタント運営共同体、楠は味鋤学区福祉推進協議会、志段味はホームックス(株)、徳重はサンエイ(株)に。2014年4月1日から4年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	コミュニティセンター221館を各学区連絡協議会に。2014年4月1日から4年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	名古屋市国際展示場を公益財団法人名古屋産業振興公社に。2014年4月1日から4年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	名古屋市中小企業振興会館を公益財団法人名古屋産業振興公社に。2014年4月1日から4年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	名古屋国際会議場をコングレ・名古屋観光コンベンションピュエローコンソーシアムに。2014年4月1日から4年間

○=賛成 ●=反対 / 共：日本共産党 自：自民党 減：減税日本ナゴヤ 公：公明党 民：民主党 新：新国会
 維：名古屋維新の会 名：名古屋市民クラブ 市：市民クラブ 改：地方分権改革の会 ク：無所属クラブ

続き

議案名	各会派の態度										結果	備考	
	共	自	減	公	民	新	維	名	市	改			ク
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	名古屋能楽堂の指定管理者を名古屋市文化振興事業団に。2014年4月1日から4年間
指定管理者の指定	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	名古屋市営路外駐車場を市営久屋駐車場は名古屋まちづくり公社に、市営大須駐車場は名鉄協商株式会社に、市営古沢公園駐車場はタイムズ24株式会社に。2014年4月1日から4年間（市営大須駐車場は1年間）
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	名古屋市栄バスターミナルを栄公園振興株式会社に。2014年4月1日から4年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	名古屋市営住宅のうち改良住宅、コミュニティ住宅及び更新住宅を名古屋市住宅供給公社に。2014年4月1日から4年間
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	名古屋市定住促進住宅の指定管理者を名古屋市住宅供給公社に。2014年4月1日から4年間
当せん金付証券の発売	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	2014年度に本市が発売する当せん金付証券（宝くじ）の発売総額の議会の議決を得るため。発売総額 330億円以内

2、追加議案 4件 (人事案件4件)

議案名	各会派の態度										結果	備考	
	共	自	減	公	民	新	維	名	市	改			ク
副市長の選任	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	新開輝夫（1953年生れ、亀山市、京大法学部から名古屋市。市長室長、市民経済局長）
監査委員の選任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	橋本博孔（1947年生れ、中村区。税理士。名古屋税理士会副会長など。任期4年）
土地利用審査会の委員の選任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	清水久一（1949年生れ、港区。農業。農業委員会委員）安立昌子（1965年生れ、日進市。不動産鑑定士。香久山不動産鑑定事務所。再任）杉浦宇子（1967年生れ、昭和区。弁護士、アイリス法律事務所。社会福祉審議会委員。再任）海道清信（1948年生れ、熱田区、名城大学都市情報学部教授、岐阜県土地利用審査会委員）山本哲士（1950年生れ、四日市市、住宅都市局副局長、栄地下センター常務）宮崎幸恵（1954年生れ、東区。東海学園大学教育学部教授。都計審委員、県土地利用審査会委員）増田理子（）1964年生れ、緑区、名古屋工業大学大学院工学研究科准教授。県土地利用審査会委員）任期3年
人権擁護委員の選任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	鈴木加代子（1946年生れ、北区。環境局理事、名東区長。社会福祉審議会副会長。再々任）宮田卓三（1948年生れ、中区。精肉店代表。民生委員、保護司。再々任）江場哲哉（1942年生れ、昭和区。市会事務局次長、健康福祉局長、なごや福祉施設協会理事長。再々々任）杉山眞由美（1952年生れ、瑞穂区。東亜工業勤務、保護司。再任）山田安政（1952年生れ、中川区。司法書士、保護司）仲野勝子（1954年生れ、緑区。松坂屋、仲野設計、民生委員）大水正孝（1946年生れ、緑区。植田南小、旭小校長。保護司。再任）伊東和子（1952年生れ、天白区。三基産業、デザイン8勤務、保護司。再任）吉戸洋一（1946年生れ、南区。愛知工業所代表。再々々任）堀場清美（1956年生れ、守山区。大森北小PTA副会長。再々任）任期3年

2、議員提出議案 2件 (議案の修正案 2件) 問責決議など2件は意見書の項に

議案名	各会派の態度										結果	備考	
	共	自	減	公	民	新	維	名	市	改			ク
乗合自動車乗車料条例の一部改正	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	子ども普通券のみ、現行料金のまま据え置く。
高速電車乗車料条例の一部改正	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	子ども普通券と子ども定期券を、現行料金のまま据え置く。
〃 附帯決議	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	深夜バスや連絡割引券なども、子どもと障害者のみは、現行料金のまま据え置くことを求める。

○=賛成 ●=反対 / 共：日本共産党 自：自民党 減：減税日本ナゴヤ 公：公明党 民：民主党 新：新国会 維：名古屋維新の会 名：名古屋市民クラブ 市：市民クラブ 改：地方分権改革の会 ク：無所属クラブ

請願 陳情審査の結果 (2013年10月～2013年11月の委員会審査)

新規の請願 (9月定例会に受理された請願。意義申し立てのない請願制癌や保留の請願は本会議での採決は行われません)

請願番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度										結果	備考(委員会)		
				共	自	減	公	民	新	維	名	市	改			ク	
平成25年第6号	子供たちが健やかに育つために北区内における市立の延長保育事業実施保育所の拡充、病児デイケア事業の実施及び病後児デイケア事業の拡充を求める請願	北区住民 他819名	1 北区東志賀保育園で、延長保育事業を早急に(趣旨実現? =民間移管で3年後に)	○	▲	▲	▲	▲	▲	-	-	-	-	-	-	打切	教子 2013. 11.19
			2 北区にない病児デイケア事業を早急に	慎重に審査										保留			
			3 北区に1カ所しかない病後児デイケア事業の拡充を	○	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	
平成25年第7号	消費税の増税中止を求める意見書提出に関する請願	愛知県商工団体連合会	1 消費税増税中止の意見書を	○	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	不採択	財福 2013. 11.19

保留の請願 (9月定例会以前に受理され、これまでに結論が出なかった請願。保留の請願は本会議での採決は行われません)

請願番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度										結果	備考(委員会)	
				共	自	減	公	民	新	維	名	市	改			ク
平成23年第4号	緑市民病院のより良い医療を求める請願	緑区住民	2 医師・看護師不足を早急に解決し、安心できる診療体制の再生を	慎重に検討										保留	健福 2013. 9.9	
平成23年第16号	TPPへの参加に反対することを求める意見書提出に関する請願	新日本婦人の会愛知県本部	TPPへの参加に反対することを求める意見書を	-	動向を見守る										保留	土交 2013. 9.9
平成23年第17号	妊婦健診の受診費用に対する補助の拡充等を求める請願	新日本婦人の会愛知県本部	1 妊婦健診の助成費用の引き上げと、産後検診を1回無料に	慎重に検討										保留	教子 2013. 8.30	
平成23年第45号	学童保育制度の拡充を求める請願	名古屋市学童保育連絡協議会	1 (1)名古屋市が学童保育所の土地及び施設を確保する (2)学童保育指導員の経験加給助成制度を新設する	動向を見守る										保留	教子 2013. 8.30	
平成23年第51号	子どもたちの豊かな保育所生活と保護者の就労等を保障する保育施策の拡充を求める請願	名古屋市公立保育園父母の会	6 3歳未満の障害児に対応した保育体制を	慎重審査のため										保留	教子 2013. 8.30	
平成23年第52号	敬老パスの現行制度を守り、充実させることを求める請願	全日本年金者組合	敬老パスの現行制度を守り、充実を	慎重審査のため										保留	健福 2013. 9.9	
平成23年第53号	丸の内一丁目の地下鉄出入口及び丸の内二丁目の地下鉄1番出入口にエレベーターを設置することを求める請願	中区住民	丸の内一丁目の地下鉄出入口及び丸の内二丁目の地下鉄1番出入口にエレベーターを	-	今後の課題。慎重に審査										保留	土交 2013. 9.9
平成23年第55号	安心して子どもを産み育てられるよう保育の公的責任の堅持と保育・学童保育施策の拡充を求める請願	愛知保育団体連絡協議会	6 学童保育の指導員に対する補助金単価を3倍に	動向を見る										保留	教子 2013. 8.30	
平成23年第59号	西生涯学習センターにおける指定管理者制度の導入に反対する請願	新日本婦人の会西支部	管理は名古屋市直営で行い、指定管理者制度を導入しない	慎重に審査										保留	教子 2013. 9.9	
平成23年第61号	中生涯学習センターにおける指定管理者制度の導入に反対する請願	新日本婦人の会中支部	管理は名古屋市の直営で行う													
平成23年第62号	港生涯学習センターの直営を守り、充実させることを求める請願	新日本婦人の会港支部	直営を守り、充実を													
平成23年第63号	緑生涯学習センターの直営を守り、充実させることを求める請願	新日本婦人の会緑支部	直営を守り、充実を													
平成23年第64号	天白生涯学習センターにおける指定管理者制度の導入に反対する請願	新日本婦人の会天白支部	管理は名古屋市の直営で行い、指定管理者制度を導入しない													

○=賛成 ●=反対 ▲=打切 --=議席なし ×=棄権 / 共: 日本共産党 自: 自民党 減: 減税日本ナゴヤ 公: 公明党 民: 民主党 新: 新議会 維: 名古屋維新の会 名: 名古屋市民クラブ 市: 市民クラブ 改: 地方分権改革の会 ク: 無所属クラブ

保留の請願 続き

請願 番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度										結果	備考 (委員会)
				共	自	減	公	民	新	打	名	市	改		
平成23年 第65号	北生涯学習センターの直営 を守り、充実させることを 求める請願	新日本婦人の 会北支部	直営を守り、充実を	慎重に審査										保留	教子 2013. 9.9
平成23年 第67号	中川生涯学習センターにお ける指定管理者制度の導入 に反対する請願	新日本婦人の 会中川支部	管理は名古屋市の直営で行 い、指定管理者制度を導入 しない												
平成23年 第68号	生涯学習センターの直営を 守り、充実させることを求 める請願	新日本婦人の 会愛知県本部	生涯学習センターの直営を 守り、充実を												
平成23年 第70号	昭和生涯学習センターにお ける指定管理者制度の導入 に反対する請願	新日本婦人の 会昭和支部	管理は名古屋市の直営で行 い、指定管理者制度を導入 しない												
平成23年 第71号	守山生涯学習センターの直 営を守り、充実させること を求める請願	新日本婦人の 会守山支部	管理は名古屋市の直営で行 い、充実を												
平成23年 第73号	千種生涯学習センターにお ける指定管理者制度の導入 に反対する請願	新日本婦人の 会千種支部	管理は名古屋市の直営で行 い、指定管理者制度を導入 しない												
平成23年 第76号	南生涯学習センターの直営 を守り、充実させることを 求める請願	新日本婦人の 会南支部	直営を守り、充実させる												
平成23年 第77号	瑞穂生涯学習センターの直 営を守り、充実させること を求める請願	新日本婦人の 会瑞穂支部	直営を守り、充実させる												
平成23年 第78号	東生涯学習センターの直営 を守り、充実させることを 求める請願	新日本婦人の 会東支部	直営を守り、充実させる												
平成23年 第84号	地域巡回バスの利便性向上 を求める請願	千種区住民	1 運行時間を午前8時台から に広げる 2 運行本数を1時間1本から 2本を増を	慎重に審査する										保留	土交 2013. 9.9
平成24年 第4号	年金の支給開始年齢の引上 げをやめることを求める意 見書提出に関する請願	全日本年金者 組合愛知県本 部	年金の支給開始年齢を維持 するよう意見書を	慎重に審査										保留	健福 2013. 9.9
平成24年 第5号	すべての高齢者に月額33000 円の年金を支給すること等 を求める意見書提出に関す る請願	全日本年金者 組合愛知県本 部	1 すべての高齢者に老齢基 礎年金の満額の半額・月 額33000円の支給を求め る意見書を	慎重に審査										保留	健福 2013. 9.9
平成24年 第7号	ゆとりーとラインの大曽根・ 中志段味系統を延伸するこ と及びゆとりーとラインに 都市計画道路志段味水野線 の経由を新設することを求 める請願	志段味東学区 区政協力委員 会委員長	1、高蔵寺までの延伸を 2、都市計画道路志段味水野 線を經由する路線の新設 を	慎重に検討、動向を見る										保留	土交 2013. 9.9
平成24年 第9号	名古屋市立特別支援学校の 大規模校化を解消し、障害 児教育の充実を求める請願	名古屋市立養 護学校の環境 充実を求める 会	1、大規模校化の解消へ新た な特別支援学校の建設を 2、守山養護学校の産業科を 単独校として他の場所に 建設を	慎重に審査										保留	教子 2013. 9.9

○=賛成 ●=反対 ▲=打切 -=議席なし ×=棄権 / 共：日本共産党 自：自民党 減：減税日本ナゴヤ 公：公明党 民：民主党 新：新国会
維：名古屋維新の会 名：名古屋市民クラブ 市：市民クラブ 改：地方分権改革の会 ク：無所属クラブ

保留の請願 続き														
請願 番号	請願名	請願者	請願項目	各党派の態度						結果	備考 (委員会)			
				共	減	自	公	民	新			打	名	市
平成24年 第12号	名古屋市議会解散請求に係る署名収集のための受任者名簿を選挙・政治活動に使用しないことを求める請願	市議会リコール解散署名受任者の会	3 市議会解散請求の署名簿・受任者名簿の選挙・政治活動への流用の実態調査及び目的外使用を規制する法整備の意見書を	慎重に審査						保留	総環 2013. 9.9			
平成24年 第22号	子どもたちの豊かな保育所生活と保護者の就労等を最大限保障する保育施策の拡充を求める請願	公立保育園父母の会 (10,011名)	3 すべての公立保育所において延長保育事業を実施する	慎重審査で						保留	教子 2013. 8.30			
平成24年 第23号	子どもたちが健やかに育つために北区内における延長保育事業実施保育所の拡充、病児デイケア事業の実施及び病後児デイケア事業の拡充を求める請願	北区住民 ほか158名	2 北区で病児デイケアの実施を	取り下げ (13.9.3)						うちきり	教子 2013. 11.19			
平成24年 第24号	国民健康保険制度、介護保険制度及び福祉医療制度の改善を求める請願	名古屋の国保と高齢者医療をよくする市民の会 (17,169名)	6 障害者及び高齢者に対する福祉医療制度を存続、拡充する	国・県の動向を見守る						保留	健福 2013. 9.9			
平成24年 第25号	福祉医療制度の改善を求める請願		子ども及びひとり親家庭等に対する福祉医療制度の存続、拡充を	県の動向を見守る						保留	教子 2013. 8.30			
平成24年 第26号	子どもたちが健やかに育つために公的保育制度の堅持を求める請願	天白区住民 ほか16,404名	6 環境整備を (2) 建物の耐震化や防災などを (3) 公立保育所の駐車場確保を	慎重審査のため						保留	教子 2013. 8.30			
			7 学童保育所に助成を (1) 市の責任で土地及び建物を確保し、施設等の修繕を (2) 障害児受入加算を1人ごとに (3) 学童保育指導員の経験加給助成を新設する											
			(5) 障害児保育を充実させる ア 障害児の認定の年齢枠を撤廃する。希望者全員が入所できるように人的配置及び財政的支援を											
						イ 名古屋市に高等養護学校を新設する	県の動向を見守り、慎重審査で						保留	
						ウ あげぼの学園を早急に建てかえる								
						エ 天白区の前小学校及び原中学校に特別支援学級を新設する								
			平成24年 第29号	安心して子どもを産み育てられるよう保育の公的責任の堅持と保育・学童保育施策の拡充を求める請願	愛知保育団体連絡協議会 (220,466名)	1 児童福祉法第24条に基づき、市町村の保育実施義務を果たす	動向を見守る						保留	教子 2013. 8.30
2 (前段)待機児童を早急に解消する														
3 (3) 保育所運営費補給金制度を堅持・拡充する (5) 障害のある3歳未満児を受け入れ、障害児保育施策を充実させる														
5 すべての保育所・学童保育所の耐震調査と工事費補助金の交付を。沿岸部の津波対策を														
地下鉄御器所駅2番出入口にエレベーターを設置することを求める請願	昭和区住民 (3,007名)	地下鉄御器所駅2番出入口にエレベーター設置を				慎重審査のため								

○=賛成 ●=反対 ▲=打切 --=議席なし ×=棄権 / 共：日本共産党 自：自民党 減：減税日本ナゴヤ 公：公明党 民：民主党 新：新議会 維：名古屋維新の会 名：名古屋市民クラブ 市：市民クラブ 改：地方分権改革の会 ク：無所属クラブ

陳情新規分 (9月定例会で受理されたもの)

陳情番号	陳情名	陳情者	陳情項目	結果	委員会
平成25年 第18号	南区における雨水対策に関する陳情	南区住民	1 廃止された水袋・旧大江・大同ポンプ所のかわりに、別途ポンプ所を新設する 2 弥富・笠寺ポンプ所で未処理となっている水量の処理を行う 3 雨水の貯留をやめ、河川へ排水する	ききお<	経水 2013. 11. 7
平成25年 第19号	ペットに対する受動喫煙防止策を講ずることを求める陳情	宇都宮市住民	1 ペットに対する受動喫煙防止策を 2 " の意見書を	ききお<	財福 2013. 11. 19
平成25年 第20号	コミュニティセンターにおいて、利用者団体の広報をすることを求める陳情	天白区住民	1 コミュニティセンターの壁に利用者団体のポスターを張り、連絡先を明記した利用者団体の募集一覧表をコミュニティセンターに常備すること	ききお<	経水 2013. 11. 7
平成25年 第21号	フランスのパリテ法を日本の選挙制度に導入することを求める意見書提出に関する陳情	天白区住民	1 フランスのパリテ法を日本の選挙制度に導入すること	ききお<	総環 2013. 11. 13

○=賛成 ●=反対 ▲=打切 -=議席なし ×=棄権 / 共：日本共産党 自：自民党 減：減税日本ナゴヤ 公：公明党 民：民主党 新：新政会
維：名古屋維新の会 名：名古屋市民クラブ 市：市民クラブ 改：地方分権改革の会 ク：無所属クラブ

請願 陳情

2013年11月議会に受理されたもの

11月定例会には下記の請願が受理され、12月以降の閉会中委員会で審査が行われます。

◆請願

請願番号	受理日	請願名	請願者	紹介議員
平成25年 第8号	平成25年 11月26日	新聞の軽減税率に関する請願	名古屋中日会 (11名)	岩本たかひろ 岡本善博 成田たかゆき 堀場章 (以上自民) 小林祥子 沢田晃一 (以上公明) 小川としゆき 加藤一登 服部将也 (以上民主) 玉置真悟 (新政)

私たち新聞販売店は、国民の知的インフラとしての新聞を毎朝届けることで国力の維持に貢献しているという誇りを持って日々の仕事に取り組んでいる。新聞の戸別配達制度を維持することで、国民の政治的・社会的関心を喚起し続けることが私たちの使命であると考える。

政府は、景気回復に向けて積極的政策を展開中であるが、国民の所得が順調にふえる保証はない。来年4月に決定されている消費税増税によって各家庭の経済的負担が増し民主主義を支える社会基盤である新聞の購読を中止する家庭がふえることを私たちは懸念する。国民の知的レベルや社会への関心が低下することにより、日本の将来は危ういものになると考える。特に社会的・経済的弱者にその傾向が出た場合は格差が拡大し、社会的不安定を招く。また、私たち新聞販売店の経営が大幅に悪化すれば、全国36万人超の販売店スタッフの雇用の場が失われるおそれもある。

政府は、消費税率アップに例外はつくりたくないと考えているようであるが、多くの国では、品目別の複数税率が導入されている。そして、民主主義という観点での先進他国では、以前より新聞、書籍等に軽減税率を適用している。政府には、複数税率の導入及び新聞への軽減税率適用を実現してほしいと強く願っている。

ついては、貴議会が次の事項を内容とする意見書を政府に提出されるようお願いする

- 1 消費税増税に当たり、複数税率の導入及び新聞への軽減税率適用を実現すること。

請願番号	受理日	請願名	請願者	紹介議員
平成25年 第9号	平成25年 11月26日	認可保育所をふやし、保育・子育てにかかわる予算をふやすことを求める請願	名古屋の保育をよくする市民の会 (24,864人)	岡田ゆき子 さはしあこ 田口一登 山口清明 わしの恵子 (以上共産)

待機児童が解消され、保育を必要とする全ての子供が、良質な保育を受けられるよう、公立保育所の廃止民営化をやめ、公的責任において、保育の質を確保しつつ認可保育所を増設してほしい。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 公立保育所を廃止しないこと。
- 2 6歳まで通える公立保育所や社会福祉法人の運営する民間保育所をふやすこと。
- 3 保育・子育てにかかわる予算をふやすこと。

請願番号	受理日	請願名	請願者	紹介議員
平成25年 第10号	平成25年 11月26日	学童保育制度の拡充を求める請願	名古屋市学童保育連絡協議会 (60,956人)	さはしあこ 田口一登 山口清明 (以上共産) 岡本善博 齊藤たかお 中川貴元 中田ちづこ 西川ひさし 横井利明 (以上自民) 小川としゆき おくむら文洋 加藤一登 久野浩平 斎藤まこと 服部将也 (以上民主) 玉置真悟 中村孝太郎 (以上新政) 山本久樹 (維新) うさみいく愛 (改革)

2013年度予算では、学童保育関係予算を増額するとともに、耐震化促進支援を新設する措置がとられ、ありがたいことであると感謝している。

名古屋市の学童保育への助成金は、国基準となっているが、学童保育に関する問題はまだまだ多く残されており、学童保育数も学童保育に入所している子供の数も全国的にふえているにもかかわらず、名古屋市ではふえていないことは一つのあらわれである。

大きな理由の一つは、学童保育を実施する土地もしくは借家等の施設を保護者や地域の者が用意しなければならないということである。毎年、市内の数カ所です土地や借家の返還、明け渡しを求められ、移転を余儀なくされている。しかも、学童保育所は、子供が学校にいる時間より長い年間1600時間以上を過ごす場所である。子供が生活するのにふさわしい広さと周辺環境の整った土地や借家を、保護者や地域の者が市内で確保することは、極めて困難である。

学童保育を必要とする全ての子供が学童保育に入るためには、名古屋市に合った施策をつくり上げていくことが必要であると考えている。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 学童保育を必要とする子供に事業を継続して提供できるよう、土地の返却を求められたり、家主より退去を求められたり、耐震強度不足により移転を強いられたりする場合は、移転先を確保するために、行政として市有地の紹介等最大限に努力すること。

続き

請願番号	受理日	請願名	請願者	紹介議員
平成25年 第11号	平成25年 11月26日	安心して子供を産み育てられるよう保育の公的責任の堅持と保育・学童保育施策の拡充を求める請願	愛知保育団体 連絡協議会	岡田ゆき子 さはしあこ 田口一登 山口 清明 わしの恵子(以上共産)
<p>未来を生きる子供は、私たち大人の、そして社会の希望である。どの子供も無条件に愛され、よりよい保育を受け、幸せに生きる権利がある。私たちは、全ての子供たちが豊かで幸せな時代を過ごせる社会の実現を願っている。</p> <p>保育所は、子供の成長・発達を保障する福祉施設として大きな役割を果たしてきたが、貧困や子育ての困難の広がりなど、子供を取り巻く環境がますます厳しくなる中、全ての子供に保育を平等に保障することがますます重要になっている。</p> <p>こうした中、国は、2015年4月から「子ども・子育て支援新制度」を実施する予定である。新たに導入される認定制度では、子供にとっての必要性と権利保障という視点からではなく、保護者の就労を基本に保育の必要性と必要量が決められることになる。また、保護者に対する個人給付に変わるなど、現行保育制度からの大きな変更になる。さらに、多様な基準で運営される施設・事業が認められるようになることから、子供の受ける保育に格差が生じることや保育環境の悪化が心配される。</p> <p>名古屋は、2010年度から実施している、「なごや子ども・子育てわくわくプラン」において、「子どもや子育て家庭に日本一やさしい街」を掲げ、保育所の待機児童解消のために大幅な施策の拡充をしてきた。しかし、2013年4月の待機児童は280人であり、その後もふえ続けている。子供たち一人一人の育ちにとって大切な環境を豊かに保障するためには、量の拡大とあわせて質を確保できる待機児童解消施策のさらなる拡充が求められる。</p> <p>公立と民間の保育所がともに力を合わせて保育内容を充実・発展させてきたことは、名古屋の保育の誇るべき歴史である。どの子供にも等しく保育が保障されるための公民間格差是正制度である民間社会福祉施設運営費補給金制度のもと、保育所は子供に安心できる毎日の生活を保障し、保護者の生活を支えている。さらに保育所は、そこに通う子供と保護者だけでなく、地域の子育て支援の中心的役割も担っている。</p> <p>また、学童保育所は、保護者の就労と子供の放課後の生活を保障する場として大切な役割を果たしている。障害児を受け入れている学童保育所への補助金は、現在、1人以上は何人いても同額であるため、2人以上障害児を受け入れると、施設の改修や指導員の配置、増員等で補助額より多い費用が必要になる場合があり、受け入れが進まない実態もあるため、改善が必要である。</p> <p>ついでに、安心して子供を産み育てることができる社会を実現し、子供の人権を尊重し、その健やかな育ちを最大限保障し得る保育・学童保育施策が速やかに実施されるよう、次の事項の実現をお願いする。</p> <p>1 「子ども・子育て支援新制度」の実施に当たっては、以下を国に要望すること。</p> <p>(1) 全ての子供たちにとってよりよい制度にするため、関係する人々の声をよく聞き、その実施を急がないこと。</p> <p>(2) 現行の保育所の水準よりも後退させないこと。また、「子ども・子育て支援新制度」を利用するすべての子供が平等に扱われるよう、「子ども・子育て支援新制度」が対象とする施設の基準は、保育所の基準を上回るようにすること。</p> <p>(3) 認定時間は、最低でも8時間以上にすること。</p> <p>(4) 新たな幼保連携型認定こども園への誘導策はとらないこと。また、児童福祉法第24条第1項の市町村の保育実施義務を担う保育所を維持・拡充すること。</p> <p>(5) 職員の処遇を抜本的に改善すること。</p> <p>2 希望する地域の保育所に入所できるよう、公立保育所や社会福祉法人等の非営利団体が運営する認可保育所をふやすこと。</p> <p>3 全ての子供に保育を受ける権利を保障し、保育の質を向上させるため、以下の施策を進めること。</p> <p>(1) 現場の保育実態に合わせて、1歳児は4対1、2歳児は5対1、3歳児は15対1、4歳児及び5歳児は25対1の割合で保育士を配置すること。</p> <p>(2) 保育所の給食は外部搬入せず、自園調理を堅持すること。</p> <p>(3) 誰もが安心して子供を保育所に預けることができるよう、保育料の値上げを行わないこと。</p> <p>(4) 障害児の受け入れをふやすこと。また、3歳未満の障害児の受け入れを進めること。</p> <p>(5) 公民間格差是正制度である民間社会福祉施設運営費補給金制度を堅持・拡充すること。</p> <p>(6) 子供たちが安全に保育を受けられるよう、認可外保育施設に対して指導監督基準を守るよう指導すること。</p> <p>4 学童保育所への助成金の障害児補助を一人ごとにする。</p>				
請願番号	受理日	請願名	請願者	紹介議員
平成25年 第12号	平成25年 11月26日	市道弥富相生山線の早期開通を求める請願	天白区住民	成田たかゆき 堀場章(以上自民) 三輪 芳裕(公明) 久野浩平 服部将也(以上 民主) 堀田太規 舟橋猛(以上新政)
<p>市道弥富相生山線は、野並交差点や島田交差点の渋滞緩和や、周辺的生活道路への車両の流入防止を目的として計画された道路であり、平成16年3月から整備工事が着手された。</p> <p>我々地元住民は、交通渋滞を緩和し、安全な生活環境を実現するためには、市道弥富相生山線の建設が必要であるとする名古屋市の考え方が示されたことから、地元説明会などにおいて市当局と幾度となく意見交疎を重ねてきた。</p> <p>しかしながら、平成21年に就任した河村市長は、公共事業の是非を再検討するとの方針を一方向的に打ち出し、市道弥富相生山線第4号の建設工事も平成22年1月から中断したままとなっている。</p> <p>このため、周辺地域への車両の流入による生活環境の悪化を初め、通学児童や高齢者などの交通事故の危険が解消されないばかりか、災害時における避難通路や救助物資の迅速な確保、山林火災に対する備え、高齢者など救急搬送が必要となったときのアクセス網の整備などが進まず、我々地元住民は、大きな負担や不安を抱えたままとなっている。</p>				

続き

また、周辺の生活道路における交通規制については、地元で生活する住民にも大変な不便を強いるものであり、都市計画道路のネットワークが整備され、周辺地域の交通規制が一日も早く解除されることが、地元住民にとっての切実な願いでもある。

さらに、河村市長は、本件建設工事の継続の是非を住民投票やアンケート投票で決める意向を示しているが、これは名古屋市の都市計画の責任を一方的に地元住民に押しつけるものであり、いたづらに地元住民相互あるいは地元住民と地元住民以外の方々との感情的な対立を残すこととなるのではないかと危惧される。

よって、我々は、地元住民の切なる願いを真筆に受けとめ、市道弥富相生山線の早期開通に向けた誠意ある対応をとるよう、請願事項の実現を強く要望する。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 都市計画道路である市道弥富相生山線第4号の建設工事を来年度から再開すること。
- 2 都市計画道路である市道弥富相生山線第4号周辺の生活道路における交通規制は、これ以上行わないこと。
- 3 都市計画道路である市道弥富相生山線第4号建設工事の継続の是非に関する住民投票やアンケート投票は実施しないこと。

請願番号	受理日	請願名	請願者	紹介議員
平成25年第13号	平成25年12月4日	国民健康保険制度及び介護保険制度の改善を求める請願	名古屋の国保と高齢者医療をよくする市民の会 (23,342名)	岡田ゆき子 さはしあこ 田口一登 山口清明 わしの恵子(以上共産) 岡本善博(自民)

暮らしが厳しさを増す中で、年々高くなる国民健康保険料や介護保険料が市民の暮らしを圧迫している。名古屋市では、平成25年6月から国民健康保険料の算定方式が変更になり、独自の控除制度をつくってもなお、10万を超える世帯で国民健康保険料が値上げになる制度改正となった。名古屋市は、国民健康保険料負担軽減の制度を設けているが、申請しないと適用されないため、該当する世帯の多くが減免されていない。

介護保険料及び介護保険利用料についても、他の政令指定都市や愛知県下の多くの自治体において、独自の減免制度があるが、名古屋市には独自の減免制度がなく、介護保険料が払えない者や介護保険利用料の負担が重く利用を手控えざるを得ない者もいるなど、問題が山積している。

国民健康保険制度及び介護保険制度を改善し、安心して暮らせるようにしてほしい。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 国民健康保険料を大幅に引き下げること。
- 2 国民健康保険料の減免制度を拡充し、該当する全世帯を減免すること。
- 3 国民健康保険の資格証明書及び短期保険証の発行をやめること。
- 4 介護保険料及び介護保険利用料の減免制度を新設すること。

請願番号	受理日	請願名	請願者	紹介議員
平成25年第14号	平成25年12月4日	名鉄豊田本町駅にエレベーターを設置することを求める請願	南区生活と健康を守る会	岡田ゆき子 さはしあこ 田口一登 山口清明 わしの恵子(以上共産)

平成25年度、長年要望してきたエレベーターが名鉄豊田本町駅に設置されるものと期待していたが、予算が見送られてしまった。高架になり、50段以上もある階段ができたため、お年寄りにとっては、駅の階段の上り下りが大変大きな負担となっている。どうしてもつらい者からは、「少し遠くても階段のない市バスを利用するようになった」「タクシーを使うようになり、とても負担が重い」、「エレベーターができたならまたこの駅を利用したい」などの声も聞かれる。

本来、この時点でエレベーターの設置がされてもよかつたのではないかと考える。高齢化が進む中で、エレベーター設置の要望がとて強くなっており、一刻も早く実現してほしい。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 名鉄豊田本町駅にエレベーターの設置をすること。

請願番号	受理日	請願名	請願者	紹介議員
平成25年第15号	平成25年12月4日	子供たちが健やかに育つために公的保育制度の堅持を求める請願	天白区住民 (19,101名)	岡田ゆき子 さはしあこ 田口一登 山口清明 わしの恵子(以上共産)

天白区の保育所には、障害児保育、病児・病後児保育、延長保育、休日保育、一時保育、年末保育などの子育てに関するさまざまな要望が次々と出されており、各保育所においては、地域からの多様なニーズを受け、子育て支援の充実を目指して実践を深めている。

また、学童保育所は、親の就労を支援するとともに、子供に適切な遊びと生活の場を保障する、なくてはならない場所である。子育てのなかめともなる保育所、学童保育所を守り、現行の保育制度における公的責任を果たし、待機児童の解消に努めることが求められている。

ついては、未来を担う全ての子供たちが安全で健やかに育つ環境づくり、地域づくりに資するよう、次の事項の実現をお願いする。

- 1 これ以上の公立保育所の廃止・民営化及び利益目的の企業の参入を絶対にやめること。
- 2 公私間格差是正制度を守り、現在の保育の質を維持すること。
- 3 保育料を値上げしないこと。
- 4 待機児童の解消は、定員超過入所に対応するのではなく、公立保育所及び認可保育所の増設で対応すること。
- 5 給食は子供たちの心身の成長にとって欠かすことができない大切なものであることから、離乳食やアレルギー食をつくるなど、子供たち一人一人の発達に責任を持って対応するため、自園の正規職員がつくる給食を守ること。

続き

- 6 安心して子供を預けることができるよう環境を整えること。
 - (1) 各保育所の実態に合わせて老朽箇所の修繕や施設の充実を図ること。
 - (2) 大切な子供の命を守るために、耐震や防災などの対策を積極的に進めること。
 - (3) 公立保育所の駐車場を早急に確保すること。
 - (4) 土曜日の保育体制については、実態に合った人員を配置すること。
- 7 学童保育所を守り、発展させるとともに、過大な保護者負担を軽減できるような助成を実施すること。
 - (1) 学童保育所を安定的に運営することができるよう、名古屋市が学童保育所の土地及び建物を責任を持って確保し、経年劣化した施設及び設備を修繕すること。
 - (2) 障害児受入加算を一律ではなく、1人ごとにする事。
 - (3) 学童保育指導員の経験加給助成を新設すること。
- 8 厳しさを増す保護者の労働実態を把握し、安心して働くことができるよう保育制度を充実させること。
 - (1) 産休あけ・育休あけ入所予約事業実施保育所及び受け入れ定員をふやすための条件整備をし、年度途中の入所がしやすいよう制度の充実を図ること。
 - (2) 各保育所で病後児デイケア事業を実施できるよう条件整備をすること。また、天白区内に痛児デイケア事業の実施施設をふやすための条件整備をすること。
 - (3) 公立保育所によるリフレッシュ預かり保育事業について、必要な人員配置及び施設の整備を早急に行うこと。
 - (4) 天白区内の全ての公立保育所において、19時30分までの延長保育事業を実施すること。
 - (5) 障害児にかかわる施策を実態に合わせて充実させること。
 - ア 障害児の認定において年齢枠を撤廃すること。また、希望者が入所できるよう人的配置及び障害児保育の補助金の現行水準を維持すること。
 - イ 老朽化及び生徒数増加のため、天白養護学校を建てかえること。
 - ウ 天白区の原小学校及び原中学校に特別支援学級を新設すること。

請願番号	受理日	請願名	請願者	紹介議員
平成25年第16号	平成25年12月4日	要支援認定者への介護保険給付を継続する意見書提出に関する請願	介護の充実を求める会愛知連絡会	岡田ゆき子 さはしあこ 田口一登 山口清明 わしの恵子(以上共産)

厚生労働省は、社会保障審議会介護保険部会に、要支援認定者を介護保険給付の対象から除外するなど、介護保険給付の削減案を提示した。この削減案に対して、利用者やその家族、介護事業者、市町村介護関係者、地方議会などから多くの反対の声が出されている。

このような反対の声に押され、厚生労働省は、平成25年11月14日に開催された介護保険部会へ、要支援認定者を介護保険給付の対象から外す案を一部修正し、訪問看護、訪問入浴介護、適所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所者生活介護などの給付は従来どおり継続する案を再提示した。しかし、訪問介護及び通所介護については、介護給付から外し、新しい総合事業によるサービスに移すとしている11月14日の介護保険部会資料によれば、訪問介護及び通所介護は、要支援認定者へのサービス費用額の6割を占めており、生活意欲の向上や介護の重度化防止に役立っている。これらを介護保険給付の対象から外し、介護保険で定められている全国一律の事業運営基準がない多様な主体による柔軟な取り組みや、ボランティアなどの地域支援事業に移せば、市町村間に格差が生じ、現行の介護保険給付の水準を維持することは困難であると考えます。

私たちは、老人福祉法第2条に規定する、「老人は…生きがいを有する健全で安らかな生活を保障される」よう、要支援認定者に対する訪問介護及び通所介護を介護保険給付から除外しないよう強く求める。

ついては、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国に提出されるようお願いする。

- 1 要支援認定者の訪問介護及び通所介護は、総合事業へ移行させることなく、従来どおり介護保険給付とすること。

請願番号	受理日	請願名	請願者	紹介議員
平成25年第17号	平成25年12月4日	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善、大幅増員を求める請願	愛知県医療介護福祉労働組合連合会	岡田ゆき子 さはしあこ 田口一登 山口清明 わしの恵子(以上共産)

厚生労働省は、2011年6月17日に、5局長連名通知である「看護師等の「雇用の質」の向上のための取組について」を発出したが、その中で、看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めず、夜勤・交代制労働者の勤務環境改善は、喫緊の課題であるとしている。

さらに、2013年2月8日には、医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため、6局長連名通知である「医療分野の「雇用の質」の向上のための取組について」を発出し、看護等に対する取り組みを医療スタッフ全体に拡大させ、取り組みを推進している。

今後、少子化社会が到来する中で、医療・介護の崩壊の現状から、再生へと進むためには、医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の深刻な人手不足を早急に解消することが不可欠であり、看護師などの夜勤・交代制労働者の大幅増員と働き続けられる夜勤改善を初めとする労働環境改善が不可欠である。

厚生労働省の5局長連名通知及び6局長連名通知を実効あるものとするためにも、医療・社会保障予算を先進国並みにふやし、持続可能な医療提供体制及び安全・安心の医療・介護を実現することが求められている。

安全・安心の医療・介護を実現するため、看護師等の大幅増員及び夜勤改善を図ってほしい。

ついては、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国に提出されるようお願いする。

- 1 看護師など夜勤・交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とし、労働環境を改善すること。

続き

- 2 医師、看護師、介護職員などを大幅にふやすこと。
- 3 患者や利用者である国民の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

請願番号	受理日	請願名	請願者	紹介議員
平成25年第18号	平成25年12月4日	介護職員の処遇改善を求める請願	愛知県医療介護福祉労働組合連合会	岡田ゆき子 さはしあこ 田口一登 山口清明 わしの恵子(以上共産)

介護職員の賃金改善と離職率低下を目指して、2009年10月から実施された介護職員処遇改善交付金制度は、2012年の介護報酬改定で介護報酬に組み込まれ、介護職員処遇改善加算として継続されることとなった。しかし、この加算制度は、2015年3月末までの期限つきであり今後の憂慮すべき問題となっている。

さらに、2015年の介護保険制度改定で、軽度の予防段階とされる要支援の者への給付の一部を保険対象から外し、地域支援事業へ移行することが示されている。そうなれば、市町村のサービス格差はもとより、介護事業者が安価な事業費で市町村から委託された結果、介護職員の賃金引き下げを招き、一層の介護職離れが懸念される。

超高齢社会を迎え、介護職員不足は深刻であり、離職率が依然として高い状況が続いており、介護事業者は介護職員の確保に苦慮している。介護崩壊を食い止め、安全・安心の介護を実現するためには、介護職員の確保に向け賃金改善などの処遇改善が不可欠である。

介護職員の賃金は、全労働者の平均と比較してもおよそ3分の2程度であり、10万円以上も低いという実態がある。深刻な介護の職場の人材不足を解消するためには介護職員の賃金を一刻も早く全労働者の平均賃金に引き上げることが必要である。そのため、一層の介護職員の処遇改善を図ることが必要であり、国民の負担増にならない方法による改善が求められている。

安全・安心の介護実現のため、介護労働者の人材確保を図ってほしい。

ついては、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国に提出されるようお願いする。

- 1 介護職員の処遇改善は、国の責任で賃金改善の施策を拡充すること。
- 2 2015年4月以降も、介護職員処遇改善加算を継続し、対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること。
- 3 介護職員の離職につながる、軽度者の介護保険制度外しをやめること。

請願番号	受理日	請願名	請願者	紹介議員
平成25年第19号	平成25年12月4日	医師、看護師、介護職員の確保に影響を及ぼす、2014年4月からの消費税増税の実施中止を求める請願	愛知県医療介護福祉労働組合連合会	岡田ゆき子 さはしあこ 田口一登 山口清明 わしの恵子(以上共産)

2013年10月1日、消費税の税率を2014年4月から、現行の5%から8%へ引き上げることが表明されたが、国民生活と日本経済への影響とあわせて国民の命と健康を一層脅かす問題となっている。

愛知県内で診療を制限している医療機関は、現在も2割を超える71病院あり、深刻な医師不足の実態は変わらず、看護師や介護職員も同様に不足している。また、医療や介護は、設備投資、機器購入、医療・介護材料などの仕入れに消費税が課され、医療機関や介護施設に負担が重くのしかかっている。

消費税が増税されれば、医療機関や介護施設は従来以上のコスト削減を余儀なくされ、医師、看護師、介護職員の確保に影響を及ぼし、医療や介護の質を低下させ、医療・介護崩壊を加速させる懸念がある。厚生労働省は消費税の増税の穴埋めは診療報酬や介護報酬の引き上げで補填する方針を示しているが、配分をめぐる医療機関や介護施設間の不公平をもたらし、また、患者や利用者にとっては一層の負担増となり、その結果、受診抑制や介護支援の抑制に拍車がかかる懸念がある。

また、消費税率を3%から5%に引き上げた1997年当時、過去7年間で労働者の平均年収は約50万円上昇し、国民所得は着実に上昇傾向にあったが、現在の労働者の平均年収はその当時から約70万円減少し労働者の所定内給与は14カ月連続で前年を下回っており、一層景気を冷え込ませる懸念がある。

ついては、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国へ提出されるようお願いする。

- 1 医師、看護師、介護職員の確保に影響を及ぼす、2014年4月からの消費税増税の実施を中止すること。

◆陳情

陳情番号	受理日	陳情名	陳情者
平成25年第22号	平成25年11月18日	JR北海道を国が支援することを求める意見書提出に関する陳情	安城市住民

JR北海道の不祥事の多さに国民は不安感と不信感を抱き、北海道の観光地も、観光客が減少するのではないかと不安に包まれていると思われる。これに比べ、J R東日本は優良企業と言われている。JR東日本の経営基盤は首都圏であり、東京は2020年オリンピックの開催が決定し、また、JR東海のリア中央新幹線も2027年に開業が予定されており、スロー効果で東海地方から東京に人が吸い寄せられると言われている。

また、東京は、東京スカイツリー、東京ディズニーランド、浅草、渋谷、原宿、六本木、上野、新宿など、多くの街角の話題を内外に発信しており、内外から多くの観光客が東京に押し寄せている。

これに対し、JR北海道は、広大な土地に核となる都市が札幌市しかない中で、地方の過疎化の波にのまれていていると考える。冬は過酷な豪雪になるため、鉄道自体の保全是私たち本州の者にはわからないほどの苦労があり、JR北海道を国が支援することは、過酷な自然風土の北海道そのものを国が守ることであると思う。

続き

<p>また、この問題を放置しておけば、ますます東京一極集中が進み、地方が疲弊し、大都市と地方の住み分けがさらに進むものとする。この流れをとめるため、国は積極的にJR北海道を支援することを強く望む。観光を主体とするJR四国及びJR九州も同じように地方の人口減少で苦しい経営状態が続いていると推察されることから、JR北海道と同じ問題が起きないように願っている。</p> <p>については、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国に提出されるようお願いする。</p> <p>1 JR北海道を支援する枠組みである経営安定基金とは別に、鉄道の保全に関する事業を国が直接支援すること。</p>			
陳情番号	受理日	陳情名	陳情者
平成25年第23号	平成25年11月18日	無料低額宿泊所の無届け施設に関する陳情	特定非営利活動法人カインドネス (横浜)
<p>私たちNPO法人カインドネスは、無料低額宿泊所の開設に当たり、関係機関に届け出をし、毎年、支部事務所及び施設の現場に立入検査を受けるとともに、施設の運営、設備、職員配置、利用者の処遇、費用、安全管理等について指導を受け、改善すべきところは改善し、施設を運営している。</p> <p>しかし、無届け施設については、名古屋市の担当者によると、届け出がないため、検査は無論のこと指導もできないということであり、劣悪施設も野放し状態となっているのが現状である。また、一部の区社会福祉事務所では、無届け施設を利用しているところもある。</p> <p>埼玉県では、議員提案により被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例が全会一致で可決され、無届け事業者を排除し、適正化を図っている。</p> <p>名古屋市もこのような形で適正化を図るとともに、無届け施設の利用を認めないようお願いする。また、一部、無届け施設の利用を認めている区社会福祉事務所には利用を認めないようお願いするとともに、関係機関には無届け施設の根絶をお願いする。</p> <p>については、次の事項の実現をお願いする。</p> <p>1 無料低額宿泊所の無届け施設をなくすこと。</p>			
陳情番号	受理日	陳情名	陳情者
平成25年第24号	平成25年11月26日	天白土木事務所の駐車場を休日に天白図書館の利用者の駐車場として引き続き無償で使用させることを継続することを求める陳情	天白区住民
<p>2003年3月25日に天白土木事務所長と天白図書館長は覚書を結び、天白区民、天白図書館利用者のために、天白図書館へ天白土木事務所の駐車場を土日に開放した。</p> <p>それにより、交通不便な天白図書館へ来るのに苦慮していた遠方の平針、野並、しまだ、植田北、大坪、表山学区等の区民には喜ばれ、また、雨天の日でも図書館へ来る者は絶えなかった。</p> <p>開場時は、どの時間帯もほぼ満車と認められ、将来の財政負担が少なく、施策貢献度が高い評価の、区民、利用者に満足のいく施策であった。</p> <p>約10年も続き、よい結果を出しているこの善策を今後も続けてもらいたい。</p> <p>については、次の事項の実現をお願いする。</p> <p>1 天白土木事務所の駐車場を休日に天白図書館の利用者の駐車場として引き続き無償で使用させることを継続すること。</p>			
陳情番号	受理日	陳情名	陳情者
平成25年第25号	平成25年11月26日	ラウンドアバウトの推進を求める意見書提出に関する陳情	天白区住民
<p>ニュージーランドは、一般道路の速度制限が時速100キロメートルであるにもかかわらず、丸い交差点であるラウンドアバウトを採用しているため、交通事故による死者数がとても少ない。</p> <p>愛知県には13241基の信号機があるが、2012年における交差点での人身事故は22191件、死者数は102人であった。</p> <p>愛知県下では、豊田市の豊田藤岡インターチェンジの西側と伊勢湾岸自動車道豊田東インターチェンジの東側にラウンドアバウトがあり、効果は実証済みである。</p> <p>ラウンドアバウトの長所は、信号機が不要で、停電でも交差点の機能を維持することができ、災害に強く、重大事故が起きにくいことである。</p> <p>名古屋市内の適所へラウンドアバウトを展開してほしい。</p> <p>については、貴議会が次の事項を内容とする意見書を愛知県警察に提出されるようお願いする。</p> <p>1 丸い交差点であるラウンドアバウトを普及させること。</p>			
陳情番号	受理日	陳情名	陳情者
平成25年第26号	平成25年11月26日	南区における雨水対策に関する陳情	南区住民
<p>平成20年陳情第16号は、1時間60ミリの降雨に対応できているとして、平成20年11月10日に趣旨実現のため審査打切とされた。また、平成24年陳情第15号は、平成24年12月21日にききおくとされ、平成25年請願第1号は、平成25年5月15日に不採択とされた。</p> <p>については、南区民が安心安全で暮らせるように、次の事項の実現をお願いする。</p> <p>1 雨水の貯留管をやめ、貯水池を10万立方メートル新設すること。</p> <p>2 雨水の未処理分を大江川、山崎川へと排水すること。</p> <p>3 廃止された水袋ポンプ所、大江ポンプ所及び大同ポンプ所の3カ所を新設すること。</p>			

続き			
陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成25年 第27号	平成25年 12月4日	岩城正光氏の弁明書及び議会承認の撤回並びに議事録の削除を求める陳情	岐阜市住民
<p>岩城正光氏の副市長承認に際し、岩城氏が議会に提出した弁明書を、行政文書公開請求により開示していただき読んだが、その中で、岩城氏は、私たちが提出した陳情書を事実無根と弁明している。それを受けて、議会でも承認がなされており、何の調査もなく、岩城氏の弁明書1枚で、議会でも事実無根と認められたことになる。</p> <p>そして、陳情書が事実無根と承認されたということは、岩城氏が私をうそつきだとし、名古屋市会が私をうそつきだと決定したということになる。</p> <p>私は、岐阜市の市議会議員として、岐阜市の子供をめぐる環境整備に専心している中で、中核市である岐阜市に多大な影響を与える上位法や従わざるを得ない国や県の仕組みの改善の要請が、市民からも多く来ており、県や国への働きかけも行っている。その関係で、日本全国から、子供を取り巻く環境改善の相談が日々舞い込んでおり、市民、県民、国民のために日々働いている。私をうそつきだと名古屋市会が断定したということは、私を支える岐阜市民、名古屋市民、日本国民をうそつきだと断定したということでもある。</p> <p>本件の陳情書も、具体的な岩城元弁護士の被害者本人の方々から直接依頼を受け、聞き取りをしたものであり、これら以外にも被害相談は多数ある。その1件については、さきの総務環境委員会において、80万円という法外な請求について証拠をもとに口頭陳情された。岩城氏は、それを紙切れ1枚で事実無根と、議会という場において、我々をうそつきだと断定し、議会も議会でも何ら調査することもなくそれを承認し、安易に議事録として残る公の場で、市民をうそつきだと断定したことは、甚だ遺憾である。</p> <p>これまで私が提出した陳情書は、一点の偽りもなく真実である。</p> <p>については、次の事項の実現をお願いする。</p> <p>1 岩城正光氏の弁明書及び弁明書に基づく議会承認を撤回し、それらに関する議事録の削除をすること。</p>			
陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成25年 第28号	平成25年 12月4日	平成25年陳情第8号及び平成25年陳情第12号における市職員の虚偽答弁の精査を求める陳情	岐阜市住民
<p>さきの名古屋市会教育子ども委員会において、名古屋市中央児童相談所長が、家族再統合を目指す旨を答弁した。</p> <p>しかし、名古屋市中央児童相談所の一時保護、保護委託による保護継続の件で、一時保護後1年5カ月になるが、その間に全く家族再統合に向けての指導、助言、支援がなされていない事件がある。</p> <p>一時保護や保護者に改善を促したい点があることは了解でき、否定しない。しかし、その後、家族再統合に向けてのプランが全く示されておらず、指導、助言、支援も全くなされていない。</p> <p>当初、窓のない密室において高圧的に命令に従えという高圧的な対応をされ、それでは納得できない父親が哲学を主張し、母親が冷静な話し合いを求めて中立的に話ができる補佐人の同席を求めた。しかし児童相談所側はそれを拒否し、話し合いの場を児童相談所がつくってくれないのを、保護者が指導に従わないからであるとすりかえ、家族再統合に向けてのプランの提示や指導、助言、支援がないまま1年5カ月になる。</p> <p>この案件には、岩城正光氏も弁護士としてかかわっていた。</p> <p>そのような現状において、名古屋市会教育子ども委員会が名古屋市中央児童相談所長が、家族再統合を目指す旨を答弁しても、全くもって羊頭狗肉にしか見えない。市民や子供たちに対して行っていることと答弁が解離している状況は甚だ遺憾である。</p> <p>については、答弁の撤回または答弁どおりの運用を求め、次の事項の実現をお願いする。</p> <p>1 平成25年陳情第8号及び平成25年陳情第12号における市職員の虚偽答弁の精査を行うこと。</p>			
陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成25年 第29号	平成25年 12月4日	名古屋市中央児童相談所の職員への接遇指導の徹底を求める陳情	岐阜市住民
<p>名古屋市中央児童相談所の職員の電話対応や接客態度がとでもよくない。</p> <p>具体的な点を言うと、1 話をすりかえる、2 日分の都合で話を打ち切る、3 居留守を使う、4 要望に対して応えようとしないうということである。</p> <p>まず、1については、以下のとおりである。</p> <p>丁寧に現状に対する対応を求めたところ、全く関係のない事柄を持ち出し、それを根拠に対応できないと主張した。</p> <p>次に、2については、以下のとおりである。</p> <p>話をすりかえたことを指摘し、何をどうすりかえたのかわかりやすく説明したところ、「もうこれ以上話すことはありません。」と話を打ち切ろうとした。</p> <p>また、3については、以下のとおりである。</p> <p>電話で所長と話したいと申し出たところ、女性職員が明らかににつけんどんな声で、「午前中は会議で午後は出張です。」と言ったので「お時間のあるときをお知らせいただくか、そういうときにお電話いただくかできませんか。」と申し出たところ、「その旨伝えませんが電話をできない可能性があります。」と答えられた。市民からの冷静で正当な話し合いの要望の電話であり、時間のあるときに電話するくらいは当然である。例えば、民間で取引先から電話があって、折り返しの電話をしないということがあるのだろうか。この女性職員の対応に唖然とした。</p> <p>そして、「ということは話し合いをしない、無視する可能性があるということですね。」と聞くと、「そうではありません。物理的に</p>			

続き

対応できない可能性があるということです。」と答えた。私は耳を疑った。物理的に対応できないことがあるのだろうか。それを高圧的に、感情的に理由として語る者が、子供の福祉をつかさどるところにいていいのだろうか。名古屋市の職員の質はこんなものなのかととても残念な気持ちになった。

さらに、4については、以下のとおりである。

要望全てに応えられるわけではないため、どんな要望にも応えてほしいとは思っていない。ただ、このくらいは応えていただいてもいいだろうということでさえ拒否された。

冷静で中立的な補佐人の同席の要望に対してがそうである。児童相談所が権限を行使し、窓のない密室で高圧的に、一方的に命令するので、冷静で中立的な補佐人の同席を求めたところ拒否された。個人情報の問題を理由にしているが、当事者が、個人情報を補佐人にフルオープンでいいと言っているのに、その理由はクリアされているのに認められなかった。

川崎市でも、杉並区でも、愛知県でも、大阪府でも認められたことが、名古屋市では認められなかった。しかも、極めて高圧的で傲慢な態度で、「あなたと話すことはありません。」と言い切った。

ついでに、次の事項の実現をお願いする。

1 名古屋市中央児童相談所の職員への接遇指導を徹底すること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成25年第30号	平成25年12月4日	名古屋市中央児童相談所の対応の是正及び職員配置に関する陳情	岐阜市住民

マザー・テレサの「愛の反対は憎しみではない。無関心である。」という言葉、また、「無視ほどひどいじめ時ない。」「都合の悪いことの相互理解を最初から拒否するのは最上級の暴力である。」という言葉は、広く社会で語られ、およそ標準的な人権感覚を持つ者にとっては常識でもある。しかし、名古屋市中央児童相談所の所長以下職員の対応は、これら全てに該当している。

具体的には、1 話し初めから矛盾している、2 矛盾を小学生でもわかるくらいに丁寧に指摘すると無視をして、自分たちが用意している回答を語る、3 2の状態が続く、4 その状態で話ができないことを保護者側のせいだと言う、5 つじつまの合わない矛盾する根拠を自身の都合で使い分けるといことである。

これらは、もはや正常なコミュニケーション能力を有しているとは言えず、外見的には穏やかでも、極めて乱雑乱暴な、暴力的な対応と言わざるを得ない。

まず、1から4までについての概要は、以下のとおりである。

先日、名古屋市中央児童相談所に児童を保護されている保護者に、中立公平な立場で同行した。保護者がひとりで十分に理解できないとき、判断しにくいとき、決断しにくいときもあり、不安なので、理解を確かめたい、あるいは、判断は自分でするが、幾つかの客観的な見方を参考にしたいという不安の中身は、配慮して当たり前である。しかし、名古屋市中央児童相談所は、あくまでも一人を取り囲み、一人だけを相手に話すという姿勢を主張し、同席を認めなかった。

名古屋市中央児童相談所の所長以下職員は、「総合的な支援が必要。」という言葉をよく使う。

そこで、「総合的な支援はとても重要です。児童相談所の担当者、福祉司、心理司、医師などの支援も大切です。同様に、保護者が信頼するカウンセラーや医師、相談者も、保護者にとって大事な支えです。それらを含めて、総合的な支援ではないですか。一方の関係者のみで総合的とは言えないでしょう。」と小学生にでもわかるように、丁寧に矛盾を指摘した。

すると、「必要な支援を選ぶ。」と言われたので、「それらを拒否は全くしないのです。保護者が求めるものも必要な支援でしょう。それが用意されないのであれば、それは独善であり身勝手でもあります。」と伝えたとこ、その見解には答えず無視し、話をすりかえた。「慣例です。」と無視して、話をすりかえ、自分たちが用意した回答のみを繰り返すだけであった。まさに、「都合の悪いことの相互理解を最初から拒否するのは最上級の暴力である。」である。そして、「こんなふうだから話し合いができないのです。」と捨てぜりふのように言われた。私は元中学校国語教師であるが、彼らのコミュニケーション能力にあきれるばかりであった。

次に、5についての概要は、以下のとおりである。

「慣例です。」に対して、「愛知県の豊田加茂の児童相談所も、川崎市の児童相談所も、大阪府の児童相談所も、保護者が必要とする補佐人の同席を当たり前認めましたが、名古屋は認めないのですか。保護者が必要としている、中立公平な人間でさえも。」と言うと、「慣例です。」を繰り返すのみであった。

しかし、おかしいと思う。「発達におくれがあるので施設入所という決定になっていますが、発達におくれがある子供は皆施設に入れるのですか。」という保護者の問いかけには、「違います。ケースバイケースです。」と答えた。

よく考えてほしい。あるときは慣例、あるときはケースバイケースという一貫性のない、つじつまの合わない対人態度、アイデンティティーは、通常の社会で言えば、正常とは認識されないのではないだろうか。

自分たちの都合で矛盾している、慣例、ケースバイケースという理由を使い分け、極めて論理的な説論を無視して、用意した回答を、まるで壊れたレコードのように繰り返す様子を、驚愕すら感じた。

名古屋市中央児童相談所のこの対応は、極めて乱暴な、暴力的な対応と言わざるを得ない。

ついでに、次の事項の実現をお願いする。

1 名古屋市中央児童相談所の暴力的な対応を是正することを求めるとともに、正常なコミュニケーション能力のある職員を配置すること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成25年第31号	平成25年12月4日	名古屋市中央児童相談所における児童の施設入所の是正を求める陳情	岐阜市住民

名古屋市中央児童相談所が、家族再統合を目指すと言いながら、全く目指していないケースがある。そのケースの施設入所の理由は、発達におくれが見られるが、現在施設でおくれが緩和されて来ているので、このまま施設入所をさせることが望ましいとの主張を、裁判

<p>続き</p> <p>所が認めたからというものである。</p> <p>名古屋市中央児童相談所長の家族再統合を目指す旨の答弁が真実であれば、家庭内において児童の発達を促す良好な療育環境が形成できるような指導助言がされているはずである。それらが全くされないまま、このような理由で施設入所をさせているのであれば、答弁は全く虚偽であると言わざるを得ない。それ以上に問題なのは、発達におくれがあることが施設入所の理由としてまかり通ることである。</p> <p>これは、発達におくれのある子供を持つ親にとっては恐怖でしかなく、いつこの理由で子供を取り上げられるのであろうと不安になる。今は、発達障害の子供を抱え苦悩する親が多い。発達におくれがあると施設入所、こんなにも市民に不安や恐怖を与える判断がまかり通ってよいのであろうか。</p> <p>子供に相応な発達をさせることができなかった親からは子供を取り上げ、切り離し、施設で発達させるという印象を与える施設入所は、子供にとっても親にとっても苦痛であり、人の心のある判断とは思えず、人権侵害とも言える。</p> <p>ついては、次の事項の実現をお願いします。</p> <p>1 名古屋市中央児童相談所が、児童に発達のおくれが見られれば施設入所という一種、障害者差別的・人権侵害的な児童の施設入所を平然と行うことを是正すること。</p>			
陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成25年第32号	平成25年12月4日	名古屋市ロサンゼルス視察報告書の一部削除と謝罪を求める陳情	守山区住民
<p>名古屋市は、平成24年に実施したロサンゼルス市への視察に関する報告書を、公式ホームページに、PDFの体裁で掲載している。その報告書の中の児童虐待に関する報告で、キリスト教とキリスト教者について、唐突に「クリスチャンは「子どもは叩かないと矯正出来ない」という考えがある。」という表現をし、公式文書として、制限なくインターネットでの情報拡散を行っている状況にある。</p> <p>この状況は、キリスト教者にとって極めて憤慨させる状況であり、行政の公式文書として、クリスチャンと称し、不特定多数のキリスト教者を弾劾する状態にある。全くもっていわれのない話を、公式的地位の報告書で唐突に「クリスチャンは…」というくだりを存在させることは、極めて名古屋市としての常識を疑われることになる。</p> <p>当該報告書は、極めて日本語の文章力が稚拙で、主語述語の関係も不明瞭である中で、唐突に「クリスチャンは…」という表現になっているのであるからこそ、意図的にキリスト教者を弾劾するかのように見える。</p> <p>この報告書の掲載を即時停止し、キリスト教世界の頂点であるローマバチカン教会への謝罪を求める。私個人もキリスト教を信仰しており、このような表現で名古屋市という行政体が公式に報告をすることに関し、究極的に憤慨を抑えたとしても、許すことは難しい。</p> <p>日本は、憲法の中でも信教の自由が担保され、その信教に関して何者も阻害することはできないはずであるが、このような報告書があることで、キリスト教者いわゆるクリスチャンは、名古屋市において児童虐待のおそれのある家庭だと認識されかねない。児童虐待捏造のネタとしてキリスト教者を標的にしないように、しかるべく委員会で検討がされ、報告書の掲載停止と不適切な宗教批判に及ぶぐだりの削除、ローマバチカン教会への謝罪を早急に行ってほしい。</p> <p>ついては、次の事項の実現をお願いします。</p> <p>1 名古屋市の発表したロサンゼルス視察における報告書において特定の宗教を弾劾するような表現の訂正と削除及びローマバチカン教会への謝罪を行うこと。</p>			

決議案に対する趣旨説明(12月6日)

リコール署名の受任者が請願してまで名簿を選挙に使用しないことを求めている。「市議会を使わない」という意思を示すのは当然

田口一登 議員



名古屋市議会の解散請求に係る署名簿及び受任者名簿の目的外使用に関する決議

【田口議員】ただいま議題となりました「名古屋市議会の解散請求に係る署名簿及び受任者名簿の目的外使用に関する決議」につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

名簿不使用を求める請願の採択による

本決議は、市議会リコール署名の収集に携わった受任者の方から提出された請願が、平成24年8月22日の総務環境委員会において採択されたことに伴い、当時の湯川栄光総務環境委員長が決議文案を調整し、議会運営委員会に対して発議方が要請されたものであります。

選挙への使用を当然とする減税日本ナゴヤの身勝手な拡大解釈が原因

減税日本ナゴヤは、平成24年5月7日の議会運営委員会理事会において、平成22年8月から9月にかけて行われた名古屋市議会解散請求に係る署名収集のための受任者名簿を選挙等で使用する可能性があることを示唆しました。

受任者名簿を管理・保有している団体が、受任者を募る際に使用したハガキには、「ご登録された個人情報……第三者に開示提供せず、名古屋市政改革活動の目的に限定して、厳重かつ細心の注意をもって管理いたします」と明記されており、選挙で使用することは、受任者名簿の目的外使用であります。政党・候補者への投票を依頼する活動まで、市政改革活動の範疇などとする拡大解釈は、通用するものではありません。

名簿提供者がやめてくれと請願

政党や団体が収集した名簿を選挙活動等に使用するかどうかは、一般的にはその政党・団体の判断に委ねられる問題であります。しかし、市議会

解散請求に係る受任者名簿に関しては、個人情報を提供した受任者の方が、請願権まで行使して、選挙活動等のために個人情報が使用されることのないよう求めておられるのです。こうした受任者の方々の憲法に定められた思想・良心の自由は擁護されなければなりません。

名簿は手元にないからと弁明し、決議に賛成できない(当時の幹事長)

本決議案に対し、当時の議会運営委員会副委員長であった余語さやか議員は、減税日本ナゴヤは受任者名簿を管理・保有していないことを理由に賛成することはできないと主張し、同議員は、昨年の議会報告会においても市民からの質問に対し、減税日本ナゴヤ所属議員は誰も署名簿の写しを保有していないと弁明しておられたので、その主張に鑑み、議会運営委員会理事会では決議案に関する協議を継続してまいりました。

減税日本ナゴヤの政調費疑惑を解明する中で、名簿があったことが明らかに

しかし、本年8月20日に、当時の減税日本ナゴヤの幹事長であった中村孝道議員が、事務所に保管していた署名簿の写しと受任者用連絡はがきが元スタッフにより窃取されたとして警察に告訴状を提出したと公表するに至り、これまでの減税日本ナゴヤの主張に反して、減税日本ナゴヤ所属議員が署名簿の写しと受任者用連絡はがきを保有・管理していたことが明らかになりました。

いい加減な弁明では済まない決議に

こうした事態を重く受け止め、受任者であった方の請願に基づき、名古屋市会は、名古屋市議会の解散請求に係る署名簿及び受任者名簿を選挙活動に使用しないことを確認する決議をしようとするものであります。

政治活動・選挙活動の自由に対する妨害というのはいいがかかり

なお、お手元配布の文案は、当時の湯川総務環境委員長が調整した文案から、「政治活動に使用しないことを確認する」という部分、及び「名簿を管理保有している関係者に選挙・政治活動に使用しないよう強く要請する」という部分を削除したものであります。したがって、本決議は、名古屋市会の自律的な意思を示すものであって、政治活動・選挙活動の自由に対する妨害などという非難は当たらないということ、あわせて申し上げ

河村市長や減税市議の態度はひどかった。市長は私の発言中に立ちっぱなしで野次り続け、減税市議も大声を上げたり、机をたたいたり。反論する機会はあるのに、異論を聞こうとしない。言論の力を持ち合わせていない勢力の姿が浮き彫りになりました。(田口議員の談話)

ておきます。(決議文は意見書・決議の項に)

委員長の責務を放棄した減税議員には問責決議

名簿不使用決議は、受任者から提出された請願が昨年、総務環境委員会において採択され、同委員会から議会運営委員会に発議するよう要請されました。

案文は、共産党が修正を求めるとともに、決議に反対する減税日本ナゴヤの意向も汲み、「名簿を管理保有している関係者に選挙・政治活動に使用しないよう強く要請する」という部分を削除し、「名古屋市議会が名簿を選挙活動に使用しないことを確認する」という趣旨の決議案になりました。

しかし、これでも減税ナゴヤは反対。常任委員会から発議が要請された決議・意見書は、議会運営委員全員と常任委員長の共同提出が慣例ですが、減税ナゴヤの幹事長と一人の議会運営委員は発議者として署名したものの、あと二人の委員と総務環境委員長だった湯川栄光議員は署名を拒否。委員長として決議の発議を議運に要請しておきながら、発議者にならないという職務放棄の湯川議員にたいして、本会議では問責決議を提出することになったものです。

リコール受任者名簿 選挙使用禁止決議

河村市長 議場で激高



本会議で声を荒らげる河村たかし名古屋市長＝名古屋市議会

名古屋市長や減税市議の態度はひどかった。市長は私の発言中に立ちっぱなしで野次り続け、減税市議も大声を上げたり、机をたたいたり。反論する機会はあるのに、異論を聞こうとしない。言論の力を持ち合わせていない勢力の姿が浮き彫りになりました。(田口議員の談話)

名古屋市議会

成多数で可決した。採
決前に河村たかし市長
が怒号を上げたり、議
長の机をたたいたりし
たため議場は騒然とな
った。閉会后、市長は
「決議は無効」と息巻
いた。
本会議再開から四十
五分後、決議案が議題
となると、河村市長は
「発言を求めると手を
挙げて起立したが、藤
田和秀議長は「採決中」
として認めなかった。
それでも、市長は立
ったまま不規則発言を
続け、決議案の提案趣
旨説明が始まると、さ
らに激高。議長に歩み
寄り、目を見開き、右
手で議長机を激しくた
たたいた。説明が続く間
も「憲法違反だ。許し
ない」「憲法違反だ。許し
ない」と怒鳴り続
け、「それでも市長
か」「議長に従え」な
どと叫ぶ議員との応酬
が六分間続いた。
採決では、自民、公
明、民主、共産、新政
会などが賛成。減税日
本ナゴヤと一部の一人
会派が反対に回り、減
税の二議員と一人会派
の議員が退席した。

採決に先立ち、決議案を審議した前日の議会運営委員会は、市長が退席したため一時中断。定例会閉会后、市長は報道陣に退席の理由を「減税の代表なので、体張って戦ったって違法ならん。正当防衛だ」と不正当化。本会議については「退席も考えたが、地方自治法で出席義務があるの、一応、ギリギリのルールは守った」と説明した。決議に法的拘束力はなく、受任者名簿の今後の扱いについて「決議は無効だ」と主張し、今後の選挙でも使う可能性を示唆した。
市長の議場ででの振る舞いに関し、議運委員の服部将也議員(民主)は「市長の暴言はヤジの域を超えた妨害行為。到底、許容できず、議会人として遺憾」と不快感をあらわにした。(沢田千秋)

意見書・決議

日本共産党をはじめ各会派から提案された8件の意見書案について、政審委員長会で内容についての協議・修正などが行われ、議会運営委員会での協議を経て、3件について合意が得られ、12月6日に議決しました。

日本共産党提出の3件のうち、過労死防止に関する1件が可決されました。今回出しても国会会期から見て間に合わないことが明らかでしたが、減税日本が提出した秘密保護法反対の意見書は自公が反対しました。

昨年来理事会で協議が繰り返されてきた受任者名簿の不使用に関する決議は、真相解明などを先伸ばししたりウソでごまかすなどの減税日本のあまりにいい加減な姿勢に、今回で決議することになりました。原則である全会一致にならないため、今回のやり方が異例の措置でありこれを前例にしないため、この間の経緯も示した問責決議も合わせて提案されました。

意見書案に対する各会派の態度 (議会運営委員会に提出された意見書案。可決時には名称変更もある)

意見書案	原案提出	結果	各会派の態度					
			共産	自民	減税	公明	民主	新政
容器包装リサイクル法の改正に関する意見書(案)	自民	可決	○	○	○	○	○	○
認定こども園の認定権限等の移譲に関する意見書(案)	自民	否決	●	○	○	○	○	○
介護のための両立支援制度(育児・介護休業法)の活用に関する意見書(案)	減税	否決	●	●	○	△	●	△
特定秘密保護法案に関する意見書(案)	減税	否決	○	●	○	●	△	△
登記の事務・権限の地方への移譲に関する意見書(案)	公明	可決	修正	○	△	○	○	○
介護保険制度の見直しに関する意見書(案)	共産	否決	○	●	○	●	△	△
難病患者の医療費助成制度に関する意見書(案)	共産	否決	○	●	○	△	●	△
過労死防止基本法の制定に関する意見書(案)	共産	可決	○	△	○	△	修正	△

ゴチック字は可決された意見書 議運に提案された段階での態度 ○=賛成 ●=反対 △=保留
 ●が1つでもあれば議案として本会議に上程されません。
 会派 共産：日本共産党 自民：自民党 減税：減税日本ナゴヤ 公明：公明党 民主：民主党 新政：新政会

全会一致とならなかった決議案 2件 (減税日本ナゴヤ関係 2件)

決議議案	各会派の態度										結果	備考	
	共	自	減	公	民	新	維	名	市	改			ク
名古屋市議会の解散請求に係る署名簿及び受任者名簿の目的外使用に関する決議(案)	○	○	**●	○	○	○	▲	○	○	●	●	可決	田口議員が提案説明。市長が怒りまくった。
湯川栄光元総務環境委員長に対する問責決議(案)	○	○	*●	○	○	○	○	○	○	○	●	可決	今回をやり方を前例にしないために経緯を説明。

○=賛成 ●=反対 ▲棄権/ 共：日本共産党 自：自民党 減：減税日本ナゴヤ 公：公明党 民：民主党 新：新政会
 維：名古屋維新の会 名：名古屋市民クラブ 市：市民クラブ 改：地方分権改革の会 ク：無所属クラブ
 **●は田山議員と鈴木議員が棄権。*●は田山議員と鈴木議員が賛成した(らしい)

《採択された意見書》

容器包装リサイクル法の改正に関する意見書

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)では、リサイクルのための分別収集・選別保管を市町村が税負担で行うこととなっているため、循環型社会形成推進基本法において循環資源の循環的な利用及び処分に係る優先順位をリデュース、リユース、リサイクルの順としているにもかかわらず、現状ではリサイクル優先に偏っているとの指摘がある。

このような中、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分であり、環境によりリユース容器が減少し、リサイクルに適さない容器包装もいまだに使われている。この根本的な問題には、市町村が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち大部分が製品価格に内部化されておらず、事業者が容器包装を選択するに当たって、発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとする十分なインセンティブが働かないところにある。

本市においては、容器・包装3R推進協議会を設置し、レジ袋有料化を全市で実施するなど、容器包装の削減について市

民・事業者・行政の協働により進めているところであるが、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、拡大生産者責任の原則に基づく事業者責任の強化が不可欠となっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制及び再使用を促進するための法整備を行うこと。
- 2 容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。

登記の事務・権限の地方への移譲に関する意見書

現在、地方分権改革を推進するため、国から地方への事務・権限の移譲等についての検討が行われている。

しかしながら、安全な不動産取引等の実現を通じて重要な財産を守り、国民の権利擁護に寄与する登記制度は、高い中立性、公正性が求められることから、その事務や権限については、現在と同様、国の機関である法務局において全国的に統一された基準により直接行われる必要がある。

また、登記事務の執行に当たっては、高度な法律的専門知識に裏づけられた判断が不可欠であり、地域によって運用に格差が生ずることのないよう、国において一元的、体系的に研修や教育を実施していくべきである。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、登記の事務・権限を地方への移譲対象とせず、国の機関である法務局が引き続き担うこととするよう強く要望する。

過労死等防止基本法の制定に関する意見書

我が国が先進国として経済発展を遂げる過程において発生した、過度の長時間労働や苛酷な職場環境などによる過労死や過労自殺は、大きな悲劇を生む深刻な社会問題として認識されるようになってきた。残された遺族の経済的困窮や精神的苦痛は大きく、また、働き盛りの労働者が過労によって命を失うことは社会的にも大きな損失である。

労働基準法では、労働者に週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者に過重な長時間労働を強いることを禁じ、労働者の生命と健康を保持することを目指しているものの、過労死や過労自殺を防止するに十分とは言えない状況が生み出されている。

昨今の厳しい雇用情勢の中で、労働者から使用者に労働条件の改善を申し出るのは容易ではなく、また厳しい企業間競争下では、個々の企業が自社だけで労働条件の改善を図ることにも限界があることから、過労死や過労自殺、そして、その原因となる過重労働を防止するためには、個人や家族、企業の努力だけでなく、国として総合的な対策を積極的に行っていく必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、過労死や過労自殺の根絶を目指すことを宣言するとともに、その要因に関する調査・研究の推進など、総合的な過労死等の防止対策を進める過労死等防止基本法を制定するよう強く要望する。

名古屋市議会の解散請求に係る署名簿及び受任者名簿の目的外使用に関する決議

減税日本ナゴヤは、平成24年5月7日の議会運営委員会理事会において、平成22年8月から9月にかけて行われた名古屋市議会解散請求に係る署名収集のための受任者名簿を選挙等で使用する可能性があることを示唆した。

これは、受任者名簿の目的外使用であり、大変遺憾である。

よって、名古屋市会は、名古屋市議会の解散請求に係る署名簿及び受任者名簿を選挙活動に使用しないことを確認するものである。

以上、決議する。

湯川栄光元総務環境委員長に対する問責決議

湯川栄光議員は、平成24年8月22日の総務環境委員会において、委員長として平成24年請願第12号「名古屋市議会解散請求に係る署名収集のための受任者名簿を選挙・政治活動に使用しないことを求める件」の採決を

行い、その結果、当該請願項目第2項、すなわち「貴議会が、名古屋市議会解散請求に係る署名簿及び受任者名簿を選挙・政治活動に使用しないことを確認するとともに、これらを管理・保有している関係者に選挙・政治活動に使用しないことを要請する旨の決議を行うこと。」が採択されたことに伴い、決議文案を調製し、湯川栄光議員は総務環境委員長として、議会運営委員会に対して決議案の発議方を要請した。

これを受けて、議会運営委員会及び議会運営委員会理事会では、当該決議案の発議に関し協議を行い、議会運営委員長による修正案が提示されるなど調整が行われてきたところであるが、当時の議会運営委員会副委員長の職にあった余語さやか議員は、減税日本ナゴヤは名古屋市議会解散請求に係る受任者名簿を管理・保有していないことを理由に決議案には賛成することはできないと主張してきた。また、昨年の議会報告会においても、市民からの質問に対し、当時の議会運営委員会副委員長の職にあった余語さやか議員は、減税日本ナゴヤ所属議員は誰も署名簿の写しを保有していないと弁明していた。こうした減税日本ナゴヤの主張に鑑み、議会運営委員会理事会では決議案に関する協議を継続してきたところである。そのような中、平成25年8月20日に、当時の減税日本ナゴヤの幹事長であった中村孝道議員が、事務所に保管していた署名簿の写し及び受任者連絡用はがきを元スタッフ2名により窃取されたとして愛知県南警察署に告訴状を提出していたと公表するに至り、これまでの減税日本ナゴヤの主張に反して、減税日本ナゴヤ所属議員が署名簿の写し及び受任者連絡用はがきを保有・管理していたことが明るみとなった。

こうした事態を重く受けとめ、議会運営委員会理事会において、当該決議案を発議し、議決すべく協議が重ねられ、平成25年12月4日には、当該決議案の発議方を要請し、発議者となるべき立場にある湯川栄光元総務環境委員長について、減税日本ナゴヤの鈴木孝之幹事長から、本人に確認した上で決議案の発議者として署名するとの報告がなされた。ところが、湯川栄光元総務環境委員長は、その後、突如として意向を翻し、決議案の発議者として署名することができないと表明した。そのため、議会運営委員会理事会では、湯川栄光議員を招聘し、その真意を確認しようとしたところ、湯川栄光議員は、真摯な態度で協議に応じようとしなかったことに加え、議会運営委員会理事会において、決議案の発議者として署名するとしていたことが報告されていた件についても、その発言を翻すとともに意向を変えた理由について説明を求めても明確な説明を一切せず、委員長の職務として決議案の発議要請をしたと言いながら、みずからの政治信条に反するので署名することはできないとの主張を一方向的に繰り返すばかりであった。

これら湯川栄光議員の態度は、総務環境委員長としてみずからが発議方を要請した決議案に対する職責を無責任に放棄するものであり、さらに、会派間の協議を通じて円滑な議会運営を目指している議会運営委員会理事会を冒瀆し、円滑な議会運営を損なう著しく不適切な行為であることから到底容認できるものではなく、絶対にあってはならないことである。

よって、名古屋市会は、湯川栄光議員に対し、猛省を促すとともに、その責任を強く問うものである。

以上、決議する。

《採択されなかった日本共産党提案の意見書案》

介護保険制度の見直しに関する意見書(案)

介護保険制度は、我が国が高齢化社会を迎えるに当たって、家族だけに介護の負担を負わせるのではなく介護の社会化を目指して始まった制度である。

現在、社会保障制度改革の一環として、制度の大幅な改変が行われようとしているが、その中には介護保険の理念からも疑問を持たざるを得ず、保険者である市町村にとっても見過ごせないものが含まれている。

とりわけ、要支援の認定者に係る保険給付の一部を対象から外し、市町村の地域支援事業に移行させることは、介護保険制度の根幹を崩しかねない。

既に一昨年の法改正により、市町村事業としての介護予防・日常生活支援総合事業が創設されたが、提供されるサービスはボランティアやNPO等が実施主体とされており、また、事業費も介護保険給付費見込額の3%の上限があるなど、市町村間に格差が生ずるものである。何より全国でこの総合事業を実施しているのは、平成24年度でわずか27市町村等にとどまっている。

新しい地域支援事業が、全国一律の人員基準も運営基準もないまま市町村の裁量に任されれば、市町村間の格差がさらに広がる事態も想定される。

認知症の高齢者も多数含まれている要支援者への保険給付は、重度化を防ぎ日常生活を維持する予防的効果を持っており、要支援者への保険給付の対象を縮小することは、保険あって介護なしとの批判を免れないだけでなく、長期的には要支援者の重度化が進み、保険給付費の増大にもつながりかねない。ホームヘルパーの生活支援やデイサービスを制限することなどについては、在宅介護を続け、重度化を防ぐ取り組みを続けている関係者や地方公共団体の努力に逆行することになりかねないものである。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、介護保険制度の見直しに当たっては、国庫負担の増額を基本に改善を進め、介護予防効果の高い要支援者への保険給付を維持し、地方公共団体に負担と責任を転嫁することのないよう強く要望する。

難病患者の医療費助成制度に関する意見書(案)

難病は原因不明で治療方法も未確立であり、難病患者の身体的・精神的・経済的な負担のみならず、介護等に当たる家族の不安と負担も小さくなく、これまで国は、特定疾患治療研究事業などにより、難病患者の医療費について、自己負担分の全額または一部を助成するなどして難病患者の負担の軽減に取り組んできた。

このような中、現在、国において検討されている難病対策の改革案では、難病対策の法制化を含む新たな医療費助成の制度案として、医療費助成の対象となる疾患を56疾患から約300疾患に増加するとともに、医療費の自己負担割合も3割から2割に引き下げるなど制度の改善を図るとしている。

その一方、現在、医療費の自己負担分が全額助成されている市町村民税非課税世帯や重症患者に新たな負担を課す方針が示されており、所得に応じて医療費の自己負担限度額の上限を定めるとしているが、それでも少ない難病患者の負担が増加することとなる。また、高感な医療を継続して必要とする者を除き、症状の程度が重症度分類等で一定程度に当たらない軽症の者を医療費助成の対象から外す方針も示されており、治療や薬で症状を抑えている者の状態悪化を懸念する難病患者や家族から不安の声が上がっている。

さらには、小児がんなど小児慢性特定疾患の医療費助成制度について、医療費の自己負担額の上限引き上げや重症患者における自己負担額の全額助成の特例廃止が検討されていることも大きな問題である。

難病患者は医療費ばかりではなく、家族の付き添い費用や、遠距離の専門病院に通うための交通費など、さまざまな経営が負担となっている。また、激痛や慢性的なだるさなどで仕事を続けることができなくなり、家族の収入に依存せざるを得ない事例もある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、難病に係る医療費助成制度の見直しに当たっては、難病患者を社会全体で支える理念に基づき、難病患者の医療費の負担を増加させず、難病患者の不安と負担の軽減に資する制度の実現に努めるよう強く要望する。

名古屋港管理組合議会11月定例会 一般質問 (11月5日)

米軍艦の名古屋港入港／コンテナ破裂事故／港湾運営会社／ガーデン埠頭開発について

山口清明 議員



米軍艦船の名古屋港入港について

入港情報の公表はなぜ24時間前か

【山口議員】9月4日に米海軍のイーゼス艦ヒギンズが名古屋港に入港、弥富埠頭7号岸壁に着岸しました。米軍艦船の名古屋港入港は2010年11月以来3年ぶりです。

米軍艦船に対し、核兵器積載の有無を確認すべきと私は考えますが、管理組合および愛知県は、確かめようとすらしません。この姿勢は港湾の安全を司る管理者として大きな問題だと指摘しておきます。

今日は、いわゆる24時間ルールに絞ってうかがいます。米艦の入港目的は今回も「親善・友好」とされていますが、入港予定が公表されたのは入港24時間前です。名古屋港に入港する船舶の予定は、入港予定が固まった段階で随時、管理組合のホームページで公開されていますが、米軍艦船だけは入港24時間前まで公表しないルールとされています。

管理組合は「軍艦の入港にも一般の船舶と同様に対応する」としていますが、ならばなぜ米艦船に限り入港予定を直前まで秘密にするのか。「在日米軍並びに米国領事館から入港24時間前しか公表しないように要請されている」と管理組合は言います。しかし港湾管理者の責任で入港の打診が



米軍艦

ガーデンふ頭と帆船。平和な商業港こそ名古屋港の姿

あった段階から公表している港も少なくないのです。

四日市港は「米軍艦船入港対応マニュアル」を作成し、入港3週間前には議会にも報告し、1週間前には県民市民に広報すると定めています。

小樽港では入港希望の一个月以上前、連絡があった時点で、議会各会派、港湾関係団体及び報道機関に情報を公表しています。

今年8月5日、青森港に米海軍のイーゼス艦フィッツジェラルド(9000t)が入港しました。乗組員はねぶた祭りを楽しんだようですが、この米軍入港について港湾管理者である青森県は入港4日前の8月1日に堂々とプレスリリースしています。

名古屋港のアメリカ追随、秘密主義はひどすぎます。少なくとも入港目的が友好・親善というのなら他の船舶と同様に公表して当然ではありませんか。米軍艦船については他の船舶とちがいで、入港24時間前しか公表しない、この特別扱いの根拠、この24時間ルールの法的な根拠は何ですか。

米軍や領事館の要請によるもの

【港営部長】法的なものではなく、艦船の動静や警備上の理由による在日米軍及び在名古屋米国領事館からの要請に基づき、入港24時間前に入港情報をホームページに公開しています。

主体性が疑われる姿勢だ。一般船舶が利用したいと言ったらどうする(再質問)

【山口議員】24時間ルールは米軍の要請を受けて管理組合の判断で実施している、守らなければならない法律や条約上の根拠は何もない、という答弁でした。管理組合の自治体としての自主性・主体性が問われる性格の問題だということがはっきりしました。

通常の港湾業務に支障がない範囲、つまり希望する岸壁が空いているなら、相手が軍艦だろうと

入港を許可しないわけにはいかない、軍艦だからと差別しないと書いています。そこでお聞きします。名古屋港管理組合のホームページでも24時間前まで米軍艦船の入港接岸予定は出てきません。ホームページ上では、米軍艦船が使用する弥富ふ頭7号岸壁は空いているように見えます。

この岸壁を一般の船舶が使用したいと許可を求めてきた時は、管理組合はどうするのですか。理由は言えないが予約があるからダメ、と答えるのですか。

予定のないことを確認し米軍艦に使用してもらう

【港営部長】米軍艦船入港の打診があった際には、米軍艦船の停泊予定期間の一般船舶の入港予定及び港湾施設の利用予定を確認し、一般船舶の使用予定がない岸壁を米艦船の予定岸壁とする。

法的根拠もないのに特別扱いは問題（意見）

【山口議員】米軍から打診があった際に使用予定を確認しているからダブルブッキングはない、という答弁でした。米軍にはあくまでも民間船舶の岸壁使用の予約がないときだけ使用を認めているのでした。だったらなおさら法的根拠もないのに特別扱いは問題です。法的根拠もない24時間ルールは、管理組合の判断で、自主的に撤廃するよう要求しておきます。

秘密保護法ができれば、米軍の行動は特定秘密にされ、私がこの問題を議会で質問しても、みなさん方が答弁しても罪になるのでしょうか。そうさせないために力を尽くしたい。

8月16日の名古屋港でのコンテナ破裂事故について

事故を議会に情報提供しなかった理由は

【山口議員】8月16日午前3時49分頃、鍋田ふ頭コンテナターミナルで、20フィートのタンクコンテナが破裂する事故が発生しました。破裂というより爆発です。

コンテナは吹っ飛び、周囲のコンテナ8本が破壊され、ターミナル管理棟の窓ガラスも割れ、約6000㎡にコンテナの破片やタンクに入っていた液体が飛び散りました。コンテナタンクには、中国・



シアナミド(Cyanamide)とは、化学式 H_2N-CN で表されるアミド化合物である。化成品原料や肥料として利用される物質であり、医薬品としても使用される。刺激性を持ち、皮膚に触れると炎症を引き起こす。日本では毒物及び劇物取締法で毒物に指定されている。

上海から輸入され、二日前に荷揚げされていた作物用肥料の原材料となるシアナミドが入っていました。シアナミドは刺激性があり皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある物質です。港で取り扱う際には港長の許可が必要な、毒性がある液体の腐食性物質とされていますが、消防法による危険物には指定されておらず、事故があったタンクコンテナは一般のコンテナとして、危険物貯蔵ヤードではなく普通のコンテナヤードに置かれていました。

爆発した時間が早朝だったこと、場所が市街地でなかったこと、コンテナの移動中でなかったことなど、いくつかの偶然が重なり、結果的にケガ人はなく、大きく報道されませんでした。一歩間違えたら取り返しのつかない大惨事となっていた重大事故です。この事故を受けて、全国の港でシアナミドの取扱いが中止され、輸入が全面的にストップするという事態になりました。

ところがこの事故について、名古屋港管理組合からは私たち議員に対して、情報提供ひとつありませんでした。まさか鍋田ふ頭を運営しているNUCTの問題で、管理組合は関係ないという姿勢ではないですよね。これほどの重大事故なのに、なぜ議会に対し情報提供をしなかったのか。この事故についてどう認識しているのかうかがいます。

港の機能に影響が少なく、人的被害もなかった。

早朝で作業員がいなかったことが幸い

【港営部長】コンテナ破裂事故の発生を受け、直ちに名古屋港埠頭(株)とターミナル借受者の名古屋ユナイテッドコンテナターミナル(株)(NUCT)から事故報告を受けた。ターミナル内における管理棟や荷役機械等のガラスや、周辺のコンテナ破損等の物的な被害があったものの、港の機能に大きな影響を与えるものではなく、人身に

関わる被害もなかったため、議会への報告は行わなかった。

発生時刻が早朝であり、コンテナターミナルの稼働前で作業員がいなかったことが幸いだったが、発生時刻によっては人的被害にも及ぼしかねない大きな事故やあったと認識している。

事故の経過、原因と対策はどうか

【山口議員】あわせて事故の経過、原因と対策について、把握している範囲で教えてください。

輸入した薬品の安定剤の品質が悪くガスが発生し爆発

【港営部長】事故の発生を受け、直ちに原因と対策が明確になるまで、港湾運送事業者においてはシアナミドの取扱いの自粛規制が執られている。現時点における荷主の調査によると、事故の原因は、今回、中国から輸入したシアナミドについて、安定剤として添加されているリン酸の量が通常レベルよりも高く、品質が悪かったため、シアナミドの化学反応が起り、反応熱によりアンモニアガス等の発生で、コンテナの内圧が上がり破裂したものと聞いている。

今後の対策として、荷主は、品質低下の原因と対応が確立するまで、中国製の輸入は行わず、信頼性が高いドイツ製の輸入のみとし、更に、安全性を確保するため、タンクコンテナは使用せず、リーファーコンテナを使用し、シアナミドの変化によるガス発生が起こらない5℃冷蔵下で輸送することを検討しているとのこと。

危険物扱いされない危険物がターミナルに蔵置

【山口議員】名古屋港の発展に伴い、取り扱う貨物の種類も増え、また飛島村に続き、弥富市域でのコンテナ取り扱いが急増しています。それに伴

タンク・コンテナ(tank container)は、油類、化成品、各種ガス、濃縮果汁、原酒、食品原料などの液体や気体を輸送するためのタンクを備えたコンテナ。洗浄技術の向上によりさまざまな用途に転用でき効率的な運用を図ることができることからISO規格長さ20ftのものの普及が急速に進んでいるが、特殊化成品や各種ガスの小ロット輸送用の長さ10ft型および、ヘリウムガスなどの各種軽量ガス輸送用の40ft型も存在し、日本国内でも部分的に運用されてきている。用途により様々なコンテナ外観・タンクの高さ・口径種類の他、積荷により加温・保温機能や荷役設備などの、各種装置を備えている。



う安全管理上の問題は大きな課題です。ところが危険物についての扱いが、消防法と海上や港湾での船舶輸送に関する法律や規則によって大きな違いがあるのです。

船舶航行上の危険防止に関する事項を定めた船舶安全法や、港への入港や貨物の積み下ろしに際して港長の許可や指揮が必要な危険物を定めた港則法では、危険物輸送に関する国連勧告に定められている危険物リストに基づき、危険物が指定されています。

一方、消防法は船舶安全法や港則法とは異なる基準で危険物が指定されています。そのため、シアナミドのように船舶上では危険物であったものが陸揚げされたらたんに普通貨物になってしまうギャップが生じているのです。

通常コンテナヤードに、危険物扱いされない危険貨物が置かれている。この現状について管理組合はどういう認識をお持ちですか。安全管理対策としてこれまで何をしてきましたか。それは十分だったのでしょうか。今回の事故の教訓を踏まえての答弁を求めます。

取扱いマニュアルの改定に取り組んでいる

【港営部長】危険物貨物は、海上では船舶安全法や港則法に、陸上のターミナル内の蔵置は消防法に定められ、当該貨物のおかれた状況に応じ、各々法令に基づき必要な対応が図られている。

コンテナターミナル内は、危険物を蔵置するヤードとして所轄の消防署と協議の上、隔壁、消火設備等の防護設備を設置し、港湾運送事業者も、危険物コンテナは消防署の承認を得た上で危険物ヤードに蔵置しており、適切に対応している。

今回の事故を受け、港湾労働災害の防止の観点から、港湾運送事業者を始めとする関係者により、

リーファー・コンテナ(Reefer container)は、生鮮食品や低温輸送が必要な化学製品、医薬品、電子部品、フィルム、美術品などの輸送のためのコンテナであり冷凍コンテナとも呼ばれる。コンテナ内部に外部電力給電式の冷却・保温ユニットを備え、+20℃から-25℃程度までの冷却と保温が可能。また、ディーゼルエンジン発電機搭載式と従来の外部給電式の併用タイプもある。日本国内での運用には、長さ20ft級コンテナでは大多数が高さ8ft6in型で、9ft6in背高タイプはごく稀である。しかし、長さ40ft級コンテナでは9ft6in背高タイプが近年の日本の道路交通法の緩和と、経済性から多用されている。



危険物の輸出入に係る取扱いマニュアルの改定に向けた取組が進められている。

コンビナート防災に準じた防災体制の強化を求めよ

【山口議員】事故の対応にあたったのは弥富市や飛島村などを管轄する海部南部消防組合です。先日、直接お話を聞いてきました。

事故後の対応について、流出した液体の回収方法として、おが屑に液体を吸収させてドラム缶43本に詰める処理をしたが、その数時間後に数本のドラム缶からアンモニアガスや炭酸ガスなどが漏れ出す事態となった。可燃物におが屑を混ぜる処理方法には検討の余地がある、とのことでした。

破裂したタンク内の化学物質が何であるか、輸入業者に聞かないとわからない、現場で取り扱う業者も化学物質の名前は知らされていても化学反応で熱を帯びた時の消火方法はわからない、これが現状です。

神戸や四日市の消防などからも事故についての問い合わせがあったというお話でしたが、港湾を所管する消防本部同士の情報交換はほとんどありません。飛島に出張所はありますが、鍋田へのターミナル拡張に伴う消防体制の拡充もとくにありません。大丈夫なのか。

港湾において、コンビナート地帯には法律上も特別の防災体制が敷かれていますが、コンテナターミナルは普通の事業所扱いです。しかしそこで取り扱う貨物には多くの危険が潜んでいるのです。コンテナターミナル＝輸出入貨物を扱うエリアの消防力について、コンビナート防災に準じて、防災体制の強化を愛知県や国に対して求める考えはないか、答弁を求めます。

関係者との更なる協力・連携を図る

【港営部長】石油コンビナートなど大量の石油や高圧ガス等が取り扱われる区域は石油コンビナート等災害防止法により、特別防災区域として愛知県を始め、消防、特定事業者等により防災体制がとられている。

コンテナターミナルとは取扱いが異なる。コンテナターミナル内における安全対策は、関係者との更なる協力・連携を図っていく。

新しいマニュアルで危険物チェックができるか（再質問）

【山口議員】もし市街地を輸送中にこの事故が起きたら、と考えるとほんとにぞっとします。現にコンテナ運送中の爆破事故も過去に発生しています。重大な事故との認識があるなら、少なくとも管理組合議会の議員には知らせてください。

それぞれの法にもとづく対応はきちんとやっている、との答弁ですが、それでも事故が起きたのです。危険物ヤード以外に普通に置かれた貨物が問題なのです。

さて、取扱いマニュアルをつくっているとの答弁もありました。海上コンテナの安全確保について法改正は見送られたが、積み荷に関する情報を運転手に詳しく伝えるなどのマニュアルがつけられたと聞いています。

新しいマニュアルはどのようなものか。今回のシアナミドのような海上では危険物、陸上では普通貨物という製品のコンテナでの運搬については、新しいマニュアルでチェックできるのですか。コンテナゲートでは危険物の積載についてどうチェックするのか。答えてください。

危険物に関する貨物情報の伝達も含まれる

【港営部長】国が本年6月に策定した「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」は、過積載や偏荷重等の自動車運送する上での不適切な状態を改善するため、荷主、トラック事業者、運転者、船会社、ターミナル内の港湾運送事業者等の関係者が情報共有を図るための、具体的な取組内容が記載され、危険物に関する貨物情報の伝達も含まれている。

今後の安全確保対策は（再々質問）

【山口議員】この問題は港湾管理者だけの問題ではありません。警察や消防など愛知県をはじめ各自治体との連携が重要となります。

自治体行政の現場で長年働いてこられた専任副管理者ですから、こちらの問題ではもう少し具体的をお願いします。今回の事故への認識と今後の安全確保対策についてどうお考えなのか、をうかがいます。

港湾関係者の協力関係を一層深める（副管理者）

【専任副管理者】今般のコンテナ破裂事故は、大きな事故でしたが、幸い港の機能に大きな影響を与えるものではなかった。しかし、本港の機能に支障がでると、ものづくり産業のみならず、日本経済に与える影響も大きく、港の安全確保は大変重要なことと認識している。

本組合は、事故や災害に迅速かつ確に対応するため、24時間365日対応の危機管理室を設置するなど、港湾管理者としての危機管理体制を強化しており、引き続き、名古屋港所在市村の防災部局や警察、消防、そして港湾を利用する関係者との協力関係を一層深めて、安全・安心な港づくりに鋭意取り組んでいく。

港湾運営会社制度と国際コンテナ 戦略港湾政策について

民の視点を強調する港湾運営会社に国が出資を 検討するとはどういうことか

【山口議員】今年の3月定例会でも私はこの問題について質問しました。少しやり取りを振り返らせてください。

当局からは、港湾運営を一元的に管理することになる特例港湾運営会社は「公共性・公平性の確保」ができ「利益を追及するのではなく、利用者に（利益を）還元できる主体である必要がある」と説明がありました。私は、だとすれば、この会社は利潤追求が目的の株式会社はふさわしくない。利益を追求せず、公共性や公平性を確保するのはまさしく公が担うべき役割で、どうしてこの会社の設立が民営化の中心課題なのか理解に苦しむ、と指摘しました。

企画調整室長は、利用者ニーズに対応した低廉で質の高い港湾サービスの提供を目指し、港湾運営の一層の効率化を図るため、民の視点を導入して株式会社によって行う。しかし公共性や公平性の確保も必要なので、指定後も国及び港湾管理者が監督を行っていく、と答弁しました。

私は「特例港湾運営会社は自ら積極的に利益を出すものではないが、株式会社化により民の視点を導入して、港湾運営の効率化を図ると言うが、

利益を出すのが目的ではない会社に出資する会社があるのか？」と尋ねました。答弁は、「出資は今後の課題」というものでした。

その出資について、国が港湾運営会社への出資を検討すると言いました。8月に公表された「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会 中間とりまとめ」には「統合する港湾運営会社の体制のあり方」について「港湾運営会社への民間出資比率を3割以上としている基準の緩和、並びに国家的利益の確保等の観点からの港湾運営会社に対する国の出資など、港湾運営会社の出資構成の見直しに向け取り組む。」と書かれています。

民の視点を強調していたのに、公共性の確保が目的なら自治体直営なり公社公団方式で十分です。株式会社化せよ、と言っておきながら今度は国が出資する、とはいったい何なのか、理解に苦しみます。民の視点を強調する港湾運営会社に国が出資を検討するとはどういうことか。民の視点を強調する政策から、国の関与を強める方向に転換するようです。国が出資を検討することについて、みなさんはどう受け止めているのですか。

地域的事務より国家的利益を第一に考えられた

【企画調整室長】国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会の中間とりまとめは、「国際コンテナ戦略港湾が極めて広い背後圏を有する広域・国際インフラであり、より全国的・広域的な視点での集荷対策を迅速な意思決定機構のもとで実行していくためには、地域的事務よりも国家的利益の確保・最大化を第一に考えた、言わば部分最適よりも全体最適を優先した港湾運営を実現する必要がある。」とされ、港湾運営会社に対する国の出資を検討されている。

国が検討している出資は、まだ中間とりまとめの段階であり、出資の意義や効果、名古屋港への関わりなど明確でないので、今後の動向を注視したい。

名古屋港は国からの支援は期待できない

【山口議員】また「中間とりまとめ」には、東西の二大港湾に貨物を集めて、予算も重点的に投入する、だから国も東西の運営会社に出資する、と読めます。

名古屋港は、港湾運営会社を作らされても、国際コンテナ戦略上、国からの支援はあまり期待できないのではありませんか。名古屋港を事実上無視するのが国のコンテナ政策ではありませんか。

上物へ最大8割の無利子資金の貸付等で支援

【企画調整室長】国も名古屋港の重要性が理解され、港湾運営会社に係る部分に、特例的に国際コンテナ戦略港湾と同等とみなしてその規定が適用され、上物施設整備への最大8割の無利子資金の貸付等の支援が受けられるよう措置されている。

中間とりまとめをどう読んだのか

【山口議員】中間とりまとめをどう読んだのか。聞かせてください。

取り組む課題を明確化し、具体的な取組を加速させる

【企画調整室長】国の中間とりまとめは、国際コンテナ戦略港湾政策全体を深化させるとともに、国、港湾管理者、港湾運営会社、港湾関係者それぞれが取り組むべき課題を明確化し、具体的な取組を加速させるためのもの。

港湾運営会社も外郭団体になるのか

【山口議員】港湾運営会社の性格がますます不明瞭になりつつあります。出資状況からみると、この港湾運営会社も名古屋港管理組合の外郭団体になるのですか。この会社の社員の給料は公務員準拠、管理組合準拠になるのですか。

外郭団体となるが業務内容や組織体制、人員構成、社員の給料などは検討課題

【総務部長】本組合の出資・出えんが資本金等の25%以上等の要件を満たし、かつ、本組合が指導調整等を行う必要がある団体を外郭団体と指定。現在、外郭団体職員の給料は、本組合からの派遣職員等は本組合の給与制度に準拠し、その他の固有の職員は当該団体が経営状況や他団体との均衡などを踏まえ決めている。

特例港湾運営会社の業務内容や組織体制、人員構成は現在検討しており、社員の給料も検討課題です。

社長だけ企業人で「民の視点」が確立できるのか

【山口議員】社長だけを外から企業人を持って来れば「民の視点」が確立できるのですか。

専門的な知見を有するスタッフの配置などで利用者ニーズに柔軟に対応できるようにしていく

【企画調整室長】民の視点を導入し、効率的な運営を実現するため、民間企業経営経験者からの社長の登用を始め、集荷や海外主要港湾の専門的な知見を有するスタッフの配置、株式会社組織での経営の自由度や迅速な経営判断の確保などによって、利用者ニーズに柔軟に対応できるようにしていく。

必要以上の国の関与はお断りし、独自のスタンスで港湾運営を（再質問）

【山口議員】民間企業から儲けを出すことが目的でない港湾運営会社に出資を募っても集まらない、社員の給料は公務員に準ずる、社長が民間人なら、それだけで民間の力が発揮できるというのは無理がありますよ。国が作れと叫んだから、わざわざ港湾運営の株式会社をつくるのは問題です。外郭団体を新たに増やすのですか。

国のコンテナ政策で、名古屋港は、貨物を集めるというより、貨物を創りなさい、と位置づけられている。国の政策変更に一生懸命すがりつき、名古屋港は国際コンテナ戦略港湾に準じた港湾です、といくら叫んでも、国の関心は、東西二つの港湾に貨物を集中させる。それが選択と集中という国策です。

国の支援を受けられるように会社をつくることと、実際に支援があるかどうかは全く別なものです。管理者の言葉を借りれば、名古屋港が輸出でいく稼いでも、稼いだ分はみんな国を通して、東西二つの港にいつてしまうのです。

名古屋港＝伊勢湾は独自にがんばって、というのが国のスタンス。だったらいっそのこと、名古屋港は、必要以上の国の関与はお断りする、独自のスタンスで港湾運営にあたるという姿勢を確立すべきではありませんか。

国際コンテナ戦略港湾に関する国の政策動向と名古屋港の位置について、専任副管理者の考え方

をうかがっておきたい。

国の良いところは取り入れ、民間の先駆的な取り組みは維持・発展させる（副管理者）

【専任副管理者】我が国の経済と産業の成長を牽引する「国際産業ハブ港」の実現を目指す本港の港湾運営は、国の制度のメリットを活用しながら、飛島ふ頭南側の自動化コンテナターミナルや鍋田ふ頭の第3バースにおいて民間活力を積極的に導入し、効率化を図ってきた。今後も国の制度の良いところは取り入れつつ、これまでの民間の先駆的な取り組みは維持・発展させ、本港と背後圏の発展に繋がる港湾運営に努める。

あまりに一般的な答え（意見）

【山口議員】港湾民営化と国際戦略港湾政策については、副管の答弁はそつがないとも言えますがあまりに一般的です。もう少し聞きたいこともありますが、国際競争力強化特別委員会でも議論できると思います。今日はこの程度にしておきます。

ガーデンふ頭再開発について

ガーデン埠頭の企業誘致型開発の総括は

【山口議員】昨年（2012年）3月定例会でもとりあげましたが、管理組合の取組みに何の進歩も見られません。しつこいようですが重ねて質問します。

2008年に開業後わずか3年で名古屋港イタリア村が破産しました。その結果、約400人もの従業員が解雇されて職を失い、名古屋市には一億円を超える固定資産税の未納を残し、港のイメージも大きくダウンしました。

名古屋港管理組合は約1億2000万円もの債権放棄等を余儀なくされ、加えて施設撤去費用と跡地の維持管理費用などで約1億4000万円、合計で2億円を大きく超える損害を受けています。

年間の維持管理費用は昨年度で約1740万円。いつまでこの出費が続くのでしょうか。民間活力に安易に頼った結果がこの始末です。

今年度も、相変わらず企業進出頼みの再開発に固執してきましたが、その結果はどうか。今年も

公募実施は困難になったと報告がありました。議員総会でガーデンふ頭再開発について民間事業者の進出は難しい、と報告を受けたのはこれで4年連続5回目です。もういい加減にしたらどうですか。

私は、一つの提案として公共的なホール建設なども提案してきましたが、企業への意向調査でも、集客力ある施設の公共による整備が必要との声が出ています。近隣の開発動向では、金城ふ頭の開発に加えて、地下鉄で二駅隣の港区役所西に広がる東邦瓦斯跡地の再開発も始まります。ガーデンふ頭だけを考えてもダメです。イタリア村跡地を何とかしなくては、と焦ってもいけない。それではたとえどこかの企業が名乗りを上げて近隣の開発に集客力で勝てません。下手したら共倒れです。名古屋市でも、港まちづくりの指針となる築地ポートタウン計画を見直す時期となりました。ガーデンふ頭再開発についてもあせらずに一旦立ち止まり、深呼吸して、開発コンセプトや開発手法も仕切り直すべき時ではないでしょうか。そこですかがいます。いままでの企業誘致型開発がうまくいかなかったのはなぜか。みなさんの総括を聞かせてください。

ガーデンふ頭再開発については、築地ポートタウン計画の見直し作業の中で、この地域の開発計画全体を視野に入れながら名古屋市や地元の各団体等ともよく相談しながら、再開発のコンセプトや開発手法などをじっくり考えてはいかがですか。

事業者の要望で鐘楼や水路を撤去、さらに開発区域を拡大、利用制限の解消をした。しかし近隣の開発状況を見極めたいなどで今年度中の公募実施は困難

【総合開発担当】築地ポートタウン計画に基づいた賑わいの創出を図るため、平成22年3月に、東地区のイタリア村跡地開発に向けて、民間事業者の公募を前提とした事業化方策の検討を行っていくことにした。

信用力のある複数者の進出の可能性が認められる場合に公募を行うため、事業者の意向調査で要望のあった、鐘楼、エントランス及び水路を撤去。その後、事業者からの要望をもとに開発の区域を拡大。その後、数社から開発イメージの提案があったが、国有地による土地の利用制限が課題とされ

たので、課題の解消に努めた。しかし、近隣の開発状況を見極めたいとの意見や、公共負担の要望等、開発にあたっての要件が多岐に渡り、今年度中の公募実施は困難な状況です。

引き続き再開発の実現に向け、官民の役割分担における公共負担のあり方や、事業採算性及び実現可能な開発手法等の検討を行う。なお、検討にあたっては、地域住民や地元の各団体等からのご意見も聞きたい。

ほんとに情けない経過。地域の開発計画全体を視野に入れた見直しを（意見）

【山口議員】 ガーデンふ頭の再開発、ほんとに情

けない経過です。民間事業者の公募を前提した事業化手法が行き詰まっているのです。民間の力で、と言うのに、民間事業者からはもともと公共負担を、という注文ばかりじゃないですか。ところがまだ企業による開発にこだわっている。同じこと何年繰り返すのですか。

公共がもっと前に出て、実現可能な開発手法を検討する時期、と答弁したのですから、一呼吸おいて、築地ポートタウン計画の見直しとセットでよく議論していただきたい。

この次も同じ回答を繰り返すようなら、みなさんの責任も問題にせざるを得ないと警告しておきます。

2013年10月臨時会の議案審査の結果（10月25日）

議案名	結果	会派の態度							内容
		共	自	民	公	減	新	日	
議員派遣（タイ港湾公社・レムチャバン港）	可決	●	○	○	○	○	○	○	10/31～11/2。中国上海港を予定していたが断られ、やっぱり海外へ行きたいと行き先を変更。

2013年11月定例会の議案審査の結果（11月11日）

議案名	結果	会派の態度							内容
		共	自	民	公	減	新	日	
2013年度名古屋港管理組合一般会計補正予算	可決	●	○	○	○	○	○	○	補正額14億円。港湾計画改訂の見直しに伴う調査費、国際埠頭施設に係る出入管理措置の一部見直し、金城ふ頭道路・飛島ふ頭荷さばき地補修など。
2013年度名古屋港管理組合基金特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	補正額3億1680万円。納付金積立など
2013年度名古屋港管理組合理立事業会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	2億8800万円の減額補正。西部第1・第2貯木場理立地の整備内容見直し。
特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正	可決	○	○	○	○	○	○	○	専任副管理者の退職手当を一般職に準じて支給
特別職の職員及び職員の給与の特例に関する条例改正	可決	●	○	○	○	○	○	○	臨時的削減。部長次長5%、課長4%、その他3%。地域手当は給料の2%を加算
職員の退職手当に関する条例の一部改正	可決	●	○	○	○	○	○	○	支給率の改訂、調整率、調整額の導入など
工事請負契約の締結（稲永ふ頭廃棄物理立護岸築造工事（その8））	可決	○	○	○	○	○	○	○	16億4850万円で、みらい・若築・徳倉JVに
工事請負契約の締結（鍋田ふ頭進入道路3号橋（仮称）上部築造工事（その2））	可決	○	○	○	○	○	○	○	12億7365万円でIHI・瀧上・加藤JVに
工事請負契約の締結（鍋田ふ頭進入道路高架部上部築造工事（その3））	可決	○	○	○	○	○	○	○	5億4862万円でドーピー・名工JVに
指定管理者の指定（新舞子マリンパーク、南浜緑地及び北浜緑地）	可決	●	○	○	○	○	○	○	㈱日誠。4年。
指定管理者の指定（中川口緑地始め7緑地）	可決	●	○	○	○	○	○	○	ホームックス㈱。4年。
指定管理者の指定（富浜緑地（名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等を除く。）始め8緑地）	可決	○	○	○	○	○	○	○	名古屋港緑地保全協会。4年。
指定管理者の指定（名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等）	可決	○	○	○	○	○	○	○	非公募。名古屋港緑地保全協会。4年。
指定管理者の指定（名古屋港ポートビル及びガーデンふ頭臨港緑園）	可決	○	○	○	○	○	○	○	名古屋みなと振興財団。4年。
指定管理者の指定（名古屋港水族館）	可決	○	○	○	○	○	○	○	非公募。名古屋みなと振興財団。8年。

○：賛成 ●：反対 共：日本共産党（市） 自：自由民主党（県・市） 民：民主党（県・市） 公：公明党（県・市）

声明・申し入れなど

9月議会以後11月議会終了までに市議団が行った申し入れや見解、声明、談話などは次の通りです。

- 1 敬老パスの見直しは一部負担金でなく 交付率こそ引き上げを！(団長談話)(11月5日)
- 2 市営住宅駐車場使用料の値上げ撤回を要求する (11月12日)
- 3 高速4号東海線「わくわくサンキューウォーク」における装甲車等の自衛隊車両展示に強く抗議する (11月18日)
- 4 11月議会を終えて (12月6日)
- 5 年未年始援護対策の充実に関する申し入れ (12月9日)

敬老パスの見直しは一部負担金でなく 交付率こそ引き上げを！

2013年11月5日
日本共産党名古屋市議団
団長 わしの 恵子

名古屋市社会福祉審議会は10月24日、「今後の高齢者の生きがい施策のあり方について」最終報告をまとめ、市長あてに意見具申を行った。焦点の敬老パスの見直しについては「一部負担金の引き上げは避けられない」とされた。

敬老パスの一部負担金引き上げについて、日本共産党名古屋市議団は8月26日「誰もが利用できる敬老パスに！一部負担金の引き上げは容認できない」との見解を発表したが、あらためて引き上げには反対の見解を表明する。

今回の意見具申は、市が行ったアンケートで示された敬老パスの現行制度への市民の強い支持の民意を踏みにじり、行政評価の「見直し」判定のみに固執し、とにかく一部負担金は引き上げると結論を出すだけのものとなっている。

意図的な世論操作が疑われる報告概要

審議会が開かれる前日に分科会最終報告の概要が参考資料として公表された。審議会の結論は既に決まっていると言わんばかりで、提出された意見具申の概要も同内容であった。ここには、分科会で議論され、最終報告の本文にはあった「低所得者に対する配慮が必要」の記述はカットされている。その一方で、最終報告には具体的な数値の記載がない「名鉄・JR・近鉄へ拡大した場合の推計費用+52億円以上」との試算結果だけがわざわざ紹介されている。

このように「一部負担金を引き上げなければ65歳からの交付もできない」と脅して、一部負担金の引き上げは避けられないと、世論を誘導する意図が明け透けである。

引き上げ不可避の根拠は示されず——「福祉」の審議がこれでいいのか

審議会報告のどこを読んでも、一部負担金をいくら引き上げたら財政危機が解消され持続可能な制度となるのか、負担金引き上げの具体的根拠はいっさい示されていない。負担金引き上げによる交付率や社会的効果への悪影響にも言及がない。年金や介護など、高齢者の所得や負担に関する議論もない。高齢化の進展と財政危機を煽り立て、市民に負担増を強いるのが、「福祉」の名を冠する審議会の結論なのだろうか。この日の審議会は委員33名中12名が欠席した。真剣に名古屋の高齢者福祉について審議を尽くしたとは到底思えない。

日本共産党名古屋市議団は、市長の「敬老パスの堅持・利用拡大」の選挙公約も踏まえ、次の2点をあらためて河村市長に求め、その実現に全力を尽くす。

1. 公約を守り、民意を踏まえ、敬老パスの一部負担金の引き上げを行わないこと。
2. 引き上げるべきは敬老パスの交付率である。一部負担金導入以降、低下が続く交付率を引き上げるためにも利用拡大を含む施策こそ具体化すること。

市営住宅駐車場使用料の値上げ撤回を要求する

2013年11月12日

名古屋市長 河村たかし様

日本共産党名古屋市議団
団長 わしの 恵子

10月下旬に市営住宅の駐車場使用料の見直しを知らせる「住宅だより」が配布されたのに続き、11月からは対象者に対して個別の値上げ通知が送られている。「住宅だより」には、駐車場使用料の決定方法を見直す、平成26年4月から実施予定、一般的な値上げケースの例示、が記載されているだけであり、制度変更に関する説明責任が十分に果たされたとは言えない。この通知を受け取った市営住宅入居者からは強い不安と不満の声が寄せられている。

市営住宅駐車場に関して、事実上の値上げとなる今回の見直しは市民に新たな負担を課すものであり、容認することはできない。8月30日に市会都市消防委員会で明らかにされた市営住宅駐車場使用料の見直し案では、現在使われている駐車場の87%、約3万台が平均で年間1万4400円の値上げ額となる。総額3億円もの市民負担増である。

市営住宅は「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸」される公営住宅である。ここ数年、本市では市営住宅入居者の所得低下傾向が続いている。そのうえ消費税の増税が狙われ年金支給額も削減されるなど、入居者の暮らしは厳しさを増している。そのなかでの大幅な値上げは断じて認められない。

また、市営住宅駐車場使用料は、条例ではなく規則（別表）で定められており、議会の議決は必要ないとしている。しかし同様の手続きである保育料について、昨年は当局の値上げ提案が市民に広報されたあと、議会で市長提案の予算案が修正され値上げが撤回された。こうした例があるのに、値上げを既成事実のように「平成26年4月から実施予定」と広報・通知するのは問題である。

しかも個々の住宅ごとに駐車場使用料がいくら値上げになるのか、議会には具体的な説明がない。「住宅だより」には値上げについての簡単な説明しかなく、このような状態で駐車場使用料の改訂を一方的に通知するのは問題である。

市民の意見を聞くことも、議会に対する十分な説明もないまま、市民に新たな負担を求めることは許されない。

そこで日本共産党名古屋市議団は以下の2点を強く申し入れるものである。

記

1. 計画されている市営住宅駐車場使用料の見直しに伴う、大幅な市民負担増計画は速やかに撤回すること。
2. 議会での予算議決も経ぬまま、使用料の値上げを既成事実のように使用者に通知するのは止めること。

高速4号東海線「わくわくサンキューウォーク」における装甲車等の自衛隊車両展示に強く抗議する

2013年11月18日

名古屋市長 河村たかし様
名古屋高速道路公社理事長 村上芳樹様

日本共産党 名古屋市議団
団長 わしの 恵子

2013年11月17日に開催された名古屋高速道路全線開通記念のわくわくサンキューウォークには、子どもをふくむ多くの市民が参加した。高速道路の建設と運営についての評価はともかく長年の工事を経て完成することとなった高速道路への市民の関心の高さがうかがい知れる行事であった。

ところがこのイベントのなかで、陸上自衛隊の装甲車をはじめ四輪、二輪などの車両計5両が展示され、迷彩服姿の隊員も参加していた。イベント案内のチラシには確かに「働く車やゆるキャラたちもいるよ」とあった。働く車としてのパトカー展示や、東山動植物園や名古屋城本丸御殿などの宣伝コーナーがあるのはイベントの企画として理解できるが、自衛隊車両の展示はイベントの趣旨にもまったくそぐわない。

自衛隊の展示は、名古屋高速道路をいつでも軍事目的に転用できることをPRするために行われたのだろうか。

だとしたら、決して容認することはできない。

戦争放棄と戦力の不保持を定めた日本国憲法の下では、自衛隊は違憲の存在との指摘もある。とりわけ子どもたちを人殺しの道具である武器(軍事車両)に教育的配慮もなしに触れさせることは問題である。装甲車をはじめとした自衛隊車両の展示は自衛隊の広報活動そのものであり、市民に親しまれる道路づくりとはまったく相容れない。

日本共産党名古屋市議団は、今回のイベントへの自衛隊車両の展示について強く抗議する。またイベントに自衛隊展示コーナーを設けた目的と経緯を速やかに明らかにすることもあわせて申し入れるものである。

《参考》名古屋高速道路公社HPより

陸上自衛隊第10師団と名古屋高速道路公社は、災害発生時の連携に関する協定を平成24年7月24日(火)に締結しました。

1. 協定の内容

(1) 被害情報の共有

被災地域の被災状況及び道路損傷等に関する情報を共有

(2) 高速道路通行止め区間の自衛隊車両の通行

被災直後の点検等により通行止めの道路を、災害救援活動の自衛隊車両が通行

(3) 必要に応じた道路の緊急復旧

災害救援活動の自衛隊が、通行中の道路を必要に応じて緊急復旧

(4) 調整会議及び訓練の実施

災害発生時に備え、平常時から災害対応の課題を共有、適宜災害時の協力連携内容の見直しを実施

2. 協定の意義

東日本大震災では津波により街路が混乱しているなか、自衛隊が災害時の支援活動を行うため、被災地にいち早く向かう方法として高速道路を使用することが非常に有効であると確認されました。

名古屋高速としても、震災後は緊急交通路として速やかに供する必要があるため、この様な自衛隊との災害発生時の連携、相互協力は有効であり、防災体制を強化できるとして、今回、「陸上自衛隊第10師団と名古屋高速道路公社との連携に関する協定書」を締結したものです。

なお、協定締結の調印式を以下のとおり行いました。

(1) 締結日 平成24年7月24日(火)

(2) 会場 陸上自衛隊守山駐屯地

(3) 締結者 陸上自衛隊第10師団 師団長 陸将 宮寄泰樹
名古屋高速道路公社 理事長 村上芳樹

年末年始援護対策の充実に関する申し入れ

2013年12月9日

名古屋市長 河村たかし様

日本共産党 名古屋市議員団
団長 わしの恵子

市民の健康と福祉を守るための不断の努力に心から敬意を表します。さて、年末年始に過ごす場所が定まらず困窮状態にある市民にとって、宿泊施設の提供や健康診断、生活相談を行う本市の年末年始援護対策は欠かせぬ施策となっています。

今年度は無料宿泊所の開設期間が12月29日から1月6日の九日間となりました。一昨年は十日間あった開設期間が昨年度は六日間に短縮されましたが、暦の関係とはいえ開設期間が延長されたことは、援護対策の充実にとり重要です。今後とも援護に必要な一定の開設期間を堅持していただくようお願いします。

昨年度から実施した結核検査では、感染者が早期発見でき感染拡大を防ぐことができました。健康診断と共に今後とも継続的な実施が求められます。

またホームレス等の方へ通年的な支援施策につなげることも視野に入れた事前相談が昨年度に引き続き五日間開設されます。いままもなくない若者が非正規労働者として、またブラック企業によって「使い捨て」にされ、職と住まい、生きる意欲まで奪われています。市のシェルターや自立支援センター利用者のなかでも若年者が一定の割合を占めるようになっていきます。援護対策の本来対象である日雇労働者等に加えて、若年者の不安と要望に対しても、しっかり寄り添い相談支援できる体制が必要です。事前相談についてもこの視点から充実を求めます。

国は生活保護制度の改悪と保護基準の引き下げを強行しましたが、福祉・住宅・雇用などの総合的な施策により貧困問題を解決する努力こそ必要です。

名古屋市の年末年始援護対策をいっそう充実するよう以下の点を申し入れます。

1. 援護が必要な全ての方が年末年始を安心して過ごせるように、NPOなど市民団体とも協力して、本市の年末年始援護対策の各事業をもれなく知ってもらうよう広報に努めること。広報手段としてはSNSも活用すること。
2. 利用者や事業にあたる職員からの要望を踏まえ、受け入れ・相談体制の充実に努めること。とくに安定した就労につなげる相談・支援体制を工夫すること。
3. 結核検査を引き続き継続すること。健康診断などで利用者の健康状態を把握するとともに、とくにアフターフォローとして歯科治療を必要とする者には医療扶助の活用などの情報提供を行い、確実に受診につなげること。
4. この機会に、いわゆるネットカフェ難民など若者たちの実態をNPOなどととも把握し、さらに市の施策である若者ジョブサポートセンターへつなぐなど効果的な援護体制を構築すること。

11月定例会を終えて(声明)

2013年12月6日
日本共産党名古屋市議員団

- ◆ 11月20日に開会した名古屋市会11月定例会は、市長提案の63件と議員提出の2決議案を可決して、12月6日に閉会しました。日本共産党名古屋市議員団は、地下鉄や市バス、水道料金などに消費税を転嫁する料金値上げや公の施設を営利企業にゆだねる指定管理者の指定など16件に反対し、49件には賛成しました。
- ◆ 一般会計補正予算は待機児童対策にグループ実施型家庭保育室や元気臨時交付金を活用して用地取得するものでした。党議員団は、ごみと資源の収集の民間委託を拡大し、消費税増税にともなう駅機器改修が含まれているため反対しました。
- ◆ 消費税率引き上げを市民に転嫁するために市バス、地下鉄、水道料金などの料金を値上げする9つの条例改正案について、山口清明議員が議案質疑に立ちました。市長は「増税は大反対」「国の責任」と言い訳しながら、料金値上げによる市民負担が30億円であることを明らかにしました。山口議員は、子どもの料金は3%どころか10%の値上げとなっていることや、市民税減税のうち法人市民税をやめれば30億円の値上げは回避できるとの対案も示して、市民負担しないよう市長に迫りました。
- ◆ 田口一登議員が買い物弱者への支援、弥富相生山線の工事再開・中止の判断について、岡田ゆき子議員が介護保険制度の改正、市営住宅駐車場使用料の値上げ、旧城北病院跡地利用について、それぞれ議案外質問に立ちました。
- ◆ わしの恵子議員が、市バス、地下鉄の料金を値上げして消費税増税を市民に転嫁する条例案について、反対討論をおこないました。消費税増税をそのまま料金値上げしなくてもよいことは審議を通じて明らかになりました。わしの議員は、自公民新4会派が市バス、地下鉄の料金値上げの小児料金は据え置くとした修正案や附帯決議案を評価しつつ、修正しても消費税増税分を料金値上げに転嫁することから反対を表明しました。消費税引き上げにともなう料金値上げが、自・減・公・民・新・諸派の賛成で修正可決されました。
- ◆ 意見書は、各会派から提出された8原案のうち、「過労死防止基本法の制定」（原案を日本共産党が提案）など3件が全会一致可決されました。
- ◆ 名古屋市議会の解散請求に係る署名簿及び受任者名簿の目的外使用に関する決議、湯川栄光元総務環境委員

長に対する問責決議が議員提案され可決しました。

- ◆ 請願は「学童保育制度の拡充」「国民健康保険や介護保険の改善」など12件が、陳情は11件が受理されました。わが党市議団は請願10件の紹介議員となりました。
- ◆ 社会福祉審議会が敬老パス一部負担金の引き上げが避けられないと意見具申をおこないましたが、名古屋市としての対応を審議する財政福祉委員会の所管事務調査は、市長と当局との見解が一致せず延期になりました。議運理事会は、「(一部負担金2倍案を)見た印象がない」などと答弁する市長に対し、市政の重要施策を当局と意思疎通せず、職員に責任を押し付ける無責任な態度として厳重に抗議しました。
- ◆ 本会議での議案外質問の最中に、議長の許可なく演壇に上がってメモを渡したなど、減税日本ナゴヤ所属議員は議会運営を混乱させ秩序を乱しているとして、議会運営委員会は厳重注意をおこないました。
- ◆ 市営住宅駐車料金や地下鉄・市バス・水道料金など市民負担が目白押しです。党議員団は、名古屋市が安倍政権の悪政から市民を守る防波堤となるよう、また、来年度予算や次期総合計画に市民要求が反映されるよう、引き続き全力をあげます。

資料

- 資料1 山田まな議員の登壇発言中に、無断でメモを渡した鈴木議員への厳重注意 (12月5日)
 資料2 敬老パスに関する市長発言への議会からの抗議 (12月6日)
 資料3 (参考) 昨年の総務環境委員会での請願採択後の理事会の動き (2012年12月6日)
 資料4 新聞記事

資料1 事減税日本ナゴヤへの注意 (12月5日)

平成25年12月5日

減税日本ナゴヤ 園田 晴夫 団長

議会運営委員会 委員長 坂野 公壽

注 意

このたびの11月定例会において、鈴木孝之議員は、山田まな議員の議案外質問の最中に、議長の許可なく演壇に上がり、メモを渡す等の行為に及んだ。この行為は、長年培われた本会議の秩序ある運営を混乱させるものであり、議会運営委員会としては誠に遺憾である。そもそも、鈴木孝之議員は、議会運営委員会の理事を務めており、円滑な議会運営のために力を尽くす職責にあるところ、このたびの行為により、本会議の運営を混乱させ、議会の秩序を乱したことは、強く指弾されなければならない、猛省を促すものである。

また、本事案は、山田まな議員が答弁者を言い間違えたことに端を発していると思料されるが、答弁者を具体的に指定して質問することは、「質疑・質問にあたっての確認事項」として、本会議の都度、理事会で幾度となく確認してきたところであり、これに意を払わなかった同議員の行為は、本会議の要素をなす議員の質問を軽んじたものと言わざるを得ない。

減税日本ナゴヤは、本事案に限らず、これまでもたびたび議会の常識を覆す行為に及び、議会を振乱させてきたが、これ以上、議会運営を混乱させ、議会の秩序を乱す行為を繰り返すことのないよう、ここに厳重に注意するものである。



資料2 市長への抗議 (12月6日)

平成25年12月6日

名古屋市長 河村たかし 様

市政の重要施策について市長と当局との意思疎通が十分になされていないことに関する抗議書

目下開会中の11月定例会は、名古屋市社会福祉審議会が敬老パスの一部負担金について、引き上げは避けられない旨の意見具申をした後の最初の議会であり、敬老パスの今後のあり方について、活発かつ真剣な議論が期待されていた。

しかしながら、河村市長は本会議において、延期された財政福祉委員会の所管事務調査の資料に掲載された「現時点の見直し方針案」(2倍案)に対する認識を巡り、「きちっとプリントを見たという印象はあまりない。」、「所管事務調査はあるということは聞いておりました。まあペーパーがあったですかね。」などとあいまいな答弁を繰り返し、最後まで議会と向き合って真剣に議論する姿勢を見せなかった。

また、議会に対しては「市の案としては、これから大いに議論しようじゃないか。」と発言する一方で、タウンミーティングに集まった市民に対しては、現状の制度を堅持する考えをアピールしており、敬老パスの今後のあり方について真剣に考えている市民や議会に対し、不誠実な対応と言わざるを得ない。

そもそも、本市の行政執行の最高責任者である河村市長が、あたかも職員に責任を押し付けるような無責任な発言を繰り返しているのは、議会はもとより、当局とも建設的な議論を行うことはできない。さらに、職員が仕事をネグレクトしていると市民やマスコミの前で臆面もなく発言する姿からは、市政の最高責任者としての自覚を疑われてもいたしかたない。

昨日、開かれた議会運営委員会の席でも、河村市長は、当局から「レクは受けたが、確定する前の案だと思っていた。」などと、さらに事態を温乱させるような発言に終始し、最後まで反省の言葉や当局との意思疎通の改善に向けた考えを聞くことができず、誠に残念であった。

今回の敬老パスの件に限らず、河村市長はこれまで、当局との意思疎通が十分に図れておらず、市民にも名古屋市役所は組織としてきちんと機能しているのかと強い不安を感じさせており、このままでは市政への信頼が失われかねない。河村市長には、今後、このようなことのないよう猛省をしていただき、行政機関の最高責任者として、自らの役割をしっかりと自覚し、当局との意思疎通を十分に図り、責任をもって市民や議会に対応するとともに、自らの発言には十分責任をもっていただきたい。

以上により、名古屋市議会議会運営委員会理事会は、河村市長に対し、市政の重要事項について、当局との意思疎通が十分になされていないことに関し、厳重に抗議するものである。

資料3 「受任者名簿」での市会での協議結果 (2012年12月6日)

今回決議された受任者名簿不使用に関する決議案は、昨年8月の請願採択（自・民賛成、共産棄権、減税・公明反対）をうけて、理事会などで協議されてきたものです。この間の経緯を記した報告を紹介します。

議会運営委員会での委員の発言を受け、議会運営委員会終了後、直ちに議会運営委員会理事会を開き、事実関係を確認いたしました。

減税日本ナゴヤの余話幹事長が受任者名簿を管理・保有しているネットワーク河村市長に問い合わせをしたところ、「名古屋市議会解散請求に係る受任者名簿を使用し、公示前はネットワーク河村市長の封筒で政策案内、公示後は推薦ハガキ等を、愛知1区、2区、3区及び5区の日本未来の党の旧減税日本系候補者へ、合わせておよそ2万名に送付した。名古屋の市政改革のために使うという文言が受任者募集のハガキに入っており、市政と国政は関連しているため、今回の選挙活動に使用したものである」との回答がありました。

この回答を受け、理事会といたしましては、去る8月22日の総務環境委員会で採択され、同委員会の正副委員長会において協議・決定された「受任者名簿を選挙・政治活動に使用しないことを確認するとともに、これらを管理・保有している関係者に選挙・政治活動に使用しないことを強く要請する」という内容の決議文案を協議している最中に、当該名簿が実際に使用されるという事態が判明した以上、名古屋市会として、早急に同決議文案の取り扱いを再協議する必要があると考え、協議を再開いたしました。

理事会では、まず、現在、協議中の決議案に反対の意向を示していた減税日本ナゴヤに対し、その理由を再度確認したところ、「一民間団体（ネットワーク河村市長）に対して圧力をかける内容であること」が反対する理由とのことで、総務環境委員会でのやりとりもあわせて確認したところ、減税日本ナゴヤ所属の松山副委員長（当時委員）が同趣旨の発言を反対理由として述べているところでありました。

そのため、減税日本ナゴヤの意向に配慮し、お手元配付の委員長修正案の三つ目の見え消し部分、すなわち「名簿を管理・保有している関係者に選挙・政治活動に使用しないよう強く要請する」という部分を削除し、名古屋市会としてはこれを使用しないとする案を私から提示させていただきました。

この案に対し、減税日本ナゴヤを除く5党派は賛成の意向でしたが、減税日本ナゴヤは、お手元配付の理由、すなわち、「受任者名簿を使用しないことを確認するという決議を議会が行うことは、政治活動・選挙運動の自由に対する妨害であり、それを受け入れることはできない」との理由により、なお反対であるとの意向でありましたので、再度協議をし、さらに決議案を修正し、一つ目の見え消し部分、すなわち「政治活動に使用しないことを確認する」という部分も削除した案を改めて提示させていただきましたが、この案に対しても、減税日本ナゴヤの余話幹事長は、「相手側からの名簿提供もありうるので、現時点では使用しないとは約束できない」として、自らも選挙で使用する可能性を示唆し、ご賛同いただくことができませんでした。

名古屋市議会

市長抗議で議場騒然

受任者名簿の決議案巡り

名古屋市の河村たかた。これをきっかけに、市長が主導した市議会解散請求(リコール)運動時の受任者名簿を、選挙活動で使用しないことを確認する市議会の決議案を巡り、河村市長は決議案が採決された6日の11月定例会本会議で自席から立ち上がって抗議し

た。これをきっかけに、市長と野党の減税日本と自民など野党会派の市議による野次の応酬も始まり、議場は一時騒然となった。

決議案は最終的に野党側の賛成多数で可決された。河村市長は本会議終了後の報道陣の取材に、「特定の政治

団体の活動を侵害するもので、無効だ」と怒りをぶちまけた。

決議案の採決に立ち上がって猛抗議する河村たかし市長—名古屋市中区で



団体の活動を侵害するもので、無効だ」と怒りをぶちまけた。午後1時に始まった本会議は淡々と進んだが、決議案の採決手続きに入ると、市長は突然、「何をやっているんだ」などと大声を上げて自席を立ち、机に掌を強く打ち付ける場面もあった。藤田和秀議長が着席するよう自制を求めたが、市長は立ったまま抗議。採決が終わるまで、議場には市長に同調する減税市議と市長の態度を批判する野党市議の野次が交錯した。

決議はリコール運動時の受任者名簿と署名簿を選挙活動で使わないことを議会内で確認する内容。対象は市議のみで、法的拘束力はない。【井上直樹】

減税ナゴヤ幹事長辞任

在職3カ月 所属議員のヤジ引責

河村たかし名古屋市長が代表を務める減税日本(共産)が提案趣旨で、市内の市議会会派「減税日本ナゴヤ」の幹事長鈴木孝之議員が、十一月定例会での所属議員のヤジの責任を取り、幹事長を辞任した

際、田口一登議員(共産)が提案趣旨で、市内の市議会会派「減税日本ナゴヤ」の幹事長鈴木孝之議員が、十一月定例会での所属議員のヤジの責任を取り、幹事長を辞任した

ことが分かった。鈴木議員は、政務調査費の不正受給疑惑で幹事長を辞任した中村孝道議員の後任として九月に就任したばかりで、在職期間は三カ月。減税市議団は十二日に団

議運委理事でもある田口議員は「ヤジとは相手の話を聞いて端的に反論するもの。私の発言中、議事事務局がマイクの音量を上げるほどで、すごい圧迫感だった」と振り返り、「こんなことは初めて。ヤジではなく妨害行為と言わざるを得ない」としている。

(沢田千秋)

問題とされたのは、六日の定例会最終日の本会議で、二〇一〇年の市議会解散請求(リコール)で使った受任者名簿を目的外の選挙活動に使わないことを確認する決議案採決の

しかし、三議員は謝罪文の作成を拒否。十日の議運委理事会で、鈴木議員は各会派の幹事長らに対し「私の所属議員の不規則発言のけじめをつけたい」

地下鉄値上げなど可決

名古屋市の十一
月定例会は六日、消費
税増税に伴う市バスと
地下鉄の大人運賃値上
げ案、市立大病院の初
診料加算額の引き上げ
案、一般会計補正予算
案など二十八議案を可
決し、閉会した。

市営交通の大人の運
賃改定では、市バスを
二百円から二百十円に
値上げする。地下鉄は
二百二十円、二百六十
円、二百九十円、三百
二十円の各区間を十円
ずつ値上げする。

原案には子ども運賃
の引き上げも盛り込ま
れていたが、議案が修
正し、子どもと障害者
料金は据え置く。

市立大病院の初診料
加算額では、紹介状を
持たない患者に支払っ
てもらう上限を千円か
ら四千円に値上げ。比
較的軽い病気の患者を
かかりつけ医に任せる
ことで大病院として
担うべき高度医療に専
念する態勢をつくる。

総額五十六億円余の
一般会計補正予算には
待機児童対策として、
十九所のグループ型家
庭保育室(定員計百五
十人)を整備する費用
などが計上された。

(中村禎一郎)

2013年12月7日
中日新聞

2013年12月7日
中日新聞

守山の市有地、10年間塩漬け 取得半額以下で売却

市は、小学校の移転
先用地として十九億円
で取得したものの、計
画変更により十年間塩
漬けになっていた守山
区の土地の利用を断念
し、半額以下の八億円
で市内の住宅メーカー
に売却した。六日の市
議会本会議で関連議案
が可決された。

市は一九九七、二〇
〇三年度、先行取得し
た市土地開発公社から
十九億円での土地を
購入。しかし、東名高
速道路が騒音を抑える
ために、東名高
速道路の設置が進んだ
ため、〇三年度に移転
を断念した。市はそ
の南八百坪にある同区
の花咲台の住宅地で、
面積一萬四千平方坪。
志段味西小は東名高速
道路のすぐ西側にある
ことから、騒音対策と
して一九五〇年代に、
この土地への移転計画
が持ち上がった。

(中村禎一郎)



2013年12月6日
朝日新聞

敬老パス値上げ「説明あいまい」

負担増案 河村市長を議会が追及

名古屋市の高齢者が市営の
地下鉄やバスに格安で乗れる
敬老パスをめぐる、河村たか
し市長の答弁と市事務局の説
明が食い違っているとして、
自民や民主など市議会野党は
5日、議会運営委員会(議
運)で市長にただした。焦点
の自己負担引き上げについて
市長の説明はあいまいで、議
会側は追及を続ける構えだ。

敬老パスについて、市当局
は財政難を理由に自己負担の
増案を11月定例議会に示そ
うと準備。だが、市長が記者
会見で「出せない」と述べ提
示は見送られた。市長は本会
議で「(案を)きっちり見た
印象はあまりない」と答弁し
た。

この日の議運で委員長が報
告した市当局の話によると、
市幹部らは議会開会前の11
月12日、市長に資料を示し増

案を説明。市長は「議会を通
るのか」と質問し、「議会の
意見を聴くことはない」と発
言したという。岩城正光副市
長が「(市長答弁は)客観的
事実には反している」と説明
したことも明かされた。

議運には市長も出席し、
「(増案を)誰かに言われ
た記憶はあるが、議会の意見
を聴くことには同意してい
ない」と強調。ただ、「そう言
われれば(案の)ペーパーが
あったかな」などあいまいな
発言を重ねた。やり取りは約
1時間に及び、野党議員から
「誰の言葉を信用すればいい
のか」など苦言が相次いだ。

市長は敬老パスの話が出る
前、代表を務める地域政党・
減税日本の市議団を別件で批
判する決議案の扱いを議運で
協議中に、突然退席。議事は
約1時間中断した。

2013年12月10日
中日新聞

案分後領収書での政調費請求 名古屋市長認めぬ方向

名古屋市の一部が「方針を固め、議会に説
明する意向だ。」
人件費を政務活動分に
案件分後の領収書で
政務調査費(政務活動
費)を請求しているこ
も、市議会側が案分が
正しいうことを証明す
る必要があるとの考えを
見で、「案分後の領収書
は認めない方向で副
市長らと議論する」と
述べた。年明けまでに
「選挙請求しないかん」と

語った。
議会事務局による
と、政調費は市議会の
各会派に一人当たり月
五万円ずつ支給。各
会派は年に一度、収支
報告書を作成し、議長
を通じて市長に提出し
ている。

(中村禎一郎)

住民が主人公の市政に 力を合わせてがんばります



(北区)

岡田ゆき子

TEL 915-2705



(西区)

わしの恵子

TEL 532-7965



(港区)

山口きよあき

TEL 651-1002



(緑区)

さはしあこ

TEL 892-5190



(天白区)

田口かずと

TEL 808-8384

ご意見・ご相談はお気軽にどうぞ

日本共産党名古屋市議員団

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所内

TEL 052(972)2071 fax 052(972)4190

e-mail

dan@n-jcp.jp

名古屋市政資料

2013年11月議会

NO. 181 2013年12月20日

ホームページをご覧ください

<http://www.n-jcp.jp/>